

令和4年 第3回

甲佐町議会 9月定例会会議録

令和4年9月9日～令和4年9月13日

熊本県甲佐町議会

令和4年第3回甲佐町議会（定例会）目次

○9月9日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
日程第5 監査委員の報告について	6
日程第6 認定第1号 令和3年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について	7
日程第7 認定第2号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	35
日程第8 認定第3号 令和3年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	39
日程第9 認定第4号 令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について	43
日程第10 認定第5号 令和3年度甲佐町水道事業会計決算の認定について	46
散会	49

○9月12日（第2号）

出席議員	50
欠席議員	50
本会議に職務のために出席した者の職氏名	50
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	50
開議	52
日程第1 一般質問	52
散会	97

○9月13日（第3号）

出席議員	98
欠席議員	98
本会議に職務のために出席した者の職氏名	98
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	98

開議	100	
日程第1	承認第8号 専決処分の報告及び承認について (専第9号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算(第2号))	100
日程第2	承認第9号 専決処分の報告及び承認について(専第10号 令和4年度 甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))	102
日程第3	報告第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	103
日程第4	議案第44号 甲佐町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例 の制定について	105
日程第5	議案第45号 甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	113
日程第6	議案第46号 甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	115
日程第7	議案第47号 財産の取得について(小型ポンプ付積載車 2台)	117
日程第8	議案第48号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算(第3号)	119
日程第9	議案第49号 令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	129
日程第10	議案第50号 令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)	131
日程第11	議案第51号 令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	133
日程第12	議案第52号 令和4年度甲佐町水道事業会計補正予算(第1号)	134
日程第13	議案第39号 権利の放棄について(委員会審査報告)	136
日程第14	陳情第5号 多面的機能支払事業交付金返還に関する陳情について (委員会審査報告)	140
日程第15	議会活性化に関する調査特別委員会からの中間報告の申し出について	141
追加日程第1	発議第2号 甲佐町議会議員定数条例の一部を改正する条例の 制定について	142
追加日程第2	発議第3号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の 制定について	145
日程第16	議員派遣について	149
日程第17	総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	149
日程第18	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	149
日程第19	議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	149
日程第20	議会活性化に関する調査特別委員会からの閉会中の継続審査の 申し出について	150
閉会	151	

9月9日（金曜日）

令和4年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和4年9月9日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 9月9日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 9月9日 午後3時20分 議長宣告

1. 出席議員

2番 甲 斐 高 士	3番 田 中 孝 義	4番 鳴 瀬 美 善
5番 森 田 精 子	6番 佐 野 安 春	7番 荒 田 博
8番 宮 本 修 治	9番 福 田 謙 二	10番 井 芹 しま子
11番 宮 川 安 明	12番 本 田 新	

1. 欠席議員

1番 甲 斐 良 二

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 畑 公 孝 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥 名 克 美	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 渡 邊 友 美	総 務 課 長 北 野 太
企 画 課 長 古 閑 敦	地 域 振 興 課 長 荒 田 慎 一
くらし安全推進室長 永 井 恒 一	税 務 課 長 奥 名 雄 吉
環 境 衛 生 課 長 白 石 亨	住 民 生 活 課 長 橋 本 良 一
健 康 推 進 課 長 上 古 閑 一 徳	福 祉 課 長 宮 崎 貴 美 代
農 政 課 長 井 上 幸 介	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
会 計 課 長 渡 邊 友 美	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
教 育 課 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 吉 岡 英 二
社 会 教 育 課 長 後 藤 喜 治	
農 業 委 員 会 事 務 局 長 井 上 幸 介	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 北 野 太
代 表 監 査 委 員 豊 永 康 法	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 森 田 精 子 6番 佐 野 安 春

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長の諸般の報告について
- 日程第4 町長の提案理由の説明について
- 日程第5 監査委員の報告について
- 日程第6 認定第1号 令和3年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 令和3年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 令和3年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

皆様にお知らせいたします。1番、甲斐良二議員から本日の会議の欠席届が出ております。

これより、令和4年第3回甲佐町議会定例会を開会いたします。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしております。

また、傍聴者におかれましてもマスク着用の上、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番、森田精子議員、6番、佐野安春議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

12番、本田議会運営委員長。

○議会運営委員長（本田 新君） ご報告いたします。

先の定例会において付託を受けておりました令和4年第3回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る8月29日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布の通り会期を本日9月9日から13日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、監査委員の報告、令和3年度甲佐町一般会計各特別会計歳入歳出決算の認定及び水道事業会計の決算の認定、10日及び11日は、議案調査のため休会、12日は一般質問、13日は承認案件、報告案件、条例案件、財産の取得案件、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算、権利の放棄案件、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

願ひ申し上げ報告といたします。

○議長（宮川安明君） 会期の日程については、ただいま本田議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日9月9日から13日までの5日間と決定いたしました。

認定第1号から認定第5号までの令和3年度甲佐町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計の決算の認定について、承認第8号から承認第9号までの専決処分
の報告及び承認について、報告第6号財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議案第44号から議案第46号までの条例の制定について、議案第47号財産の取得について、議案第48号から議案第52号までの令和4年度甲佐町一般会計及び各特別会計補正予算、議案第39号権利の放棄について、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮川安明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は令和4年第3回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙のなかご参集をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年の夏は気温の上昇により異常な暑さが続きましたが、本州や北海道の日本海側におきましては線状降水帯の発生による豪雨によりまして甚大な災害が発生したところであります。

また、先日の台風11号につきましては九州の西を通過するという事で本町にとっては非常に影響を受けやすいルートでありまして心配もいたしておりましたけれども、幸いにも大きな被害は発生をしなかったということでもあります。これから本格的な台風シーズンになりますけれども、いつ何時起こるかもしれない災害に対して常に危機感を保ちながら消防団や自主防災組織をはじめ、各種団体等と連携した自助・共助・公助の協力体制のもと迅速かつ確かな対応を図っていく必要があると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、第7波による感染拡大により本町におきましても毎日多くの方々の感染が確認をされており、昨日現在におきまして累計で

延べ1,814人の感染が発生をしており、社会活動に多大な影響を及ぼしております。引き続きワクチン接種を最優先課題として国からの指示のもと本補正予算にも計上しております通り、新たなオミクロン株に対応するワクチン接種の準備を進めていくとともに、引き続き地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策分による対策を図っていくこととしております。

それでは今期定例会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案しております案件は、認定案件が5件、承認案件が2件、報告案件1件、条例案件が3件、財産の取得案件が1件、補正予算案件が5件の、合わせて17件となります。

まず、認定案件といたしまして令和3年度甲佐町一般会計歳入歳出決算他4件の各会計の歳入歳出決算の認定についてを、次に承認案件といたしまして令和4年度甲佐町一般会計補正予算第2号及び令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号に係る専決処分の報告及び承認を、報告案件といたしまして財政健全化判断比率等の報告についてを、条例案件といたしましては甲佐町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の制定について、他2件をご提案いたしております。

財産の取得案件につきましては、早川及び役場分団の小型ポンプ付き積載車2台を更新のため取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づきご議決を求めます。

補正予算案といたしましては、まず令和4年度甲佐町一般会計補正予算第3号の歳出から説明いたしますが、主にふるさと甲佐応援寄付金の増加、オミクロン株対応ワクチン接種対策地方創生臨時交付金の燃油高騰対策などに関する増額補正、その他人件費や前年度からの繰越額の確定に伴う調整を行っております。

歳入については、令和3年度の決算により歳計剰余金の処分による繰越金1億1,583万4,000円、ふるさと甲佐応援寄付金の増加見込みとして5億2,000万円、新型コロナウイルスワクチン接種費国庫負担金2,899万1,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,876万5,000円等を追加し、歳入が歳出を上回る2,041万円を財政調整基金繰入金から減額をして、総額で7億5,713万1,000円を増額補正し、補正後の総額を79億4,571万8,000円といたしております。

次に、令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算第1号、令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算第1号、令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきましては、歳出では主に過年度分の国県への返還金及びその他予備費の増額等を行い、歳入につきましては、歳計剰余金の処分により繰越金等を計上し、国民健康保険特別会計では2,164万2,000円を増額し、総額で15億1,919万8,000円、介護保険特別会計では6,067万5,000円を増額し、総額で16億3,887万5,000円、後期高齢者医療特別会計では107万3,000円を増額し、総額で1億8,052万4,000円としております。

次に、令和4年度甲佐町水道事業会計補正予算第1号につきましては資本的支出に工事請負費として500万円を追加し、総額を1億5,182万円といたしております。

以上今期定例会にご提案をしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は担当課長等に説明をいたさせますので、適切なご議決をいただきませうようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。宜しく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 監査委員の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第5、「監査委員の報告について」を議題とします。

豊永代表監査委員に決算審査意見書の報告を求めます。

豊永代表監査委員。

○代表監査委員（豊永康法君） おはようございます。代表監査委員の豊永康法でございます。

これより監査委員の報告を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

町長から、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、令和3年度甲佐町各会計の歳入歳出決算及び各基金の運用状況並びに水道事業会計決算について審査に付されましたので、森田監査委員とともに審査を実施し、その審査結果について町長へ報告を行ったところでございます。

それでは、お手元に配布してございます令和3年度各会計歳入歳出決算審査意見書をご覧いただきたいと思っております。

1ページの中ほどにございます2審査の期間は、令和4年7月20日から令和4年8月8日まで、実質延べ9日間でございます。

同じく1ページの下の方でございます。

第2審査の結果としましては、審査に付されました一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算書及び政令で定める付属書類については、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

なお、審査内容の詳細につきましては、お手元の決算審査意見書の通りでございますが、最後のほうのページ、23ページと24ページが結びとなっております。ここを朗読して報告とさせていただきます。

第9、むすび、令和3年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査の結果、各会計決算関係については、法令に準拠して適正に会計経理が処理されていることを認めた。下表は財政構造指標の推移である。経常収支比率は80.1%と大幅に改善されている。

また、主な要因としては臨時経済対策費、地域デジタル社会推進費の新設に伴う地方交付税の増加によるものである。

財政調整基金は、14億6,721万8,000円と前年を1億6,588万3,000円上回っている。地方債現在高は114億1,957万4,000円と、平成28年の熊本地震以降伸びを示しているが、今年

度の伸びは総合運動公園の整備事業や町営住宅の建て替え事業等によるものである。

一方、実質公債費比率は前年同様の6.3%となっている。

表の次でございます。

ここ3年間の歳入決算の推移としては、地方交付税が顕著に伸びるとともに、ふるさと納税の伸びが著しく安定した歳入状況となっている。

なお、不納欠損処分の状況は人員で238名、金額で1,929万2,000円と、前年度と比較した場合、人員で103名の増(76.3%の伸び)、金額で1,078万2,000円の増(126.7%の伸び)となっているが、甲佐町債権の管理に関する条例制定に伴う取り組みの結果と考える。

また、平成28年熊本地震からの創造的復興事業として整備されてきた熊本甲佐総合運動公園整備事業は野球場、ソフトボール場、管理棟が完成し、後は外構工事を残すのみとなった。今後交流人口の増加が期待される場所であるが、地元町民にとっても親しまれる運動公園として利活用の推進を図っていただきたい。一方、運動公園の使用料は令和3年度で561万5,000円となっている。整備完了に伴い、今後ますます利用促進を図り、使用料の確保に努めていくことが求められると同時に、維持管理についても法律的な運営が求められる。

さて、最近の情勢として新型コロナウイルス感染症の拡大が続き第7波を迎えているが、今後も新たな変異株が出現しそうである。

また、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や台湾問題、物価高騰問題、気象変動による災害の発生等想定出来ないような事態が起こっており、国民の不安も高まっている。このような中ではあるが、甲佐町としては町民の安心安全で住みやすい町づくりに引き続き取り組まれ、安定的な財政運営に努めていただきたい。

以上で令和3年度決算審査に係る報告を終わります。

○議長(宮川安明君) 以上で、豊永代表監査委員による令和3年度一般会計、各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算審査意見書の報告が終わりました。

何か質問ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質問なしということで、監査委員におかれましては、長期間の監査、大変お疲れさまでございました。議会を代表して両監査委員への深い敬意を表しますとともに、心から謝意を申し上げます。ありがとうございました。

日程第6 認定第1号 令和3年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長(宮川安明君) 日程第6、認定第1号「令和3年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北野 太君) それでは、令和3年度の決算書の説明をいたします。

決算書をご覧下さい。1枚めくっていただいて、認定第1号、令和3年度甲佐町一般会

計歳入歳出決算書でございます。

次のページをお願いいたします。

歳入総括表です。説明につきましては、款と収入済額でいたします。

款1、町税、収入済額、10億2,276万1,131円。款2、地方譲与税、7,061万7,000円。
款3、利子割交付金、39万5,000円。款4、配当割交付金、182万4,000円。款5、株式等
譲渡所得割交付金、369万6,000円。款6、法人事業税交付金、1,064万5,000円。

次のページをお願いします。

款7、ゴルフ場利用税交付金、1,181万5,175円。款8、地方消費税交付金、2億4,669
万9,000円。款9、自動車取得税交付金は0円です。款10、環境性能割交付金、465万
1,000円。款11、地方特例交付金、2,912万8,000円。款12、地方交付税、28億9,952万
7,000円。款13、交通安全対策特別交付金、82万9,000円。款14、分担金及び負担金、
4,368万956円。

次のページをお願いいたします。

款15、使用料及び手数料、6,820万9,765円。款16、国庫支出金、22億3,853万8,870円。
款17、県支出金、6億8,128万9,279円。款18、財産収入、2,983万9,444円。款19、寄附金、
5億2,219万5,500円。款20、繰入金、3億2,395万628円。

次のページをお願いいたします。

款21、繰越金、2億1,803万1,108円。款22、諸収入、8,310万9,816円。款23、町債、
11億1,905万4,000円。

歳入合計です。収入済額が96億3,048万6,672円です。

次のページをお願いいたします。

歳出総括表です。説明は款と支出済額で行います。

款1、議会費、7,507万7,227円。款2、総務費、14億7,601万2,110円。款3、民生費、
21億9,040万508円。款4、衛生費、6億9,681万3,793円。款5、農林水産業費、2億
9,126万2,590円。

次のページをお願いいたします。

款6、商工費、4億5,485万1,124円。款7、土木費、9億9,929万9,587円。款8、消
防費、3億4,948万1,128円。款9、教育費、11億64万7,597円。款10、災害復旧費、2億
3,954万2,937円。

次のページをお願いいたします。

款11、公債費、10億2,685万888円。款12、諸支出金及び款13、予備費につきましては、
支出済額は0円でございます。

歳出合計です。支出済額が89億23万9,489円です。歳入歳出差引残額が7億3,024万
7,183円で、このうち基金繰入額が5億5,000万円です。令和4年9月9日提出、町長名で
ございます。

続きまして飛びまして227ページをご覧ください。227ページでございます。

実質収支に関する調書になります。区分と金額を読み上げます。

区分1、歳入総額、金額が96億3,048万6,672円。2、歳出総額、89億23万9,489円。3、歳入歳出差引額、7億3,024万7,183円。4、翌年度へ繰り越すべき財源が(2)繰越明許費繰越額として、1,428万3,000円。(3)事故繰り越し繰越金として、13万円、合計の1,441万3,000円。5、実質収支額、7億1,583万4,183円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額5億5,000万円。5の実質収支額から6の基金繰入額を差し引いた1億6,583万4,183円が次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宮川安明君) 以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。主要施策成果一覧表からも質問することができます。

まず、歳入から款1、町税から款15、使用料及び手数料まで、15ページから31ページ上段までで質疑を行います。町税から、使用料及び手数料までです。

井芹議員。

○10番(井芹しま子君) 23ページの地方交付税についてお尋ねします。地方交付税はほぼ年々増額となっておりますけれども、今年も増額となっておりますけど、増額になった理由についてお尋ねします。

○議長(宮川安明君) 総務課長。

○総務課長(北野太君) 令和3年度で増額となった理由でよろしいですか。

令和3年度につきましては、全国的に、全体的に交付税の増額を図られていることと、デジタル化推進ということで新たな取り組みとして地方に特別交付税として、それについても加算されているというようなことでございます。以上でございます。

○議長(宮川安明君) 井芹議員。

○10番(井芹しま子君) 基準財政需要額と言いますか、それについてはどんなのでしょうか。上がっているのか増えているのか。どのくらい増えているのかをお尋ねします。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時37分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長(北野太君) お待たせしました。

基準財政需要額の伸びは約1億1,000万ということで、内容については地域振興費の中の地震の時に廃棄物処理費にかかった費用を償還するのが始まっておりまして、それと公債費の方が伸びたということで需要額が増額したということでございます。以上でございます。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

町税から、使用料及び手数料までで質疑を行っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。次に、款16、国庫支出金から款17、県支出金まで、31ページ中段から51ページ上段まで、何か質疑ありませんか。

田中議員。

○3番（田中孝義君） 34ページの個人番号カードの交付金ですけど、甲佐町で今どれくらいの方が申し込んでおられるのでしょうか。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） マイナンバーカードでございますが、8月末現在の交付率が人口に対して45.98%となっております。申請の方はもう少し多く受け付けておまして、交付までに時間がかかります関係で8月末現在の申請率は53.2%となっております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に款18、財産収入から款23、町債、51ページ中段から71ページまでです。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 64ページですけれども、令和2年度甲佐町シルバー人材センター運営補助金が返還ということで80万返還されておりますけれども、どういった方に発生したのかお尋ねをします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） シルバー人材センターの補助金の返還金についてですけれども、令和2年度に80万円の補助をセンターの方にしております。令和2年度の決算の結果、余剰金が発生したため、その補助金、町から交付しました80万円の補助金を令和3年度に返還となっております。余剰金につきましては、約390万円程の余剰金が令和2年度の決算上出ております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 款18、財産収入から款23、町債までで質疑を行っております。51ページ中段から71ページまで質疑を行っております。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に歳出です。歳出については、おおむね款ごとに行いたいと思います。まずはじめに、款1、議会費、73ページです。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に、款2、総務費、75ページから109ページ上段まで総務費について、質疑をお願いします。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。96ページで13の使用料及び賃借料の中の統合型地図

システム利用料で413万4,000円とございますけれども、このシステムの内容と利用されている課が複数あるのかなと思うんですけれども、こういったシステムでどこの課がこの地図システムを利用されておられるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） この統合型地図システムにつきましては、町の地籍調査後の字図とそれぞれ建設課の方でハザードマップと浸水想定区域とかそういったものを1つの地図の中に色んな情報を入れるというところで現在運用しております。

運用につきましては、それぞれ職員の端末に入っておりますけれども、それぞれの課で使えるような部分と、先程言いましたように字図関係のものであれば地番までは見れるけれど、所有者とか地目とか地籍とかは担当課以外では見れないとか、そういった部分で区分けをしたところで今活用をしているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 総務費について質疑を行っております。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 84ページですけれども、集落支援員活動助成金ということで150万円支出をされているわけですが、この活動が申し訳ないですが、こういった活動に対して出ているのか、そして支援員はどういった方を支援員として認めておられるのかお尋ねします。何名かということもお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 集落支援員につきまして令和3年度分については1名の方を任用させていただいております。活動内容につきましては、集落を巡回して地域課題の洗い出しや地域コミュニティの支援を支える活動をしていただきますとともに、移住定住の推進を図るうえで地域の現状や課題を把握してもらう地域の実態に応じた活動という形で、保護者の声等を聞きながら制服のリサイクルとかそういった活動もさせていただいております。合わせて小中高の連携として悩みを抱える保護者等の対話作りや、子育てしやすい環境作りの活動についても行っていただいております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 活動も多岐にわたっておりますけれども、何か資格なんかをお持ちなんですか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 資格的な部分は要りませんが、雇用している方については精神的なアウトセリミティとかそういう部分の資格等を自学で勉強しながら活動にあたっていただいております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 3回目で申し訳ないです。それはどのように町の中で生かされているのかお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 先程申し上げました通り、活動の中で今保育園、小学校、

中学校、高校も含めたところの保護者の悩みだったり、そういうのを聞いていただきながら子供に寄り添った町作りについて活動をしていただいていますので、そういった点では町の活性化また、移住定住に繋がるPR等が出来ていくのではないかと考えているところで。以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。すみません、この質問は主要施策成果一覧からもいいと議長おっしゃられましたけれど、それも同じく総務に係る所を質問せにゃいかんとですよ。

○議長（宮川安明君） はい。

○4番（鳴瀬美善君） はい、では資料の7ページで情報公開制度とございますけれども、この中で主な請求内容が町発注工事に係る設計書であるということで書いてあります。ほとんど町長部局に対して令和3年は36件請求があつて、主な内容が町発注工事の設計書ということでございますので、設計書に対してどういった開示請求がなされたのかその内容を聞かされる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町発注工事に係る設計書ということは金入りの設計書を情報開示請求があつております。請負者からですね。金入りの設計書となります。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） それは入札が終わった後に落札された方が他の方でもいくらだったのかなということでお尋ねがあつたということですかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、議員おっしゃる通りでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。主要施策成果一覧で8ページは該当しますかね。

○議長（宮川安明君） 消防費は別ですけど。

○6番（佐野安春君） その上の方に分散勤務施設整備事業というのがありますが、こちらについては質問大丈夫ですかね。私も初めて聞いたものですから、分散勤務について説明をいただきたい、何か成果があがっているのか、そういうところのご説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 分散勤務についてはコロナが流行した時に在宅勤務とか職員の勤務の形態を変えて感染防止を行うという中で、役場庁舎内で分散して執務室以外のところでそういった業務が出来るのであればということで分散勤務室も考えなさいということで流れがあつた中で、コロナウイルス感染症対策として地方創生臨時交付金を活用しまして今喫煙室が庁舎内に3カ所ございますけれども、喫煙室はもう禁煙ということで使っておりませんでしたので、そこの中をリフォームいたしまして、そこを分散室ということ

で3部屋ですね、臨時交付金を活用させていただきましてリフォームしたというようなことでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 何人の方がそちらで仕事をされていらっしゃるのですか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 常時はもうほとんど空いております、何かあった時にパソコン等を持ち出しましてそこで事務をしているということで、そこで常時事務をしているということではございません。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

しばらく休憩します。11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、款3、民生費、109ページ上段から127ページ上段まで何か質疑ありませんか。民生費についての質疑です。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。主要施策の12ページは該当しますかね、質問に。大丈夫ですかね。その中で移動販売整備事業がありますが、移動販売整備事業について。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの佐野議員の質問につきましては、6款でございますのでその時にお願いいたします。井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 124ページですけれども、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金とありますけれども、これについて詳しく説明をお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症への対応と、保育現場において働く保育士等の処遇改善のために必要な費用の補助を町内保育園5園に対して行っているものでございます。簡単ではありますが以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 園に対して行われたのか、保育士を対象に行われたのか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 町からは保育所に対して行っておりますが、あくまで保育士さんの給与等の処遇を改善するための費用として補助させていただいております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） それは具体的に改善と言われて保育士さん達への1人どのくらいと金額的にも出ているのですか。1人当たりという形で。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 申し訳ありません。詳細の資料を手持ちしておりませんので後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 民生費について質疑を行っております。109ページ上段から127ページ上段まで民生費についての質疑を行っております。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に、款4、衛生費、127ページ中段から143ページ中段までで何か質疑ありませんか、衛生費です。款4、衛生費について質疑を行っております。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。すみません、これも主要施策の12ページのところで公園トイレ改修工事とありますが、これも衛生費ですかね。

○議長（宮川安明君） 佐野議員6款ですのでよろしいですかね。

ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。134ページ、環境衛生費の中の区分は7の報償費、金額的には小さいですけれども、グリーンカーテンコンテスト商品代ということで9,860円が支出されておりますけれども、このグリーンカーテンコンテストの目的と、いくつの会社なのか個人なのか参加されて商品代としては非常に金額的には少ないですけど、何を目的としてどう進めていきたいと思っておられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） お答えします。グリーンカーテンコンテストについては毎年環境対策として電気をあまり使わないような形で緑を植えてもらってそれで省エネをしようと考えておりますけれども、例年参加される団体は少なく大体3件から10件程度の参加があつておまして、その方々に表彰したり商品を送つたりしております。以上です。令和3年度はちなみに8件の参加団体があつております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 私も防災無線等でお聞きはしたんですけどなかなか、自宅でも

ゴーヤを植えて陰を作るようなことはするんですけど、コンテストに参加するような規模では私の所はないんですけど、ただこの商品代として9,860円の支出であればですね、もう少し参加される方に対してもうちょっと心尽くしというか予算的には計上されていてPRされた方が波及して普及していくのではないかと考えて質問したところだったんですけど。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 参加団体に対しての商品としては非常に少ないですけど、一人一人がそういった気持ちで心掛けて取り組んでもらうということが一番大事だと思いますので、参加賞を目的にではなくて参加していただくことに対してどんどんPRはしていきたいなとは思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 142ページにリサイクル推進と書いてあるのでリサイクルのことについてお尋ねしていいですかね。リサイクルですけど、大体今品目がどの位なのかということと、他所の色々調べたところですね、リサイクルをする数というのは自治体によって様々ですけど、びっくりしたのが横浜市、これは大きな市であれなんですけど、非常に包装紙、プラスチックの包装関係、そういったリサイクルの資源ですよ、非常に数多く徹底して事細かくこういったものが資源としてリサイクル出来ますよというような一覧表が非常に詳しく徹底されていて、こういったものが一般ごみに出せるか出せないかというものについても印刷出来ない程沢山の、それはそれは非常に事細かくあるんですけども、今後ごみを減らすと、リサイクルを増やすということを考えるならそこら付近はどういう風に考えておられるのかお尋ねします。色んな包装紙の紙を分けたり、プラスチックの容器を今はトレイぐらいですけども、色んなプラスチックの包装容器というのは沢山ありますので、そういったところを分けている所も多くありますが、今後そういった点ではどういう風に考えているのかちょっとだけお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） お答えします。現在リサイクルの分別に関しては19品目で分けておまして回収しております。先程言われました通りプラスチックに関しての分別は事細かくやっている部分もありませんので、それにつきましては今後5町、広域でごみ処理施設の建設がありますけれども、その中で仕分けについて必要な場合は細かに分別する形になっていくかなと考えております。今後検討する課題と思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 今リサイクルの話で関連でお尋ねしますが、45ページに一般廃棄物及びリサイクル推進と主要成果一覧にありますけれども、先程課長の答弁では19品目と、この説明資料には18品目と書いてありますので1品目何が増えているのか。それと276トンの収益がどのくらいあるのか、利活用、収益をどのように活用しているのかその点をお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 19品目に関して主要施策の中に18品目に分けておりますけ

れども、18品目に関してはリサイクルステーションで集めているやつなんですけれど、19品目に関しては粗大ごみとかそういったものを含めて19品目という形になっていきます。

売上金額は今調べておりませんので、後ほど説明させていただきます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。衛生費について質疑を行っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に、款5、農林水産業費、143ページ中段から155ページまで下段まで農林水産業費について質疑を行います。質疑ありませんか。

甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番甲斐です。148ページの委託料で宮内地区山椒生産組合業務委託料100万円ということで掲載されておりますけど、この委託業務内容と宮内地区の山椒につきましては現在収穫あたりも少しずつ出来てきて、宮内地区で新たな加工品あたりもいくつか開発されているように見受けられます。そういった中でこの事業につきましては、当初宮内地区のみならず町内の中山間地辺りに広げていくなら、という構想をお持ちだったと思いますけど、そういった今後の事業展開についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 宮内地区山椒生産組合業務委託料についてご説明申し上げます。これにつきましては、先程議員が言われました通り本年度から若干山椒が取れております。ただまだ本格的に取れだしているわけではございませんので、本格的に収穫が出来る前の段階で山椒を使った加工品について開発をしていきたいということで山椒生産組合の方に委託をしまして、加工品の開発を行っております。

令和3年度の実績としまして加工品としては山椒塩のアウトドアの用のやつが一品、それとレシピ開発ということで2業者で3品目のレシピの開発を行っております。

また、今後の中山間地域等に広げる展開ということでございますけど、以前にもお話しておりました通り昨年説明会の方を開催しまして、その後コロナの状況がかなり厳しくなり現在のところ2回目の説明会はまだ行っておりません。ただ業者と打ち合わせをしながら今現地確認等も行って、コロナの状況を見ながら2回目の説明会、そしてそれに対する参加の意向調査等についても速やかに行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 152ページ一番下ですけれども、環境保全型農業直接支払事業補助金と194万1,500円とありますけれども、先程の資料を見ますと2ヘクタールで実施をしたということでありますけれども、そうすると単当たりの補助金が非常に大きいなと思ったのでそこら付近はどうなっているのかということと、これは調べていなかったもので申し訳ございません、国の事業なのか県の事業なのか、そこら付近も合わせてお願いします。なかなか今ですね、肥料等も高騰しておりますのでこれで肥料を抑えたり色んな効果もあるんだと思うんですけど、そこら付近も合わせて今後の展開についてお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは環境保全型農業直接交付金についてご説明申し上げます。この事業は農薬価格費用等を5割以上低減する、そういう取り組みに対して交付されるものとなっております。

令和3年度の実績としましては、農業者としては10、営農組織が4組織、農事組合法人が4組織、その他任意組織として2組織が取り組まれております。単価に関しましてはその取り組みによって変わってまいります。まずは一番多いのがカバークロップ、これについてが面積1反当たり6,000円。それと草生栽培、これについては反当たり5,000円。それと有機栽培、これについては反当たりの1万2,000円というところでなっております。

ちなみに、営農組織、そして法人につきましては、全てカバークロップ、レンゲの差し付けをされております。それと1件が栗の栽培について下で草生栽培をされております。そして1件についてが有機農業でされているというところで、これに対して交付金を出しているところです。

議員おっしゃいます通り化学肥料当たりの低減ということでそれも推進していきたいということで、この事業に関しても現在周知をして取り組みについて拡大を図っていききたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。ページ156ページは対象になる範囲ですよ。

○議長（宮川安明君） はい。

○6番（佐野安春君） その中で負担金補助金がありますが、鳥獣被害に関係していくつか補助金が出されておりますが、この鳥獣被害の状況とその対策ですね、そして対策が本当に効果を上げているのかどうかそういった点について説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 鳥獣被害対策ということですが、現在町の方で行っておりますのが、まずこの委託料で出てきております有害鳥獣捕獲の委託料、これについては有害鳥獣の駆除隊の方に委託をお願いしまして駆除活動を行っていただいております。そしてその下のカワウの被害防止活動委託料、これはシルバー人材センターでカワウの追い払い活動をお願いしております。そして先程おっしゃいました負担金補助金の中で鳥獣被害防止緊急捕獲等対策推進補助金、これについては例えばイノシシ捕獲一頭当たりいくらかとかそういうところでの補助金を出しております。

令和3年度の捕獲頭数に関しましては、イノシシの成獣、親ですねこれが111頭。それとイノシシの幼獣、これが30頭、それとシカが40頭、カラスが13羽というところで捕獲の実績が上がっております。これ以外にも協議会がありまして、そこに対して補助を行って、その協議会の事業として電気柵やワイヤーメッシュ柵の補助を行っております。

この効果についてでございますが、特にこの電気柵あたりの設置が年々増えております。その影響もあるのかどうかというところでございますが、イノシシ等の捕獲頭数に関しては若干ではございますが減っているようなところでございます。

ただ1点サルに関して、現在のところなかなか有効的な部分がないということで、ロ

ケット花火あたりでの追い払い活動について地域の方々をお願いしておりますが、なかなか被害が食い止められていないというところで、今県の協議会の方で甲佐町の方から提案をしまして、サルに対しての対策についての研究をしていこうということで、今サルについて費用的にもそこまでかからないような対策、皆さんが出来る対策について研究をしている状況でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今回のことに関連ですけれど、捕獲頭数イノシシ、シカということで今数を上げられましたけど、実態として潜在的にどれくらいいるのかというような調査とかはないのですか。これはほんの一部のような気もするんですけどいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） これについてはあくまで捕獲した頭数ということで、潜在的にどのくらい今生息しているか、そういう調査については行ってはおりません。以上です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。

次に、款6、商工費、155ページ下段から165ページ上段までで何か質疑ありませんか。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 主要施策の先程質問しかかったところなんですけれど、ページ12ページに移動販売整備事業というのがありますが、移動販売整備事業についての事業の内容ですね、利用者数や販売実績、販売ルート等を説明いただければと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 移動販売の実績等についてご説明申し上げます。

令和3年度につきましては、6月から開所していただきまして令和4年度までの10か月間という形になります。稼働日数については251日、客数につきましては1万745人、売上については1,585万6,173円という形で実施になっております。

後コースといたしましては3コース周っていただいているところです。乙女が1コース、寒野宮内で1コース、龍野早川で1コースということで3コースで周っていただいているところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番です。先程も質問しかけたところで、公園トイレ改修工事がありますがその関連ということでよろしいですか。津志田河川自然公園トイレ工事ということですが、津志田河川自然公園は賑わいが継続しているということですが、先日事故がありまして全国的なニュースになって大変な状況だったんですけども、事故防止の対策を何をされていらっしゃるのかということと、私も事故がありましたので車で見て通るだけで現地に全然行っていなかったものですから現地にどういう状況かということで行って見たんですけども、水難救命具格納庫というのが2カ所自然公園マップに載せられているのですが、それを探しに行こうと思いましたがなかなか場所が確認出来なかったと。あそこは結構草が高くのんでおりますので、平地と言いましてもデコボコして

いますので分かりづらいと思ったんですよね。この前あった事故も水難事故ですのでやはり水難のための救命具というのは場合によっては必要性があるかと思うんですけれども、そういったところでは水難救命具格納庫についてはどういう風にお考えなのか。それと見たら中はすぐ開くんですけれども、泥でかなり汚れているというか傷んでいる感じもありました。そういったところで水難救命具格納庫の状況を何かお考えなのかどうかお尋ねしたいと思ひまして。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 津志田河川自然公園の事故についての件ですけれども、対策については看板等も設置をしておりましたけれども、事故があったということで町のホームページにも掲載をさせていただきましたし、国土交通省とも連携を図りながらまた看板の追加等もさせていただいております。それについてはNHKの報道でもあつてるところです。

議員おっしゃる通り水難事故の救命具については国土交通省とも協議をさせていただいております。以前自然の流れで川の流れが変わつておりますので、今設置してあるところが川岸の近くだったんですけれども、最近でいきますとそこはもう川ではなくて奥に入つておりますので設置の場所を変えようとか検討もさせていただいておりますし、設置をどうしていくかという部分で国土交通省とも話したところ、大雨が降つて流れてもしょうがないけれども、利用しやすいような形で設置が出来ればという風に今協議をさせていただいております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 津志田河原の件なんですけれども、なかなか草が酷くて中に入つても足元が非常に危ないと言ひますか、先程の子ども議会の中でも子供の公園、遊べる公園が欲しいと言ひて言ひましたけれども、あそこら付近をもう少し整備が出来ないのかなという風に思つたんですけれども、そして子供さん達も見えるのでそういった点ではもう少し綺麗に整備をしながら子供さん達が遊べるスペースと言ひますか、そういったところの整備があそこに出来ないのかなという風に、あそこにと言ひわけじゃないですけど、あそこもそういった点では出来ないのかとちょっとお伺ひをいたひます。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 井芹議員おっしゃる通り今草等が結構伸びて見えにくい部分もあります。今年度は先程佐野議員からもお話がありましたように事故の後に国土交通省さんに一部伐採をしていただひて開けたところもあります。今後については町と国土交通省とも協議をしながら草等の伐採については図つていきたいと思ひておりますし、子供が遊べる場所については広場等がありますのでその草刈りについては町が行つておりますので、そういうところの芝生、そういう草の所で遊んでいただく形でしていければなと思ひてるところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 商工費について質問を行つております。何かありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 160ページの空き店舗改修補助金が30万出ているんですが、これは1店舗なのか、どこら付近なのかということで今開業されているのか、空き店舗と言いますか、そういったものが後どの位活用出来るのがあるのかですよね。そこら付近なんかの動向を掴んでおられるのかですよね。今後の町のそういった点での町作りの方針等も含めてお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 空き店舗改修補助金につきましては、議員おっしゃる通り1件の部分になります。これについては、あそこ行政区が緑町か岩下2区か、あの大井手川沿いの所ですね。今阿蘇塾ということで子供達の塾について改装をされて活動をされています。

また、空き店舗の把握とありますけれども、総数の把握は出来ておりませんが、町の空き家バンクに登録してある分については今空き店舗としては1件あるところになります。

空き店舗については今後も商工会とも色々協議をしながら地域活性に向けた取り組みが出来ていけばということで協議をしていきたいと思っています。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） すみません、先程の質問なんですけれど、この30万ですけど、基準がありましたか、その点1点だけお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 補助率については2分の1の上限30万という形になっております。以上になります。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。

次に、款7、土木費、165ページ上段から177ページ上段まで、土木費について、質問をお願いいたします。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。170ページです。右側の欄に備考とあります。その中で重機借上げ、それから舗装補修用原材料とありますね。こういうのはどこに使われておるかとか大体年間総額どれ位の予算を確保されているのかお聞きします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） お答えいたします。使用料及び賃借料の重機借上げ料につきましては、町道の維持費ということで、町内全域の町道と町内の法定外公共物の里道辺りに使っております。それと原材料につきましては、これも町内全域の町道とか集落等で原材料が必要な時に、生コン舗装をされる時に生コン代とかを支給しておりますが、ほとんど町の方での維持管理用での支出が半分以上はそちらの方で使用しております。何カ所かにつきましては、ちょっと全域で使っておりますので把握はしていません。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 予算総額につきましては、重機借上げにつきましては53万6,000円、原材料につきましては140万9,000円となっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。町道や里道の方に使われているということで今里道の方は行政区の要望だったり、それから行政区から小部落の方から行政区に上がって、町の方に要望を出されていると思いますけれど、現在小部落で材料支給とか重機借上げとかする場合にですね高齢者でなかなか若い人が居られない。重機にもなかなか乗られない。そしてダンプを借りてもダンプの運転が出来ないということで将来的にはそういう行政区が段々増えてくるかと思えますけれども、そういった点町の方は今後の方針としてどのように考えておられるのかをお聞きいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今後の里道の方針、管理の方針ということですが、里道の維持管理につきましては、地域住民の方に主に軽作業、除草や清掃をお願いしているところですが、先程議員がおっしゃられましたように高齢でなかなか大規模な修繕等は出来ませんので町からの支援といたしましては、原材料の支給であったり建設業辺りに重機借上げの手配をしてやったり、後一定の要件を満たせば国の補助を受けて道路幅員を4メートルにする幅員ですが、それは用地を無償提供して国から補助を受けて町が工事をするような制度もございます。

それと町道と同等の里道辺りがあると思うんですけど、集落内にですね、そういった箇所につきましては、要望書を提出していただいて町道の維持と同等の扱いをして、これも町内全域で優先順位等はつけまして計画を立てております。

いずれにしても現在の制度を利用してそういった相談があった場合には行政区の負担軽減に繋がるように区と相談しながらやり方を決めているような現状で、今後もそういった方針で管理をしていこうと思っております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。地元の方がなかなか出来ない、でもここはどうにかやって欲しいということで工事費用は発生するわけですよ。今課長の答弁の中でどうにか要望書を出されてそういったことも出来るんじゃないか、と今言われましたので色んなことが今から発生するかと思えますので、そういう点に関しましてはどうかよろしく願いいたします。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 私の方もその点と質問を1つ考えていたところを合わせてですね。里道というのは生活道路になると思うんですけども、あちこち町内回りますと、なかなか生活道路の傷みというのが多いと思うんですよ。そこが里道なのかもしれませんけれども、例えば津志田神社に上る、あれは山道になっているのかどうか分かりませんが、そこについても地震後の跡そのまま、一部舗装されているみたいですが、なかなかそのままで不安だなと車で通る時に、大きな車は思うんですけども。そういっ

た事も含めて生活道路のやはり色々道路維持工事については相当数の予算を使っておられますけれども、そういった点についても是非強化をして欲しいと思うんですけれども、その点についてはどうでしょう。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町道と里道の今度の維持管理についてですけれども、維持管理につきましては、町道里道と予算を分けておりませんので配分の範囲で町道及び里道の舗装の悪い所から順次行っている所です。先程議員がおっしゃられました津志田の所は今年度一部舗装をやり直しております。全線出来ませんのでこちらについては継続的にやっていこうと思っております。

それと全体的に舗装の劣化が酷い町内全域に当たってはですね、町道にあつては交付金事業等を活用して計画的に事業を展開しているところでございます。維持に関しては限られた予算でありますので、そちらは通行に支障をきたす所を優先的に局部的に行っているところでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番宮本です。ページの174ページ、住宅管理費の全般になりますけれども、幾度となく町営住宅の維持費、管理費については質問をしておりますけれども、課長にお聞きしますけど、今後解体もしくは新しく建て替え等は計画はあるのかないのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 住宅の建て替えにつきましては、現在施行しております早川第一団地を建て替えを行っております。以後の建て替えの計画はございません。後はその分維持管理をしながら使っていただくような計画としております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。そこで町長に前回も同様ですけど、幾度となく質問しておりますけれども、今後この町営住宅を新築にあたりその経費と改修見込み、全く今まで維持管理費としては住宅建て替えにあたっては修繕とか色んな管理費等とんでもないお金がかかるということで払い下げをしたらどうかという、今後ですね、後何十年後先か分かりませんが、したらどうかという質問をしておりますけれども、町長のお考えとして今後はそういう町営住宅あたりは払い下げをされるのかどういふ考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 町の町営住宅の政策、考え方については震災前の段階においてはなるべく現状のバランスから出来るだけ縮小出来るようであればそういう方向で行きたいというような考えでございました。

ところが、震災以後、復興住宅等もそういう施設を作る必要があったので現在のような現状になっております。現在入居されている方の動向次第と思っておりますけれども、その辺の集約が出来て払い下げの希望というようなものがあれば前向きに町としても検討すべき問

題だと考えます。以上です。

○議長（宮川安明君） 土木費についてほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。資料の53ページ、内水対策事業ということで下横田地区、緑川団地付近の浸水対策として内田川や緑川団地の調整池からの越水による被害の軽減を図るため排水ポンプの整備を行ったとうたっていますので、現地については私も分かりますけれども、あそこの緑川団地については100個以上の住宅、そして下流の方に企業さんとかもいくつも出来ておりますのでその排水対策は非常に大事かと思えますけれども、どのような排水ポンプを何基作って、その一本当たりの能力とか、そして排水先はどこに流されたのかというところを少し踏み込んでお答えいただきたいと思えますけれども。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） こちらの下横田地区の内水対策としてポンプ施設を設置しましたが、こちらは団地内に調整池が2つありまして、調整池からの越水と内田川からの越水で浸水被害がございました。そちらを調整池の方を繋ぎまして、緑川の方へ釜場を作りまして緑川へ排水するような仕組みになっております。

ポンプの能力としましてはポンプは4台設置してあります。毎秒0.3トン、分かり易く言い換えますと家庭のお風呂が300リットルと仮定しましてそれを1秒間で排出する1台の能力を4台設置してあります。操作につきましては建設業協会と協定を結ばせていただきまして災害時には設置をしていただくようにしております。梅雨時期、台風時期には設置をしたままにしております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 令和3年の決算ですので令和3年度には設置した後に実施された経緯はございますか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 令和3年から今まで幸いにしてそういった被害がございませんので稼働はしておりませんが、訓練として1回建設業協会の人と集まって訓練的に1回稼働をさせていただいております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） すみません、その下に今言われた船津地区における馬門川浸水対策の件が載っているわけですがけれども、今後の検討を行ったということなんですけれども、その結果と、あそこの越水がこれは溜池だけではないんですね。これは堅志田中央町からの水が溜池の水よりも一層多いわけなんですよね。だからその点も考えていただかないとなかなかですねと思うんですけれども。その点はどういう、工事がどういう風になろうとしているのか、計画が上がっているのかお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 船津地区の馬門地区の浸水対策としましては3年度どう

いった対策が出来るかの調査を行っております。馬門川自体が川幅が狭くてそこから越水するという事ですので、一番いいのが川幅を広げるのが良いのですが、住宅が密集しておりまして川幅は広げられないということで、どういった対策が出来るかの検討を行っております。その中で溜池の改修、溜池が2カ所ございますけど、溜池に調整機能を設けて1回溜めて徐々に流すとか、そういった検討を行うとか、遊水池を作ったらどうかということでそういった検討をして、今後どういった対策でやっていくかの検討を行った調査でございます。現在どういったことが一番、費用対効果も考えてどういったやつにするか今も協議をしているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。今質問があっている所の下の方の災害関連事業の宅地液状化対策事業について質問を行います。この事業の説明の中の最後の部分、令和2年度から令和3年度は液状化対策モニタリング調査を実施した、とありますが、このモニタリング調査の結果というのは公表されているかどうか、そういったところをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 令和3年度に液状化対策のモニタリング調査を実施しました。こちらにつきましては、効果につきましては地下水の低下がみられるということで効果があったという風になっております。それと公表につきましては、地域の住民の方には回覧で簡単な説明ではございますけれども、回覧じゃなくて全戸配布をいたしまして周知をさせていただいております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番田中です。先程の馬門川の件ですけど、前にも私も質問したと思いますが国へ排水ポンプの要望をするという課長の答弁もございました。その辺のことはどうなっていますか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 馬門川の浸水に対して国へポンプを要望をするということは、防災ステーションの設置について国の方で防災ステーションを現在工事をされておりますけれども、その関連で法尻に浸透側溝を設置されます。その排水を町の方でポンプを使って緑川の方へ流すという風に計画を立てておりますけれども、ポンプ自体につきましては、町の方で準備するという事になります。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 馬門川については緑川の水位が上がって、また水が引かないということもあって排水ポンプということであの時は言われたと思いますけど、それが近いうちに来るのか、大体どれくらいのところで見ていらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） そちらも国の防災ステーションの整備工事に関連しておりますので令和5年度か令和6年度には実施出来ると考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） ページ168ページの負担金補助金及び交付金の中に三本松甲佐線道路整備促進期成会負担金15万が上がっておりますが、これの関連で確か一般質問を鳴瀬議員がされる予定ですかね。1点だけこのことに関して、私もかつて質問をしたかと思うんですけども、いわゆるやな場の上流から上揚辺りまでですね、やはり地元の要望とかでは防犯とかあればというようなところがあったと思うんですけども、そういった計画は無いのでしょうかね。お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後12時10分

再開 午後12時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） これは一般質問で入っているものだと思います。一応今の所はありません。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

昼食のため、しばらく休憩します。午後は1時10分から再開いたします。

休憩 午後12時11分

再開 午後1時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課及び環境衛生課より午前中の質問に対する答弁の申し出があっておりますので、これを許します。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 決算書124ページの保育士等処遇改善臨時特例事業補助金について井芹議員からご質問がございました1人当たりいくらくらいかという件でございますが、3%、月額1人9,000円程度の賃金改善のための補助金となっております、決算額につきましては令和4年2月と3月の2ヶ月分となっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 午前中にまず鳴瀬議員の方からご質問いただいておりますグリーンカーテンコンテストの予算の件で追加で説明させていただきたいと思っております。

グリーンカーテンコンテストというのが元々0予算でスタートした事業でありまして、環境フェスタを行う際に表彰と合わせて商品をやるのではないかとということで商品を付けた経緯があります。グリーンカーテンコンテスト自体が温室効果ガス0に向けた施策の取り組みの1つになりますので、今後も啓発活動を続けながらご協力いただけるような形で行っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、荒田議員から質問がございました資源物の販売についてですけれども、御船町甲佐町衛生施設組合で販売されている資源物の実績ですけれども、令和3年度の実績が578万7,985円、これトータルになります。町毎の内訳が出ておりませんが、トータルという形でご説明させていただきたいと思えます。

販売数量につきましては、全体275トンの資源物が出ているという形になっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 次に、款8、消防費、177ページ上段から185ページ中段まで、消防費について質疑を行います。何かありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 180ページの下の方に糸田地区の格納庫の使用料が12万円程掲載されております。いわゆる通称消防小屋と言われるところだろうと思えますけど、この土地というのは大体20近く我が町には部が消防小屋があると思えますが、その土地というのは等しく同じく町が管理するのかどうか、それと建物についても町がどのように関わっておられるのか、作っているのかその点について質問します。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） まず180ページの糸田地区消防格納庫用地使用料というこの支出の12万円のことについて説明いたします。これについては糸田地区の消防格納庫をまた同じところに建て替えをしたわけですけれども、そこに昔で言う大蔵省、今で言う財務局の土地がございました。それを一応買い取る形で譲り受ける形でしたんですけれども、財務局の方から過去5年間分ぐらいの使用料を払ってほしいということで、九州財務局の方にお支払いをしたというようなことの使用料でございます。

ご質問の消防車庫とか詰所の用地の件ですけれども、町の所有地とそれでないまだ部落の共有地や個人の土地とかに所在している消防小屋もございます。今のところ消防詰所、消防車庫を建て替える時には町で買収をして土地も町の所有にして建て替えるようにはしておりますけれども、まだ10件まではありませんけれどもその程度はまだ民地と言いますか共有地以外の所に消防小屋が建っているというところがございます。

管理については消防の各部の方で管理をしていただくような形になっておりますけれども、消防小屋については全て町が建てている町の所要物ということで保険にもかけております。その中身については、電気代は各消防部の方に渡している運営交付金の方でお支払いをしていただく、水道料につきましては町水道を通しているところは町の方でお支払いをしているというようなところで、そういったところで管理をしているというところがございます。用地については今後また立て替えとかする場合には極力町の所有地というこ

とで買収をしていくというような計画でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） これはもう等しく言えることかと思えますけれども、等しく各それぞれの地域、部落にあたって等しくですね。消防の組織においても大小があるから全く同じものを作れとは言いませんけれども、そこそこ等しく平等性を発揮していただいて今後も運営していただきたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款9、教育費、185ページ下段から221ページ中段まで、教育費について質疑はありませんか。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 資料の中に不登校の皆さん達の事が対策が載っておりましたけれども、今不登校の皆さんというのは小中学合わせて大体どのくらいおられるのかなという風に思いますけれども、お尋ねします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） お待たせいたしました。今不登校の子供でございますけれども、今は児童2名、生徒19名いる状況でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。214ページでございます。総合運動公園の管理委託料でございます。何日か前に運動公園の方に行ってみました。ちょうど担当課の職員の方が野球場の方、外野の方の芝を刈っておられました。いい機械が入って、そしてまた軽トラックのダンプですね、ちゃんと収納して綺麗に出来上がっております。そういう中において内野の土のグラウンド、そしてベンチ前とかブルペンとかそういうところに石があるんですよ。言うならばスライディングとかした場合に怪我等があった場合は大変でございますので、そういう石の小さいのがあったのですね、今後そういうのはどうにかやってもらいたいと思うんですけれども、どのように考えておられるんですかね。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今ご指摘があった点についてはグラウンドの方に石の方が見受けられます。検査がすでに済んでおりますが、そこについては施行された業者とグラウンドを見ながら人海戦術で対応していきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。結構石が多いもので業者の方がされるのか、一つ一つずつと拾っていくのか大変だと思いますけれども、そういう点は土曜日曜とか会場を借って野球の大会そういうのもあるかと思えますので、使用料をもらっているところでございますので、そういう管理をちゃんとやっていただくならばと思いますのでよろしくその点お願いいたします。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 総合運動公園についてなんですけれども、サッカー場については非常に利用者が多いというのがあれなんですけれども、テニスはですね非常に少ないなという風に思うんですけれども、テニスは年間何日ぐらい利用されておられるのか、少ないと思いますけれども今後利用者を増やすための何か手立てと言うか取り組み等は考えておられるのかをお伺いします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 議員おっしゃいますようにテニスの利用については今のところ少ない状況であります。こちらにつきましては町の方にテニス協会がございますのでそちらの方に各年代で参加ができるようなスポーツ教室だったり体験会を開催したいと考えているところとまた、各高校とかテニスのクラブが県内にありますのでそういう所に営業と言いますか、使用していただきたいということで回っているところでもあります。土日の利用については昨年から比べると少し増えてきているかと思っているところでもあります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。同じく運動公園のことなんですけれども、監査意見書の中でも地元町民に親しまれる運動公園と利活用の推進をということで言われておりますが、町民が活用できる施策と言いますかそういったことは何かお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今の件につきまして、まず町に体育協会と各種目部スポーツ推進員さんがいらっしゃいますので、施設を活用した先程も申しましたけれども各年代で参加ができますスポーツ教室だったり体験会また、体育協会が授業を組まれておりますが運動公園で開催できる場所については運動公園を利用させていただくということも考えております。

また、平日貸出利用が少ない時間帯、特に中学校の部活動の時間帯ですね。こちらにつきましては申請がないところについては解放しまして部活動の方で使っていただくというところも考えております。

また、施設内に外周路がありますので健康志向の方にはこういったところでウォーキングをしていただくというところでも考えております。

また、年に無料開放の日とかですね。各地区の体協の方で運動会とかもされておりますので、そういったところを運動公園を使って利用していただけるならばと考えているところでもございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。すみません総合運動公園を集中して質問が出ておりますので、私も同じところなんですけれど、214ページの一番下の総合運動公園の簡易トイレの賃貸借料についてお尋ねです。これは令和3年度の決算でございますので188万5,000円、これについては令和3年度の賃借料だと思うんですけれども、何基トイレを設置され

ていて、関連すると思うんですけど令和4年現在にももし追加して簡易トイレを設置されたのであれば、どの辺に何箇所設置されているかをまず1点お聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今ありましたけど令和3年度につきましては、安津橋の近くに大便器を4つ、小便器を1つと手洗いと目隠しフェンスと汲み取り料の金額になります。令和4年度につきましては、そちらの方から大と小1基ずつをソフトボール場と野球場の方に移設をしたところであります。基数については変化はございません。以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今課長の方から令和4年については野球場とソフトボール場の方に設置をされたというようなお答えでございましたけれども、実は私今年の郡民体育祭のソフトボールの練習で夜間の練習であそこを使いましたけれども、どうもソフトボールのところにはないような気がするんですよ。

前回公園のことで質問して地域振興課長の方がお答えされましたけれども、ソフトボール場の上流の方に多目的施設ということで子供さん達が遊べるような場所を作りたいというようなお答えもありました。ソフトボールの練習をして野球場の方にはあると思うんですよ、とサッカー場の間に。そこまで大会がありよる時にインングをまたいで駆け足で行って、用を済ませてまた戻ってきて試合に参加するというのは非常に実際の話、使ってみて非常に難しいんじゃないかと思うんですよ。ですからもしできるとするのならちょっと追加していただいてソフトボールと子供さん達が遊べる上流の間とかにもう一基ずつぐらい大と小ぐらいを検討されてはどうかかなということで質問をいたしました。いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今議員がおっしゃいました通り設置についてはソフトボール場と野球場の間に今のところは設置をしております。当初は管理棟のトイレができますので管理棟のトイレとそこに設置しましたトイレで対応可能かなと思っていたところですが、6月にソフトボール場と野球場が共用しまして、いろんな大会が開かれる中で今議員がおっしゃいました通りトイレが少ないという声も聞いております。担当課としましては検討をしてソフトボール場側に1基を置けるならばと考えているところではございません。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） ICT関係の決算とかそういったものは非常に多いわけですが、今求められている施策でもありますので当然だと思うんですけども、この中に豊かな心の育成とあるわけですが、やはり今非常に虐待が多いわけなんですよね。悲惨な子供さんの事件等も非常に多くて非常に心を痛めているわけですが、そうしたのを考えた時にどういった育ち方をされたのかなという風に思う時に、やはりこのICTの

予算も必要でしょうけど、もっと子供さん達の心を豊かにするようなそういった施策と書いていますか、やはり音楽鑑賞だったり美術展を見る、それから映画を見る、そういった文化的な取り組みですね、私も以前から何度か質問をしてきておりますけれども、そういった分野もやはり私は強化していく必要が、今尚更必要になっているんじゃないかなとよく思うんですけども、その点についてはどうお考えですか。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○社会教育課長（蔵田勇治君） ICT教育はこれから先の子供達が生きていくうえで必要になってくる技術であり、色んな社会で働くうえで必要なものだと思います。それと並行して豊かな心というのは人間がICT機器を操るわけですので人として豊かな心を持って社会に貢献していこう、そして人々の豊かさとか幸せに繋がるような仕事をしていこうというようなキャリア教育にも繋がるとも思いますけれども、大変重要な教育の内容だと思っております。議員おっしゃられましたような芸術に触れたりまた、自然体験をしたりまた、人と人との関わりの中で遊んだり色んな勉強をする中で豊かな心を育てていくということは決して軽視してはならないと思っておりますし、これからも十分ですね豊かな心の育成については色んな方面で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。主要施策成果一覧の59ページに甲佐高校の魅力ある学校づくり支援事業というのがありますが、その中であゆみ学舎のことが載せられております。ここに書いてあるのは3年生の状況を書いてあるのですが、塾生が4人ということでそれぞれ進路を叶えたと載っておりますが、今現在このあゆみ学舎で勉強されている生徒さんはどれくらいいらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 今年度令和4年度から地域振興課の方で予算を組ませていただいておりますので自分の方から答弁させていただければと思います。今現在でいきますとあゆみ学舎につきましては、生徒が22名という形で取り組んでいただいております。1年生が3名、2年生が12名、3年生が7名という形になっております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 教育費について質疑を行っております。ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。同じく甲佐高校に関する事で説明書の69ページに甲佐高校の魅力ある学校づくり支援事業ということで事業費が載せられておりますが、その中で字が小さくて見えづらいですけれども、100周年記念式典講師謝礼とありますがこのことについてご説明をいただきたいのですが。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これにつきましては地震復興の基金で、お金でやっておりますけれども、甲佐高校の100周年記念と合わせて瀬古利彦氏ですね、マラソンのあの方の記念講演を行った講師謝礼でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） できればその講師謝礼がおいくらだったのか、それとこれは甲佐高校の100周年記念式典ですのでその経費については本来甲佐高校かそれに関する支援者、そういう方から賄うものだという風に思いますが、そういった点はいかがでしょう。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これにつきましては先ほど言いました熊本地震復興イベントでの講師謝礼ということで甲佐高校100周年記念に合わせてしたものでございますので、町の方からの予算を組んでいるということでございます。

講師謝礼金については99万1,690円ということでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に、款10、災害復旧費から款13、予備費まで221ページ中段から225ページまで何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

最後に、本決算全部について何か質疑はありませんか。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 工事請負の入札率は今どのくらいになっているのでしょうか。令和3年のですね。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、令和3年度の実績ということでよろしいでしょうか。

まず、工事についてが災害の土木が平均落札率が97.83%、災害の農林が98.67%、長短債が98.68%、一般の災害以外の入札率が97%ということで工事についてが全体で平均が97.30%となっております。それと委託につきましては、平均落札率が90.86%、最後に物品についてが83.49%となっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 主要施策成果一覧の中の39ページですね、健康推進課の生活習慣病の重症化予防に向けた保健指導の実施の一番最後のところに感染症対策業務を行いながら検診及び検診後の保健指導を行っていくためには保健指導実施者である専門職のマンパワー不足が課題であるという風に書かれてありますが、これに対しては何か対策を考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。コロナの接種業務が入っておりますのでそちらの方に人数を取られている状況ですので、その後の健康診断の結果の後の訪問とかで現在が今少ないという状況ですので、コロナの状況が落ち着いたらそこはちょっと解消されるのかなというような状況でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） コロナの状況次第ということで、なかなか明確ということではないということですね。まだまだ不明瞭な段階ということでしょうか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） 議員おっしゃられます通り、まだ先が見通せない状況であるような感じです。よろしくお願いします。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） この決算書の231ページから4, 5ページにかけて我が町の基金の状況が載っております。私が議員なりたての20年前に比べるとこれだけの基金があるのかなと今改めて執行部におかれては健全な財政運用をされているなという風に思っております。その中で気になる点が1つだけあるのですが、人材育成基金ですね、この運用がほとんどなされていないのではないのかと思っております。これは寄附された方の何と云うか思いというか指定とか色々あるからなかなか難しい点もあるかと思えますけれども、私が特に農業振興にかけてのこの運用をされているだろうと思えますけれども、これをもう少し活用するような何かPRだとか担当課の方でされているのかされていないのか、その点をお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまご指摘の人材育成基金の件ですけれども、議員もご承知とは思いますが、元々のこの基金の発端が東京甲佐会の方から1,000万円、町の方に目的基金としていただいたということです。その後色々紆余曲折ありまして、その使途の在り方とかについてはやや疑問を呈された時期もありました。従ってその辺の会としてのお考えをある程度尊重してやらないとこれはちょっと町としての対応がまずいということになっていけませんので、一旦基金から取り崩した分を元の1,000万円に見合うような金額まで戻しました。

当初の元々の考え方としては、農業だけじゃないと思えますけれども、果実運用をしながらそれを人材育成、今後甲佐町を担っていく或いは大きく言えば日本を担っていくようなそういう人材が育てることによって日本に貢献するような人を作り上げたいというような思いがありました。

ただ、なかなかその後そういう基金を使うについてはやや慎重になった面もありますので今後のこの基金の活用方法についてはやはり使える方向で考えていきたいと思えます。

実は甲佐高校に以前女子野球部を作ろうという動きがあったのは議員もご存知だと思います。その際にこれを何とか活用出来ないかということで、実は私上京しまして東京甲佐会の役員の方々と、それから確か初代の伊藤会長さんともお話しながら何とかこれを甲佐町の1つの唯一の高校でありますし、そういった子供達をやはり違った形で伸ばすためにも出来ればこれを使わせていただけないかなというお話もさせていただきました。最終的にはその辺の思いは理解していただいたということでもありますけれども、結果として女子野球部については日の目を浴びなかったところもあります。

ですからそういった事柄も踏まえながら本町にとっての一番良い活用の仕方を再度検討しながらまた、運用の仕方、基金の積み増し等も考えながら、なかなか今果実運用が出来るような状況でもありませんので、原資を割るような形でしか取り組めないと思いますけれども、やはり当初いただいた方々の意思は尊重しながらその思いは感じながら是非活用出来る道をまた改めて探りたいという風に思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 分かりました。人材育成基金については町長の今のご答弁でかなり理解をいたしました。後、我が町の基金の中で町おこし基金が3億円ちょっとあります。今年、3年度で5,000万円積み増しをされて今3億になったということで、これの運用は今後何かされる考えがあるのかないのか。それともこういった目的に使いたいなという方針があるのかないのか、この点。

それと関連すると思いますけれども、ふるさと納税の5億の基金があります。こういった基金の今後の運用に関してどのような構想というか考えを持っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 基金にも色々あります。特に財政調整基金については、その年度その年度の調整をしていく。また、災害が発生した場合の備えというような面も非常に大きいと思います。そういった基金とは別にやはり政策的にも町として今後のやり方をどうやっていくのか、進めていくにはやはり先立つものが必要でありますので、時代時代によって町が目指す方向も変わってくるでしょうし、特に今うちの悩みというのがなかなか工業団地等の開発が出来ないという側面があります。

今TSMCの進出の話もありますし、御船町においては反対をされた議員も居られますけど、うちの方もその準備基金として補助をする、これは御船町に1億円、今日の新聞でしたか昨日の新聞でしたか、だからそれだけやはりこの機会に何とか企業を誘致しようという思いが非常にどこも持っておられると思います。我々としてもそれに乗り遅れないようなことは考えていかなければいけませんし、その為に受け皿は絶対必要だと思うんですね。だからそういう時のための備えとして私は基金として毎年5,000万、積む予算を皆様方にお示しをしているということでもあります。

ただ、まだまだ現在のところ3億円の基金しかございませんので出来ればもう少し積み増しをさせていただいて諸問題に対応していきたいと思います。

ですからふるさと納税の分で今ありがたいことに昨年度5億円、今年度は見通しとしてその倍額相当見越しておりますので今後この活用の仕方についても考えなくちゃなりません。

そこで私が今考えているのは、10年後の過疎地、過疎の指定から外れた場合はどうするんだということについては今の段階からやはり考えておかなければなりません。ですからその充当策としてこのふるさと納税の方をうまく活用できればというふうに思っております。そういうことを図りながらいろんな政策をやりながら、そしてある面ではちゃんと

した財源的な基金を貯めて財政の安定化も図る、この両面をうまく並行してやることを今求められていることだろうと私は思います。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。主要施策成果一覧から質問いたします。ページ26とページ30特定健診の受診率と後期高齢者健診の受診率が載せられておりますが、特定健診については53.1%、この受診率が高いのか低いのかこれから伸ばしていこうとされているのかですね。特に後期高齢者の受診率は19%と特定健診に比べてまだかなり低いと思われまますし、歯科口腔検診受診率はまたそれ以上に少ない状況なんですけれども、これは監査委員も意見書で指摘をされておりますが、こういったことに関する対策はどういうふうを考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 特定健診受診率やその他住民検診の受診率でございますが、保険給付費の低下につながることでございますし、この検診の受診率が交付金のインセンティブ部分にも影響してきますので受診率の向上は重要なテーマとして考えているところです。着実に全体的に向上しておったんですがコロナの影響で足踏みしたというところではありますが、令和3年度はまた少し上がってきておりますので今後どんどん上がっていくよう努力していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時53分

再開 午後1時54分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。令和3年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定については反対の立場から討論を行います。

まず第1に新型コロナウイルス感染症対策であります。主要施策成果一覧には新型コロナウイルス感染症関連の対策実績が多く載せられております。確かにいろんな面での国や県の財政的支援が行われ町は具体策を実行しております。しかしそれでは足りなかったところもあったというふうに考えております。発熱した町民の方が町内の医療機関を受診

しようとしても受付を拒否される事態もありました。家族全員が感染し全員自宅待機ですが食料品や日用品は必要です。家から出られないし大変困ったということも聞きました。感染したけれども一人暮らしなので大変不安だったという方もおられました。そうした自宅待機者に対して町として何か支援することができないのかという声もありましたが、町は保健所等からの情報の提供がないから何もすることができないという対応でした。

私はできることがあると考えます。電話での相談窓口の開設や自宅待機者への支援物資の届出など何かしら考える対応策があると思います。その点を予算面からも積極的に出していただきたかったと考えます。町民の不安を和らげるのも町民の命を守るのも町の役割だと思います。新型コロナウイルス感染症は今の第7波で終わらないのではないのでしょうか。対応策もこれから是非とも具体策して欲しいものと考えます。

第2番目としては地域改善対策費の中の人権活動補助金については反対です。以上で反対討論を終わります。

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 認定第1号、令和3年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますけれども、反対討論もあるようですけれども、これは地方創生と新型コロナウイルス感染症対策事業の一環で、限られた予算の中で予算の執行に充てられたということで、適正かつなかなか今7波、今後また物価高騰とか出てきますので大変だろうと思いますけれども、尚且つ決算審査意見書の中では監査委員さんからですね、全体で見れば適正に会計処理が処理されていたということで、何ら異議なく認定いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

認定第1号「令和3年度甲佐町一般会計歳入歳出決算について」認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、令和3年度甲佐町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

しばらく休憩します。2時10分から再開します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 認定第2号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第7、認定第2号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 認定第2号、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について、ご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

令和3年度歳入総括表になります。款と収入済額のみ読み上げさせていただきます。

款1、国民健康保険税、収入済額2億5,539万8,683円。款2、使用料及び手数料12万5,050円。款3、県支出金11億3,809万9,329円。款4、財産収入3,123円。款5、寄附金0円。款6、繰入金1億6,278万7,542円。款7、繰越金2,677万796円。款8、諸収入716万4,694円。次のページをお願いいたします。

款9、国庫支出金68万3,000円。

歳入合計です。収入済額15億9,103万2,217円です。

次のページをお願いいたします。

歳出総括表になります。款と支出済額のみ読み上げさせていただきます。

款1、総務費、支出済額2,958万1,843円。款2、保険給付費11億214万4,407円。款3、国民健康保険事業費納付金3億7,153万8,487円。款4、共同事業拠出金30円。款5、保健事業費1,475万7,644円。

次のページをお願いいたします。

款6、基金積立金3,123円。款7、諸支出金362万8,719円。款8、予備費0円、歳出合計、支出済額15億2,165万4,253円です。歳入歳出差引残額6,937万7,964円、うち基金繰入額4,000万円。令和4年9月9日提出、町長名でございます。

ページが飛びますが35ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書になります。区分、金額を説明申し上げます。

区分1、歳入総額15億9,103万2,217円、2、歳出総額15億2,165万4,253円、3、歳入歳出差引額6,937万7,964円、4、翌年度へ繰り越すべき財源0円、5、実質収支額6,937万7,964円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額4,000万円、5の実質収支額から6の基金繰入額を差し引きました2,937万7,964円が次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

最初に、歳入全部についての質疑をお願いします。9ページ、款1、国民健康保険税から17ページ、款9、国庫支出金までです。歳入全部についての質疑をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。ありませんね。

次に、歳出全部について質疑をお願いします。

19ページ、款1、総務費から33ページ、款8、予備費までです。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 以前から甲佐町は医療費、保険給付費が多いということで何度かこの議会の中でも取り上げられておりますけれども、今1人当たりの医療費と申しますか、その推移とどういった疾病が多いのか、それに対する対策についてはこちらの方にも載っておりますけど、その点についてはいかかでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 1人当たりの給付費でございますが、令和2年度と比較出来ますよう令和2年度と令和3年度を申し上げます。

令和2年度の1人当たりの給付費が37万1,442円、令和3年度が41万811円で約4万円増加しております。どのような疾病が多いかというご質問ですが、申し訳ございません持ち度でありませぬので後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 担当課としてですね、国保の医療費が多いというのも1つの課題だろうと思っておりますけれども、国保全体としてここがやはり課題だと思っておられるような点があらわれましたらお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 先程佐野議員のご質問にもございましたが、まずは健診を受けていただくということ。そして健診の結果があまりよろしくない方につきましては、保健福祉センターの方から指導も行っておりますので重症化予防に努めていただくということで医療費の縮減と言いますか、削減をしていきたいと考えております。

また、後期高齢者になりますますが歯科の方、歯の健康も非常に健康に関係しているということでそちらの方も保健福祉センターと一緒に歯の健康にも努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今健診の話をしていただきましたんですけれども、本当に私も色々反省することがございますが、節目健診ですね、これは5歳刻みでやられているわけですが、この健診者が49人と書いてありましたので非常にそういった点では多いのか少ないのか、少ないなと思うんですけれども、そして町が独自に取り組んでおられます若者（わかもん）健診ですけれども、やはり色々な長期に渡った糖尿病なり高血圧、色んな病気というのは時間をかけて進行してくる部分なので若い時からのそういった健診を受けながら自分の状態をよく知っておくというのは非常に大切かと思うんですけれども、この若者（わかもん）健診についてもなかなか非常に少ないなと思うので勿体ないなと思うんですけれども、何か若い人が参加出来る取り組みというのもプラスアルファで必要なのかなという風に思うんですけれども。それと健診内容ですね、健診内容がどういった内容なのかお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 若い方々への受診率向上への取り組みといたしましては、

県が設けております「よろず申請本舗」と言いますウェブ上の申請を出来るように令和3年度から行っておりまして受診率の向上が若干見られているところですので、このような方法で申し込みが出来るというPRをもう少ししていきたいと思っております。それと健診内容につきましては、申し訳ありません。後ほどまた回答させていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時28分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） お待たせしました。先程質問がありました医療給付費の多い疾病については、すみませんもうしばらくお待ちください。

健診の内容につきましてでございますが健診項目が問診、計測身長体重等、医師の診察、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査となっております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 先程質問をして再質問をしようと思っていたんですけども、項目が国保の時じゃないかというご指摘もありましたので再質問を止めていたんですけども、健診の受診率のことで、国保の特定健診と後期高齢者のことを合わせて質問したということなんですけれど、後期高齢者の健診のことについては後の方がよろしいですかね。はい、それではその時に質問いたします。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本決算全部について何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 10番井芹です。認定第2号、国民健康保険特別会計決算についてですけども、これまでも申し上げてまいりましたが、何よりも反対の理由は負担の重さです。国保加入者の多くが年金生活者や非正規労働者、それから無職の方や農業等自営業の方等でありその中で令和3年度の加入者1人当たりの保険税負担は9万9,000円と報告されています。

今年金は引き下げられ、留まることも知らない物価高騰、そして社会保障の改悪と負

担増、コロナ禍の中で営業も感染拡大の度に窮地に追い込まれるので暮らしは悪化の一途です。これでは暮らしや命を脅かすものだと思います。国保が社会保障として住民の皆さんの命や健康、暮らしを守る本来の役割を果たすよう国にも国保負担を増やすよう求め、県町においても18歳までの子供の均等割り拡大、減額を求めて反対といたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

認定第2号、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますけれども、実質収支に関して歳入総額が15億9,103万2,217円、歳出総額が15億2,165万4,253円、差引額が6,937万7,964円ということでこの会計自体非常に厳しい中で運営されております。

また、監査委員の報告の中では国保税の現年分と滞納繰越分を合わせた徴収率は近年顕著な伸びを示して徹底した目標79.36%を上回り平成16年度以降初めて80%台の80.15%であったということで徴収についてもかなり力を入れていらっしゃるということで何ら異議なく認定いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

認定第2号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」認定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、認定第2号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定しました。

日程第8 認定第3号 令和3年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第8、認定第3号「令和3年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 認定第3号、令和3年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算書について、ご説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度歳入総括表、歳入です。款と収入済額でご説明申し上げます。

款1、介護保険料、収入済額2億6,052万8,890円。款2、分担金及び負担金27万8,100円。款3、使用料及び手数料2万9,700円。款4、支払基金交付金3億8,951万1,007円。款5、国庫支出金4億1,267万2,987円。款6、県支出金2億1,467万2,588円。款7、財産

収入1万2,931円。款8、繰入金2億6,869万4,860円。

次のページをお願いいたします。

款9、繰越金5,922万1,678円。款10、諸収入847万2,444円。

歳入合計、収入済額16億1,409万5,185円です。

次のページをお願いいたします。

令和3年度歳出総括表、歳出です。款と支出済額でご説明申し上げます。

款1、総務費、支出済額3,680万1,770円。款2、保険給付費14億1,119万3,008円。款3、財政安定化基金拠出金0円。款4、地域支援事業費7,054万8,889円。款5、基金積立金2,001万2,931円。款6、公債費0円。

次のページをお願いいたします。

款7、諸支出金1,903万8,447円。款8、予備費0円。

歳出合計、支出済額15億5,759万5,045円、歳入歳出差引残額5,650万140円。

令和4年9月9日提出、町長名でございます。

次に、41ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。区分、金額でご説明申し上げます。

1、歳入総額16億1,409万5,185円。2、歳出総額15億5,759万5,045円。3、歳入歳出差引額5,650万140円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額5,650万140円。この5,650万140円が次年度、令和4年度への繰越額となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。最初に、歳入全部についての質疑をお願いします。9ページ、款1、介護保険料から21ページ、款10、諸収入までです。何か質疑ありませんか。歳入全部についての質疑です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。

次に、歳出全部について質疑をお願いします。23ページ、款1、総務費から39ページ、款8、予備費までです。歳出全部について質疑をお願いします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 介護保険制度につきましては3年毎の見直しが行われておりまして、その度に様々な見直しがされて結局は負担が増えていきますしそしてまた、サービスについては見直しがされてきておりますので、そういった点でこの保険給付費ですけれども対比を私がしておりませんが、少なくともなかなか受けたくても受けられない事例も多いのかなという風に思うのでですね、ここら付近の推移はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 保険給付費の推移についてですけど、前年度令和2年度と比較しますと令和2年度が約13億5,832万、令和3年度が約14億1,120万ということになっておりまして対比でしますと令和2年度と令和3年度は約3.89%の伸び率となっております。

す。近年の給付率の伸び率についてですけど、総額でしますと年々増加傾向にあります。

ただ、各年度末の認定者数で1人当たりの給付額ということで参考としてお出しをしてみますと、令和元年度がこれは年間ですけれども約173万6,000円、これは給付額になります。令和2年度が約175万3,000円、令和3年度が172万1,000円ということで、令和2年度と3年度を比較しますと約3万円給付額として下がっている状況にあります。

また、利用をしたくても利用が出来ないような方も利用料が高くていらっしゃるのではないかというご質問ですけれども、第8期の介護保険事業の計画を立てるときに事前のアンケートを取っております。それは令和2年の2月に調査しておりますけれども、回答をいただいた中で回答率でしますと、未利用の方で利用料を払うのが難しいという回答をいただいた方は0%という風になっております。

ただ、近年の物価高騰等でサービスを受けたくても受けられないという方が中にはいらっしゃるかもしれませんが、0というふうには考えられないかもしれませんが、そういう方がですね。失礼いたしました。まずサービスを利用される際には利用者の生活や経済状況等を確認しながら必要とされるサービスの提供、相談等をケアマネさんと一緒に対応しているところです。

また、高額介護サービス等利用者負担金の一部返還等も周知し、利用者にとってこういうサービスを希望していますとかリハとか、デイサービスとか、色々お買い物サービスとか、そういうサービスを希望される方がいらっしゃいますけれども、他に安くなる代替サービスがないかということも合わせて検討して対応しているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

全体とすれば認定者が増えてくれば給付費は増えるのであって、答弁いただいたように1人当たりの給付費を出していただきましたら実態が分かるということでありありがとうございます。私が思っている以上にサービスを受けたくても受けられないというような方が居られないと、0ではないとおっしゃいましたけれども、非常に少ないといった点では少し安堵と言いますかそういった気持ちになりました。

サービスの利用料についても当初は1割から収入によっては2割、3割と引き上げられてきておりますし、部屋代を払う、食費も上がるという中で非常にそんな点では困難な状況にある方もやはり多いのかなという風に推察をしておりましたので、甲佐町の介護保険のサービスの実態については分かりました。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。主要施策成果一覧の36ページに介護予防サポーター養成講座ということで載せられておりますが、30人が受講されて25人が新しく介護予防サポーターになられたということなんですけれども、この介護予防サポーター養成講座は毎年行われてサポーターということでなられている方が毎年出ていらっしゃると思います

けれども、どのようにこの介護予防についてサポーターとなられる方がご活躍されているのか、そういった状況については把握はあるのかどうかご説明をいただければと思いますが。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 介護予防サポーター養成講座については、例年研修を実施しているところです。ただ、昨年度はコロナの関係で一部中止となった時期もございましたけれども、地域での見守り活動とかそういうところで活躍をいただいているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） ちょっと説明が不十分だと思うんですけども、毎年こういう風にサポーターを養成してサポーターになられる方が出てきておりますので、今どれくらいサポーターとして頑張っているのかそういった点は把握はされているのかどうかということでお尋ねしたと思いますが。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時49分

再開 午後2時50分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 介護予防サポーターについてですけども、平成27年度から令和3年度迄の介護予防サポーターの修了者の累計は261名です。この方達は各地区で開催しております地域のつどいですね、公民館等で介護予防教室があっているかと思いますが、そちらの方で活躍をされております。先程の説明が不十分で申し訳ありませんでした。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

最後に、本決算全部について何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 10番井芹です。認定第3号、介護保険特別会計の決算の認定についてですけども、これにつきましても介護保険料の高さは多くの方々から何とかしてほしいという声も多くいただいております。そうした中で令和4年度につきましては介護

保険料の引き下げを決断していただきました町においては大変評価すべきものだという風に考えております。

しかし、この介護保険制度は3年毎に見直しが行われておりますけれども、2000年発足当時は全国平均の保険料が2,911円だったものが、現在は6,014円と倍以上になっております。

また、介護サービス料金の負担も1割から収入によって2割、3割と引き上げられ、要支援1、2の訪問介護も通所介護も保険から外され自治体事業になっております。特別養護老人ホームは要介護3にならなければ入れない。令和3年度におきましては、補足給付の見直し、食費の負担、限度額の見直し等で大きく引き上げられております。

保険料を払いましても年金が下がる中で、収入が増えない中で利用料の負担増は家計を苦しめているという風に思います。そういった点で介護保険料の決算には賛成をすることができません。また時期見直しが再来年度、いや2年後です行われるわけですが、これにつきましても負担拡大、給付抑制、痛みを伴う改革と新聞でも大きく報じされております。必要な人が必要なサービスが受けられる制度へ、国の負担拡大を求めるとともに町におきましても資金の活用等で出来る限りの支援を求めて反対といたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。認定第3号、令和3年度甲佐町介護保険特別会計の決算についてでございますけれども、まず歳出につきましては保険給付費、或いは地域支援事業等、そういった包括的また介護予防、生活支援等の諸事業についてこのコロナ禍にあって非常に事業展開が難しい中で実施をされてこられたということ。

また、歳入につきましては介護保険料を中心といたしまして、国庫、県支出金等そういった国からの補助もいただきながら事業に取り組み、合わせて介護保険料については不納欠損もありますけれども、そういった行政的な手続きも行いながら健全な運営をされているということを確認出来ますので、この決算につきましては異議無く賛成とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

認定第3号「令和3年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について」認定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。

よって、認定第3号「令和3年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定しました。

日程第9 認定第4号 令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

について

○議長（宮川安明君） 日程第9、認定第4号「令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 認定第4号、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について、ご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

歳入総括表になります。款と収入済額のみ読み上げさせていただきます。

款1、後期高齢者医療保険料、収入済額1億167万9,300円。款2、使用料及び手数料9,800円。款3、寄附金0円。款4、繰入金5,381万1,242円。款5、繰越金219万7,747円。款6、諸収入403万8,492円。

歳入合計、収入済額1億6,173万6,581円です。

次のページをお願いいたします。

歳出総括表になります。款と支出済額のみ読み上げさせていただきます。

款1、総務費、支出済額126万2,876円。款2、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,568万6,542円。款3、保健事業費382万3,934円。款4、諸支出金7,800円。款5、予備費0円。歳出合計、支出済額1億6,078万1,152円です。歳入歳出差引残額95万5,429円。

令和4年9月9日提出、町長名でございます。

15ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。区分、金額で説明申し上げます。

区分1、歳入総額1億6,173万6,581円。2、歳出総額1億6,078万1,152円。3、歳入歳出差引額95万5,429円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額95万5,429円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。5の実質収支額95万5,429円が、次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

最初に歳入全部についての質疑をお願いします。

5ページ、款1、後期高齢者医療保険料から9ページ、款6、諸収入までです。歳入全部についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳出全部について質疑をお願いします。

11ページ、款1、総務費から13ページ、款5、予備費までです。

歳出全部についての質疑をお願いします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。主要施策成果一覧の30ページで先程も質問したんですけども、お答えが具体的じゃ無かったので再度質問したいという風に思います。

後期高齢者の健診受診者の受診率が19%ということで低いということと合わせて、口腔健診受診率も4.27%ということで低いわけですが、これをどういう風に分析されているのかということと、後期高齢者の健診の内容はどうなっているのか、そういったところでお答えいただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 健診内容についてはしばらく待っていただきたいと思えます。まず口腔健診の受診率が4.27%と低いというお話ですが、県下の平均よりはかなり上の方にございまして、郡内では山都町に次ぐ受診率ということになっております。ただ、4.27%と低いので増えるような取り組みとしまして、医療機関、病院さんの方にポスターを貼らせていただくというのを令和3年度から始めさせていただいているのと、健診の説明会の時に口腔健診を是非受けて下さいというような指導をさせていただいております。

すみません、健診の内容ですけれども、先程の国保の健診と同じということでございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時4分

再開 午後3時5分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。

最後に、本決算全部について何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。令和3年度後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。反対の立場から討論を行います。

保険料率は2年毎の見直しが行われ値上げが続いております。来月10月1日からは一定以上の所得のある人の医療費の窓口負担割合が1割から2割に引き上げられます。保険料の値上げと医療費自己負担分の値上げは高齢者の暮らしを追い詰めるものになっております。厚労省は今回の窓口負担割合の2倍化を現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来に繋いでいくためのものと言っておりますが、国保負担には触れていません。国保負担を抜本的に増額する必要があります。これまで家族のため、地域のため、日本の発展のために尽力されてきた高齢者の皆さんに手厚い支援をすることが政治の役割ではないでしょうか。

以上を申し上げて反対討論とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

認定第4号、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、被保険者は75歳以上の人と65歳以上で一定の障害がある認定された人で、令和3年度の保険者数は2,189名で令和3年度末で2,222名ということで、前年度比から比べると0.7%の増額となっております。

そういった中で高齢者の医療を守るこの本国保会計ではございますけれども、認定についてでは歳入総額1億6,173万6,581円、歳出総額1億6,078万1,152円、実質収支額95万5,429円と健全な運営がなされておりますので何ら異議なく認定することに賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

認定第4号、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。

よって、認定第4号、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

日程第10 認定第5号 令和3年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

○議長（宮川安明君） 日程第10、認定第5号「令和3年度甲佐町水道事業会計決算の認定について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 認定第5号、令和3年度甲佐町水道事業会計決算書について説明申し上げます。

2ページ目をお願いいたします。

令和3年度甲佐町水道事業会計決算報告書でございます。説明につきましては、区分の款及び決算額のみ読み上げさせていただきます。

収益的収入及び支出、収入です。

第1款、事業収益、決算額1億6,630万2,035円です。

支出です。第1款、事業費、決算額1億5,799万5,086円です。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、収入です。

第1款、資本的収入、決算額672万378円です。

支出です。第1款、資本的支出、決算額9,130万1,020円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,458万642円につきましては、過年度分消費税資本的収支調整額241万4,344円と当年度分消費税資本的収支調整額353万5,079円及び過年度分損益勘定留保資金7,863万1,219円で補填しております。

次のページをお願いいたします。

財務諸表です。令和3年度甲佐町水道事業損益計算書でございます。7ページの下から3行目に、当年度純利益損失を表示しております。そちらの方で説明します。

当年度純利益損失はマイナス126万630円です。前年度繰越利益剰余金1億159万5,525円と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は1億33万4,895円となっております。その他の財務諸表の説明につきましては、省略させていただきます。

令和4年9月9日提出、町長名です。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑は、本決算全部について何か質疑はありませんか。

本決算全部についての質疑をお願いします。

本田議員。

○12番（本田 新君） 監査委員の報告によりますと、監査委員の報告書22ページです。運営につきまして監査委員の方から滞納者の圧縮に努めていただきたい。また、令和3年度に策定された水道事業経営戦略に基づいて引き続き経営の安定化を目指して欲しいという指摘がありますが、これについて担当課長は4月からなられたと思うけれども、この監査委員からの指摘についてはどのようにご見解を持っておられるでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 監査委員の指摘でいただいております不納欠損等がございます。水道事業経営の今後どういった安定化を目指していくかというお話ですが、令和3年度につきましては、水道事業の中でここにございますように不納欠損を700万程落としております。これによりまして若干赤字という形にはなっておりますけれども、これを除けば現在老朽管の布設替工事等を計画的に行っておりますので事業経営に圧迫しない程度の計画的な管路更新を行っていきたく思っておりますので、今後も安定した経営が出来るものと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今の答弁から聞きますと昨年度は特別に不納欠損をやったから赤字になったけれども、経営としては安定していると理解してよろしいんでしょうね。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） はい、おっしゃる通り安定しているという風に考えております。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。同じく監査意見書の20ページに事業の状況を3年

分載せてありますが、この中で有収率というのが段々下がってきているんですけども、これに対しては何か対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 有収率についても令和3年度、2年度からしますと下がっているというような結果になっております。これにつきましては先程お話ししました通り老朽管の更新事業が一番有収率の回復になるんですけども、令和3年度につきましては管路の更新を行う予定だったんですけども、その他の施設ですね、決算書でいきますと16ページに昨年度の事業を書いておりますけれども、施設関係の工事を多くやっておりますけれども老朽管路の更新が行えなかったということもありまして、有収率向上には繋がらなかったと判断しております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 認定第5号、令和3年度甲佐町水道事業会計決算でありますけれども、ただいまの課長との質疑の中でありました通り経営は安定しているということでありました、安心安全な水を24時間365日提供するという水道事業の使命もしっかりと果たされていると思ひまして本認定に対して賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第5号、令和3年度甲佐町水道事業会計決算について認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号「令和3年度甲佐町水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時19分

再開 午後3時19分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長の方から先程の答弁について説明が出来るそうですのでこれを許します。
住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 時間を取らせまして大変申し訳ございません。

医療給付費に占める疾病でございます。医療費が高い順に申し上げます。癌、精神疾患、筋骨格と言いまして身体的なもの、糖尿病、それに慢性腎臓病という順になっております。大変申し訳ありませんでした。以上です。

○議長（宮川安明君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日10日及び11日は議案調査のため休会、12日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後3時20分

9月12日（月曜日）

令和4年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

- 1. 招集年月日 令和4年9月9日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開会・開議 9月12日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 散会 9月12日 午後2時47分 議長宣告

1. 出席議員

2番 甲 斐 高 士	3番 田 中 孝 義	4番 鳴 瀬 美 善
5番 森 田 精 子	6番 佐 野 安 春	7番 荒 田 博
8番 宮 本 修 治	9番 福 田 謙 二	10番 井 芹 しま子
11番 宮 川 安 明	12番 本 田 新	

1. 欠席議員

1番 甲 斐 良 二

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 畑 公 孝 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥 名 克 美	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 渡 邊 友 美	総 務 課 長 北 野 太
企 画 課 長 古 閑 敦	地 域 振 興 課 長 荒 田 慎 一
くらし安全推進室長 永 井 恒 一	税 務 課 長 奥 名 雄 吉
環 境 衛 生 課 長 白 石 亨	住 民 生 活 課 長 橋 本 良 一
健 康 推 進 課 長 上 古 閑 一 徳	福 祉 課 長 宮 崎 貴美代
農 政 課 長 井 上 幸 介	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
会 計 課 長 渡 邊 友 美	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
教 育 課 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 吉 岡 英 二
社 会 教 育 課 長 後 藤 喜 治	
農 業 委 員 会 事 務 局 長 井 上 幸 介	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 北 野 太
代 表 監 査 委 員 豊 永 康 法	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 森 田 精 子 6番 佐 野 安 春

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

皆様にお知らせいたします。1番、甲斐良二議員から本日の会議の欠席届が出ております。お知らせしておきます。

これより、本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしております。

また、傍聴者におかれましてもマスク着用の上、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（宮川安明君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書により一般質問の通告は4名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野安春議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。

改めましておはようございます。6番、日本共産党の佐野でございます。

一般質問通告書に従いまして、質問を行ってまいります。

今回の質問は「町職員の処遇改善を」と「学校図書司書のローテーション配置から全小中学校へ一校一名配置を」の2項目です。

まずは町職員の処遇改善について質問を行います。

まず訂正です。一般質問通告書の質問の要旨の中で令和2年度が45位としておりますが、44位でした。訂正してお詫び申し上げます。

さて、この項目につきましてはこれまでの一般質問で2回行っております。平成28年3月議会において、2回目は平成30年3月議会にて行なっております。その質問の際には町職員の処遇の基準とも言うべき給与の改善ということで、給料の基準でもあるラスパイレス指数について質問しております。

ラスパイレス指数については県内市町村のラスパイレス指数等の状況について次のように解説されております。

一般行政職の地方公務員と国家公務員の給料水準を国家公務員の職員構成を基準とし

て学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員を100とした場合の地方公務員の給料水準を指数で示したものであります。

熊本県内市町村数は45です。例年一般行政職のラスパイレス指数については熊本県ホームページにて公表をされています。最新の令和3年のラスパイレス指数について、甲佐町は指数91.6で順位は44位になっています。この状況について町はどう分析をされているのか答弁をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それではまず資料として過去10年間の推移を添付しております。まずは資料の説明からさせていただきますと、平成24年、25年度につきましては東日本震災により国家公務員の俸給額が減額されたことにより指数が100近くになっているということになります。平成26年度以降につきましては、国家公務員の俸給額が元に戻ったということで、本町においては90弱という指数の状況が続いているというような状況でございます。

議員が以前質問された平成28年度には昇格基準の見直しを図っておりまして、給料ベースでは昇給が図られておりますが、その後平成28年の熊本地震を経験しましてその後中途退職する職員が地震後28名という風に増加したことなどから、社会人枠の職員及び任期付職員の採用など約総数120人を超える職員の中において入れ替わりが発生しております。ラスパイレス指数は職員の学歴や経験年数が関係してくることから、長く勤めた職員が退職し経験年数の浅い同程度の年齢の職員が採用され入れ替わりが発生しますと、自ずと指数の方は低く算定されるというような傾向となっております。

また、前職を定年退職された職員を任期付職員として採用した場合においても、前職を経験年数として加算することになりますので、自ずとラスパイレス指数が低くなるという傾向となります。このような理由によりまして、ラスパイレス指数が上がっていないのだろうと分析しているところでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 平成28年の一般質問で、過去のデータを見ればラスパイレス指数平成26年45位指数は90.6、平成27年度43位ラスパイレス指数は92.0となっております。町作りに汗を流してもらおう町職員なので最下位に近い水準から相当の水準まで引き上げできないのかという私の質問に対して当時の総務課長は、ラスパイレス指数については翌年の4月1日付けで昇格基準の見直しを行うことを基準としている。このことで改善を図られると思っているという答弁でしたが、平成29年度指数は93.1と1年間は上がりましたが、平成30年度は91.9と改善されるどころか逆に数値は下がっているという結果でした。

平成30年3月議会において比較できる他の指数についても調査し提起しました。当時の町長給与や副町長給与、議員歳費等の県内自治体間との比較でした。いずれも町職員がラスパイレス指数よりもかなり上位に位置をしておりました。例えば議員歳費は24位、町長給与は14位でした。

過去10年間のラスパイレス指数を見れば、今答弁にもありましたように平成24年、25

年度の東日本大震災による国家公務員給与が減額されたという特別な場合を除けば、平成26年が90.6、最も高い平成28年が93.3と90台から93台となり一時上がりかけた時期もありましたが、ここ数年は91台で最下位クラスに低迷しています。

直近の令和3年で県内町村平均が94.6、全国町村平均は96.3となっています。郡内及び美里町を見れば92から94台に位置し、甲佐町よりも高い順にあります。

総務課長の答弁でラスパイレス指数が上がらない理由として、社会人枠職員の採用及び中途退職者の増加と新人職員の増加により指数に影響を与えたとの分析であるとありました。その理由で指数が上がらないと説明をされましたが、例えば長く勤めた職員が退職し経験年数の少ない職員が採用された場合にその関係だけで言えば下がってきますが、その間にある中間層は全体としては上がってきますので、全体としては大きく変わらないのではないかと思います。基準となる給料が他自治体と比較して高くないために長い間指数が低い位置にあるのではないのかと考えますが、見解をお尋ねいたします。

また、具体的に採用状況について説明をいただきたいと思います。社会人枠の採用は他の自治体も行なっているのではないのかというふうに考えます。そうした他の自治体の分析や当町との比較等は行われているのでしょうか。町の状況の分析を含めて答弁をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野太君） それではまずは本町が他の市町村と比較して給料が低い位置にあるのではないのかということでございますけれども、給料のベースとなる給料表につきましてはどこの自治体も同一でございます。昇給や昇格等も平均的な形でこれまで行なっておりますので、ラスパイレス指数が示しているような低い位置にはないというように判断しております。

先程ラスパイレス指数が職員の勤続年数や学歴等が関係してくるという風に申し上げましたが、仮に高卒と大卒程度で過去に採用した職員のみで試算してみますと、指数は94.9となります。この数値で言うと県内で27番目となります。

また、本町の採用形態毎の人数は、年度当初の職員数が131名中、高卒大卒程度で採用している職員が97名、社会人枠での採用が25名、任期付採用が3名、再任用が6名というような状況でございます。他の自治体との比較分析につきましては、令和3年度の郡内他町や美里町の職員全体に占める社会人枠の割合で申しますと、嘉島町と山都町、美里町は社会人枠の採用があっておりませんので0%になります。御船町が6%、益城町が7%、本町が19.7%という数値でございます。

ラスパイレス指数を高い順で申しますと、令和3年度では美里町が94.6、御船町が93.6、嘉島町が93.1、山都町が92.6、益城町が92.5、本町が91.6ということで、社会人枠が占める割合と比較分析してみますと、割合的には本町においてはラスパイレス指数で影響があるという風に分析をしております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） ラスパイレス指数について低くなっている原因について今社会人

枠の採用が甲佐町が特別近隣自治体と比較して多いということで述べられました。
社会人枠が多くて下がっているという理由というのが今の答弁の中ではなかったと思うんですけれど、そういった点についてはどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 社会人枠が多いことがラスパイレス指数を低くしている原因ということでわかりやすく説明をさせていただきます。

まず、ラスパイレス指数の基礎となるのは学歴と経験年数であります。指数を計算する上で経験年数の取り方がまずは原因だという風に思っております。高卒程度で町職員として経験を積んできた職員は、そのままの年数が経験年数という風に算定されますけれども、社会人枠採用の職員は初任給の格付け計算の中で民間企業等の職員として経験した年数がそのまま町職員としての年数とはならず、国家公務員に準じた規則、本町では甲佐町一般職の職員の初任給昇格、昇給等に関する規則に基づきまして、町職員の期間として換算した年数という風になります。指数計算の中では経験年数の取り扱いが重要なところになってきますけれど、現在社会人枠においては前職などの経験をそのまま経験年数として計算することになっております。この経験年数を本来の給与計算と同じように町職員の期間として換算した年数で計算すれば、当然指数は上昇すると思っております。

この件については県の市町村課と協議をしまして、今後の算定方法を見直すことで了承を得ておまして、来年度から新たな算定方法をとることで上昇が見込まれることになっております。

また、町では来年度から人事評価結果によるプラス評価を処遇等に反映させるため、他の自治体にならい人事評価を専門業者へ業務委託をしまして、外部からの視点を取り入れることで公平公正な評価を実施しながら全体的に処遇を改善していきたいという風に考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 第7次の甲佐町の総合計画には職員の人事評価というようなことについて述べてある文があります。効果的、効率的な行政運営の中で職員の質向上が得られ、適正な職員配置を行うとともに人事評価制度を活用し、国の制度に準拠した給与制度の運用や人事行政の反映等を行います、とあります。人事評価を専門業者へ委託し外部からの視点を取り入れて職員の処遇を改善したいということだったと思いますが、人事評価制度についてもう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 人事評価につきましては、地方分権の進展や住民ニーズの多様化に加え行財政改革により個々の職員に困難な課題を解決する能力と、高い業績を上げることが従来以上に求められること等によりまして、能力や実績に基づく人事管理の徹底を図るため、平成26年度の地方公務員法の改正により全国的に導入が図られております。

ただし本町においては先進自治体の評価方法を参考に自前で評価表等を作成しながらこれまで直営にて行っているというような状況でございます。この人事評価結果をもとに

任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用を図っていくわけでございますけれども、特に本町においては今後国に準拠する形で勤勉手当等にも評価結果を反映させていく必要がございます。このため各種処遇の基礎となる評価結果を求めるためには、第三者となる専門業者へ業務委託による公平かつ公正な評価を実施し、国が示される能力本位の任用、勤務成績を反映した給与、公平公正な分限処分、効果的な人材育成の4つの視点によりこれまで以上に組織全体の士気の高揚や公務能率の向上を図っていく必要があると考えております。評価システムにつきましては、今回の補正予算に計上しております。予算議決後は本年度中に準備を行い、来年度からスタートさせたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 平成30年3月議会での私の質問に対して奥名町長は次のように答弁されておりました。

当然この職員の給与というのはモチベーションにもかかってくるものでもありますし、これまでも震災対応についても本当に一生懸命頑張ってくれて感謝しているところであります。その質を少しでも上向き上昇していくような手当てについても、今後とも更に検討を重ねたいと話されております。

平成28年から29年にかけて上がりかけていたものがここ数年また下がっている状態です。ラスパイレス指数を改善することは人材確保を図るということにも繋がってもまいります。今後の町発展を支える重要な人材ですのでそれを支える改善が必要であると考えます。人事評価制度によって指数をあげるという総務課長の答弁はありましたが、町長の見解はいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまラスパイレス指数の件で質問いただいておりますけれども、おっしゃる通り本町の指数については県内では下位と言うような現状があります。この指数自体については対外的にも公表されている数字でありますし、あまり名誉なことでもありません。やはり私もこれまでも言ってきたように本町の職員、それから今後本町に試験を受けられる、職員になりたいと思われる方にとっては非常にモチベーションの高さ低さにも繋がってくるものだという風に思っております。おっしゃいました通り、そういうようなことから、やはり職員の処遇改善として昇給基準の見直しだったり特別昇給あたりもこれまで実施しております。そういった改善策を図ってきたんですけれども、結果としてはそれが大きく数字に表れてないというようなことであります。非常に私不思議に思っていたわけなんですよね。先ほど総務課長も言いましたけれども、同じ給与表を使っていてどうしてそういうふうに格差が生じてくるのか、その原因はいったい何なのか、指数計算にあたって何か制度上の理由があるのではないかと、各自治体の昇給昇格について独自の制度があるものなのか、そういったことを調査しながら根本的な原因を究明した上で対処方法をいろいろと模索してきたところです。

そうした調査をする中でわかってきたことは、先ほど総務課長が説明しました通り、

やはりこの雇用形態ですね、その違いによって各自治体のラスパイレス指数にこれが大きく影響が生じているということが判明しました。本町の場合は社会人枠だけじゃなくて任期付職員、それからそういった中途採用の職員も多いわけですし、役場の勤務年数が短いことから指数は低く算定されることとなります。最終的にそれがラスパイレス指数全体として数字を大きく押し下げる結果に繋がっております。

一番わかりやすい例を申し上げますと、郡内のラスパイレス指数の順位が、上益城郡においてはいたって下位の方にランクをされている状況でありまして、嘉島町が高い方から41番目、山都町が40番目、甲佐町は44番目というようなことになっております。注目すべきは御船町の指数なんです。御船町が令和2年ラスパイレス指数は90.4ですからこれは多分当時1番下の方のランク付けだったと思います。それが令和3年度にいたっては93.6まで伸びている。何か雇用改善が図られたのではないかという憶測もありますけれど、おそらくそういうことじゃなくて、令和2年度については特に任期付職員そういった中途採用の職員が非常に多かった、それを縮小されて令和3年度については93.6、要するにポイントとして3.2ポイント増えているということでもありますので、このことから考えましてもやはり中途の採用というのが大きく影響を与える原因だということは是非ご理解をいただけるんじゃないかというふうに思っております。

本町において実際高卒大卒程度の一般採用職員のみで試算したラスパイレス指数では、94.9まで上がる計算になりますので、これは平均値以上になります。ですから他の自治体と比較してもまったく遜色がないということになりますし、そういうことから誤解を生じてはいけないのはこれがラスパイレス指数が低いということで職員に直接不利益を与えている、そういう正確のものではないということを是非改めて私は申しておきたいと思えます。

今後は県との協議を行ってもおりますので、中途採用の経験年数の取り扱いを見直すこととなっております。おそらくそういう風なことで来年度の試算については実態にあった数値が反映されることになる見込みとなっております。

それと今後定年延長制度の導入等も控えておりますし、更に職員の雇用形態も変わってくる部分もありますので、その点も合わせたところでこのラスパイレス指数がどう変化していくのか注視していきたいと思えます。

同時に人事評価制度の方も先ほど課長が述べましたけれども、このことによりまして職員が発揮した能力また、行政を公正に評価することにも繋がりますので、やりがいの喪失であったり、職員個々のモチベーションの向上であったり、結果的には全体的な処遇改善が図れることにも繋がってくると思えますので、その辺は充実させていきたいと思っております。

申し上げておきたいのは職員の給与が押さえつけて抑制していくんだということではなくて、やはり一生懸命これまでも頑張ってきてもらっているのは十分私もこれまで申し上げたとおりでありますので、その気持ちを大事にしながら職員が一生懸命働けるような環境改善もしなければなりませんし、給与についてもその辺は念頭に置きながらやりたい

と思っておりますけれど、ただ制度上でいくら頑張ろうとしても数字として表れてこないというような今の状況になりますので、この指数の計算の仕方については今後改善していくということを申し上げた通り、その辺は是非議員におかれてもしっかりと見た上でのご判断をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町長の方から詳しい職員の処遇改善、ラスパイレス指数についても評価の在り方で今後改善されるだろうというお話が総務課長と町長の方からもお話があったという風に受け止めました。町長の方もお話がありましたけれど、指数の改善だけでなく中身、処遇の改善というのはこれからも町長自身もお話しされたように職員の処遇についても良い方向で持っていきたいという話だったという風に思います。

また、正規の職員だけでなく会計年度任用職員など非常勤の職員の給与等の処遇についても改善を図られることができればという風に思います。

以上でこの質問については終わって次の質問に進ませていただきます。

2番目の質問は学校図書司書のローテーション配置から全小中学校へ一校一名配置をということで質問を行います。この項目に関する一般質問は今までに3回行っております。

必要性、可能性等から考えて実現したい課題であるという風に私は考えております。学校教育法では義務教育の目標として読書に親しませることが定められております。学校教育において学校図書館は読書を通じた豊かな心の育成とともに、確かな学力の育成の基礎となる重要な機能を持っています。学校図書館に期待されている役割を最大限に果たすことができるためには学校図書館の図書や資料の充実、また学校司書の配置の充実を図ることが大変重要だという風に考えます。

文部科学省では令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しております。この計画は公立小中学校における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としており、この計画に基づいた地方財政措置が講じられています。

この計画の目的である1、図書標準の達成、2、計画的な図書の更新、3、新聞の複数紙配備、4、学校司書の配置拡充について、甲佐町の状況はどうか答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それではただいまの質問に順を追ってご説明していきます。まず最初の図書標準の達成についてでございますけれども、議員もご存知かと思いますが、この図書標準冊数というのが児童生徒数ではなくて学級数に応じて増えていく形となっております。提出しております資料をもとにご説明いたしますと、各学校の標準の達成率につきましては甲佐小が78.8%、白旗小が79.7%、乙女小77.2%、龍野小99.2%、甲佐中で68.0%となっております。

次に、計画的な図書の更新についてでございますけれども、蔵書の標準冊数につきましては先ほどの答弁の通り全て未達成となっておりますが、図書の更新につきましては学

校司書や司書教諭、それと児童生徒図書委員会で協議して計画的にまた、着実に進んでいるものという風に認識しております。

続きまして新聞の複数紙配備についてでございます。これにつきましては、各学校の新聞について現在は町内の全学校に一紙、熊日新聞を全て配備しております。その他に乙女小は朝日小学生新聞、甲佐中は教育家庭新聞などを配備しております。町内で2校が複数紙を配備しているというような状況でございます。

最後に学校司書の配置ということでございますけれども、ご存知の通り本町では平成28年度より司書1名を配置しております。提出資料の通り町内の小中学校及び生涯学習センター、図書室をローテーションしているということでございます。司書の配置によりまして図書室の運営の改善、充実が図られているものと認識しております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今学校教育課長から提出いただいた資料に基づいてご説明をいただきましたが、図書蔵書数についてはご説明通り、何れも標準の達成には届いていないという状況だというようなご説明だったという風に思います。そういう中で未達成の状況をどう改善されて行こうとされているのか、計画があるのか、予算の面ではどうなのかという風にお尋ねします。龍野小学校の場合は達成率がほぼ100%ですので時間をかけずに達成できると思いますが、その面を含めていかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） ご指摘の通り図書の標準の達成率につきましては各学校とも未達成となっているような状況でございますけれども、この図書購入に対する予算につきましては、本町におきましては厳しい財政状況の中でもここ数年例年並みにきちんと予算化されていた状況でございます。本年度はこういった中にもコロナ対策の交付金を活用いたしまして、昨年の約3倍の総額398万9,000円を計上しているところでございます。

達成に向けての今後の方針といたしましては、この図書購入総額の中で各学校毎の配分額、低いところには多めにというような形で学校司書それと司書教諭と各学校間で協議いたしまして、その配分率の調整を図りながら全学校においてできるだけ早い標準冊数の達成に努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 学校教育課長から説明をいただきましたが、予算が3倍化されて本の更新と言いますか、蔵書数を増やすことはかなり改善されるだろうという見通しについてお話を受けたのですが、計画についてできるだけ早いと言うことで表現されましたけれども、例えば何年以内とかそういう風にもう少し具体的ではないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） できるだけ早くと申しましたけれども、何年以内というようなことはちょっとこの場では言えないと。なぜかと言うと今までも更新は行ってきておりますけれども、非常に古くなったりとか今の状態に合わないような本の廃棄について

も積極的に進めている状況でございますので、そういった事情からその辺を加味していつになるかははっきりとは言えないというような状況になります。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 古い本を処分して新しい本を入れるということで予算的に増えてもその分だけ増やすというのはなかなか難しいという話だと思うんですけども、標準冊数というのがあると思いますので、やはりそれには届くようにする必要はあるという風に思います。

続いて図書の貸し出し数なんですけれども、各学校によってかなりバラツキがあって乙女小学校が一番多いんですけど、児童数についてはそこまで甲佐小学校の半分近くしかないというような所の中で貸出数は多いというようなことがありますし、中学校を見たら極端に少なくなっているという、これは甲佐中だけじゃなくて他の学校もそういう傾向があるのかというふうに思うんですけども、貸出冊数を増やす、本をもっと読んでもらうというような点で、この貸出冊数の状況についてはという風に考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 配布しました資料を読みますとご指摘の通り非常に貸出冊数にはばらつきがあると、それとまた甲佐中につきましては貸出冊数が極端に低い数字となっております。この改善策としまして中学校にその内容について聞き取りを行っておりますけれども、その理由については明確とまではございませんけれども考えられる事といたしましては、中学校は休み時間は外に出て遊んでいる生徒がここ近年多いと増えているということが見受けられる。それと学年毎にばらつきはありますけれども、波はありますけれども特に3年生は例年より少なかったというような回答でございました。

また、小学校では学校毎に朝の読書時間や貸出の時間を設定した読書活動を推進しておりますけれども、中学校ではそれが無いというような理由からも小学校に比べて貸出冊数が低い数字となっているのではないかと推測しております。

それから貸出利用数の増に向けた改善策といたしましては、国語の時間に10分間程度本の紹介を行うブックトークと言いますけれども、そういった取り組みをしております。そのような取り組みを活用して読書活動の推進を図っているというようなところでございます。

また、生徒が図書室に行って借りたい本を選ぶ時間がないと、そういった場合の対応といたしましては学校司書や司書教諭が選んだ数十冊の本を各教室に持って行きまして直接貸出しをする移動図書館みたいな感じもしております。その他、児童生徒図書委員会においてタブレットを利用いたしまして新刊の紹介であるとか、おすすめ図書の紹介、そういった活動もしております。今後は更に創意工夫を行いながら貸出利用数の増加に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めていきます。

新聞の複数紙配備について、ご存知の通り選挙権年齢の18歳の引き下げや成年年齢の18歳の引き下げに伴い、児童生徒に主権者として必要な資質や能力を身につけることを目的とするとありますが、新聞の配備状況についてお尋ねしましたが、しっかりと配備がされている状況ではまだないと思うんですけども、5か年計画でもこういった考えで児童生徒に新聞を読んでもらうということを掲げておりますが、この事に関してはどうお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 先ほど答弁した通り今は町内で2校が複数紙を配備しているという状況でございます。前回佐野議員がご質問された時は2校はまだ新聞を一紙も配備されていなかったというような状況でございますけれども、複数紙配備というようなことでございますが、他の2校以外の他校につきましても今後複数紙を配備するような努力をしていきたいという風に思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めます。

学校司書の配備についてであります。第6次の学校図書館図書整備等5か年計画、令和4年から令和8年度では学校図書館の日常の運営管理や学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う専門的な知識技能を持った学校司書のさらなる配備拡充を図ります、と述べられ単年度243億円、総額1,215億円の財政的処置を行うとあります。第5次5か年計画によりこの部分では単年度23億円、5か年で115億円予算を増やしています。平成30年度熊本県子どもの読書活動に関するアンケート調査結果の中で、小中学校における学校司書の配備状況がありますが、配備しているが71.1%で32市町村が実施。その中で配備の形態は全小中学校へ1人配置が46.9%となっています。一校一人配置を行っている自治体の数は14市町村になっているとあります。

提出いただいた資料でわかるように、現在は各学校を1日毎に巡回しての業務が行われていますが、5か年計画では新たな図書の整備に加え児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から図書の廃棄及び更新を進めるために古くなった本を新しく買い換えることを促進します、とありますがこれについてもかなりの時間と労力が必要とされると思います。そうしたことも含めて一週間に1日で業務を進めていくことができるのかという風に思います。文科省もきちんとした対策を行っておりますので、複数名配備を実現できないものかというふうに考えます。今述べましたように県内においてもすでに14市町村が全小中学校へ1人配置を行っております。文科省が図書整備5か年計画であげていますように一校一名の配備を目指すような計画はできないのでしょうか。教育長答弁をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○社会教育課長（蔵田勇治君） まず子どもたちの学びの基礎となります読解力、読み取る力これは本町が目指しております学力県下トップ構想、その実現のための重要な教育課題であるというふうに捉えております。

その上で先ほど学校教育課長が答弁いたしましたけれども、本町の小中学校においては図書蔵書数の整備が不足をしている状況です。特に中学校での不足はこれは深刻だというふうに考えております。そういう状況から考えて全体の予算の中で優先順位を考えているところでございますが、学校図書館図書整備等5か年計画を踏まえた本町の実情に応じた取り組みといたしましては、まずは学校図書館図書標準達成というものがまず第一ではないかというふうに考えております。今後は学校司書と各学校に配置しております司書教諭並びに学校の図書教育の担当の職員、各学校の児童生徒図書委員会等々による活動を充実させるとともに、各学校の実情、児童生徒の実態、児童生徒からの要望等を総合的に勘案しながら適切な図書の配置をまず進めてまいりたいという風に考えております。

また、議員ご指摘の学校図書館図書整備等5か年計画による地方財政措置についてでございますけれども、これについては国から使途を特定しない一般財源として措置をされているものでございます。そのことから現状に応じた予算措置をとるべきであると考えておまして、5か年計画では目標として概ね1.3校に1名の学校司書の配置となっておりますけれども、本町の現状としては聞き取りや調査実情を検証した結果からも現状町に1名の学校司書において適切な図書運営ができており、学校司書の果たす役割は十分果たしていると考えているところでございます。今後も学級毎に開催している学校司書や司書教諭を中心にした図書担当者の会議や図書関係者で協議等を行い、更なる学校図書業務の充実を図っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 教育長の方から学校司書の問題、また標準図書の問題と答弁をいただきましたが、標準図書の達成というのがやはり中学校でもかなり少ない状況の中で、それをいかに改善するかということが第一の目標であるというようなお話であったと思うんですけれども、やはり標準図書の達成を実現するにしてもやはり学校司書の役割と言いますか、やはり今一人で頑張っていらっしゃるところを一校一名にすることによって達成の可能性も早まってくるのではないかという風に私は考えます。文科省の方もそういう方向で目指して呼びかけておるところがあるという風に考えます。そういったところは1名配置で頑張っていらっしゃいますけれども、それをより充実することは私は可能であるというふうに考えます。

熊本市の小学校の学校司書の働きかけについて調べてきましたが、おおよそその業務は図書の貸出や返却の作業、本の整理、本の読み聞かせ、先程お話がありましたブックトーク児童や先生方への本の紹介、本の修理、古くなった本の処分、本の購入など様々な仕事があるそうです。現在甲佐町は1日1校で図書司書が各学校を巡回して仕事をされております。大変頑張って良い仕事をされているということですが、どんなに仕事ができても一日一校よりも一人一校の方が学校司書としての役割をもっと果たすことができるのではないかと考えます。文科省の財政的措置もありますので是非とも学校司書の増員を文科省が目指している一校一名に届くようにと思っておりますが、町長の見解をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 学校司書の話の前に図書購入の件でこれまでもお答えをしておりましたが、いろいろな国からの交付金、特別な今回のコロナについてもそうですけれどもそういった場合でメニューの中に何とかくい込めるだろうという場合には極力そういったことを利用しながら図書購入に努めてきた経緯があります。

また学習センター建設後、しばらく年度毎に図書購入についても計画性を持ってやってきたという風に記憶をしているところですが、何年度までにどうこうというのはなかなか担当課としても申し上げにくいところがあったかもしれませんけれども。まずはそういった特別な交付金等の制度がある場合には極力そちらを活用させていただきたいという思いがあります。

それから学校司書の件ですね。熊本市等については一人一校配置されているというようなお話もありますけれども、だからといって甲佐町の場合もそういった必要性があるかといった場合には若干その正確は異なるんだらうという風に思っております。学級数であったり児童生徒数また、蔵書数の関係であったり、そういう点についてもやはり比較検討する必要があると考えます。

それから先ほどから国の財政措置のことをお話しされました。教育長がお話しされた通り、これは用途を特定しない一般財源での取り扱いとなりますので、そういうことで基準財政需要額を計算するにあたっての単位費用を、この単位費用というのは学校員に特別支援員、いじめ防止組織設置、給食設備の備品、そういったいろんな項目がありますけれども、その項目の中にこの図書司書ということで項目が入っているということでもありますから、例えて言うなら過疎債の交付税措置で7割返ってきますけれども、そういったふうにきちんと金額はいくらだということで明示して町の方に来る性格のものではないということでもありますので、今申し上げた単位費用をそうぐるめにしていくらだということでもありますので、その辺は是非ご理解をいただきたいと思えます。

今申し上げたような事を総合的に判断した上で、まずは教育長述べられております通り現在については適切な図書運営、それから学校司書の果たす役割は十分満たしているというような判断でもございますので、当面は現状のままでまずはやらせていただきたいというふうに思います。そういった推移を見守りながらどうしても配置が必要だというような側面が見られました時にはこれは現場を預かっておられる教育長部局の考えがございますので、そちらの方と協議をしながら最終的に結論を出していきたいという風に思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 時間も残り少なくなりましたので最後一つと言いますか、学校図書館図書整備については質問を行っておりますからこの整備については文部科学省が5か年計画というのを今度6次なんですよね。だからもう何回も計画を立てて町長の財政問題でのやり方の説明もありましたが、財政的な措置は文科省としては行なっているというような方向であるわけです。それで私は第6次の計画年度の初年度に当たるこの時期に是非とも整備充実を計画実行されるようにという風に思います。

学校司書の全校配置。熊本市のこともお話しされましたが、宇土市と1人配置の甲佐町との蔵書冊数と貸出冊数の違いを調べてみました。宇土市は小学校7校、中学校3校あり、10名の学校司書がそれぞれの学校において週30時間学校図書館の業務にあたっているということです。令和2年度の宇土市の蔵書冊数は小学校で1校平均約8,800冊、中学校で1校平均約1万冊、1年間の貸出冊数は小学校で1校平均3万3,000冊、中学校で2,600冊。甲佐町と宇土市の児童生徒の数は小学生で3.6倍、中学生で3.5倍ですが、甲佐町の小学生1人当たりの貸出冊数は62冊、中学生で5冊、宇土市では小学生1人当たりの貸出冊数は109冊、中学生で8冊となっております。特に小学校で宇土市が甲佐町の約1.7倍貸し出しが多くなっております。私はこの違いは学校司書の存在は関係しているものという風に考えます。

以上で私のこの件に関する一般質問は終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで6番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、井芹しま子議員の質問を許します。

10番、井芹しま子議員。

○10番（井芹しま子君） 10番、井芹です。よろしく申し上げます。

今回は発言通告の通り、大きく3点の問題についてお尋ねをさせていただきます。

1点目は新型コロナウイルス感染症対策についてですけれども、7月から始まりました新型コロナ第7波ではオミクロン株B2系統から更に感染力の強いBA5に置き変わった影響で感染が急拡大し、公表されているデータを見ますと7月1日付けでは全国の感染者が935万5,337人となっております。そして2か月後9月1日時点では1,911万8,356人と2か月で倍増し、新聞記事では過去に経験したことがない規模の感染者と表現をしております。

甲佐町におきましても8月31日時点におきましての感染者は1,766人となっておりますけれども、その内8月だけでも628名の感染者が出ております。死亡された方も全国では8月だけで7,295人が亡くなり最多を記録しております。このような感染爆発の状況の中で発熱外来の逼迫が深刻な事態に迫り込まれ、救急車の搬送困難事例も多発して医療に繋がられないまま車の中で力尽きるという事案も発生しております。感染者の多くは自宅や施設での待機中に発生中に亡くなると全身症状の悪化によって医療に繋がれないままに亡くなるケースも増えていると報道されております。

まずお尋ねいたしますけれども、この医療の逼迫についてですけれども、甲佐町内におきましては医療機関においてどのような状況になっているのかまずお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） まず本町の感染状況につきましては4月から6月にかけて一旦落ち着いたものの、7月に入り1日の感染者数の大幅な伸びが見られております。町内における感染者の発生状況は9月8日木曜日時点で1,814例の陽性者が公表されております。本町も第7波が資料に示しておりますが、本年8月の1か月で感染者数の最初の発生から3割が発生しております。

町内の医療機関における発熱外来の設置状況につきましては、3つの医療機関となっております。7月から8月半ばまでが問い合わせや受診者が多く、連日感染者等の対応に追われている状況と把握しております。町内の発熱外来におきましては通常の診療に加え新型コロナウイルス感染症の検査診療もおこなっており、電話も繋がりにくくなるなど逼迫している状況が推測されました。以上となっております。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 甲佐町内の医療機関についても非常に逼迫した状況があったということですが、こうした中医療体制の整備拡充やそのための支援、検査体制の拡充、保健所体制の強化などが求められている中で国は医療機関やそれから保健所の負担軽減を根拠に全数把握の見直しを打ち出しております。今月26日から全国一律に見直しを実施するとしておりますけれども、まずここでお尋ねしたいんですけれども全数把握を見直しを実施した場合、現時点でどういうことが予想されるのかまずお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。全数把握につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく施策として感染症発生動向調査が位置づけられており、その感染症発生動向調査事業実施要綱の定めにより行われているものです。実施主体は国、都道府県及び保健所を設置する市これは特別区を含みます、となっております。全数把握の流れとしましては対象となっている感染症を診断した医師が対象の感染症となった全ての患者の情報を都道府県知事へ報告することとなっております。この全数把握を通して感染症発生状況を把握してきた他、保健所等で行われてきた感染者の入院等の調整や健康観察に活用されてきました。全数把握のための届出を発生届と言いますが、医療機関から都道府県、都道府県から国に提出する流れとなっております。第7波の感染者が急増した中で医療機関や都道府県で業務負担となり見直しが議論されてきました。

今回、全数把握の実施においては各自治体の判断で継続か対象者を定めて実施するかとなりましたが、熊本県においては引き続き全数把握は当面継続していくとされております。全数把握につきましては町が実施主体となっておりませんので施策を講じることは想定されません。町としては甲佐町においても感染者が増えておりますので、引き続き個々の感染症対策のお願いを行うことと、新型コロナウイルスワクチン接種の接種勧奨に努めていることとなっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 全数把握についての流れ等を説明していただきましたけれども、

全数把握をしないということで感染動向が分析できない、病状の急変時に入院調整に障害が出るまた、これはみなし入院というふうに自宅療養の場合はされているわけですがけれども、医療機関が発行する療養証明が取れずに保険金請求ができない、これについては保険会社も見直しがあっておりますけれども。それからまた保健所からの一番大事なことは、保健所の健康観察から外れるということなんですけれども。それと外出制限が難しくなったり、それが感染拡大に繋がる。様々ですね、感染者にとってはリスクが発生するわけですがけれども。

国はそうした中で全数把握そのものが保健所や医療機関の業務の負担軽減に繋がるということで今回の見直しを打ち出しているわけですがけれども、自宅療養者におきましては大半が自宅療養者ですがけれども、保健所からの連絡、それから見守りがなくなるということですがけれども、このことについても多くの感染者が放り出されるというようなこととなりますけれども。この点については国の施策だからということですがけれども、この点はやはり町民がそのような状況にあることについて、町は何らそういった点では検討をされていないのかその点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。自宅療養者につきましてはですが県内の自宅療養者は8月31日時点で3万4,315名と発表されていますが、それ以外の詳細な情報は町に提供されておりません。自宅療養者の対応につきましては保健所が中心になって対応されております。

なお、新型コロナ感染者の入院基準が中等症以上と示されているため自宅療養となるのは軽症または無症状の方々となっております。その自宅療養者へ経過観察等の電話連絡は県が民間事業所に委託され対応を保健所に確認したところ、朝夕2回での電話での健康状態把握が行われ、病状の変化等の危険性がある場合はその回数を増やすなど個人の状況に合わせて対応されている状況です。

町としましてはマスク着用や小まめな手洗い、手指消毒、換気等基本的な感染対策の再徹底等を引き続き行なっていただき感染対策の実践をお願いし、新型コロナワクチン接種の接種勧奨に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今の段階での保健所の対応については今答弁あった通りなんですけれども、全数把握の見直しが全国一律で行われようとしている段階で、その後の対応について質問をしているわけなんですけれども、そのことについては検討をされていないという風に判断をいたしました。

自宅待機者につきましてはその数字等を答弁していただきましたけれども、県内におきましては9月5日時点で1万7,833人、6日時点で1万9,430人、これは県のホームページなんですけれども療養先調整中と言いますかこの方が7,025人と多くの方が自宅療養をしておられます。これまで自宅療養者の問題については逼迫する医療や保健所の体制の中で療養中に亡くなるケースが相次いだことで非常に社会問題となりました。そういった点

で町行政としても手を打つことはないのかということで質問をしたことがございます。そういったことでは個人情報ということでの答弁でしたけれども、しかし全国の実例を見ると町村のホームページを調べますといくつもの多くの事例、支援例が出ております。これは感染者との合意があつてのことなんですけれども、食料品や日用品の支給が多いわけですしけれどもこのことを通じて感染者の見守りも行われているわけですしけれども、感染者の困りごとや健康を守るために感染者に寄り添う姿勢、私は非常にここを求めていたわけですしけれども、非常に私はここが大事なところだというふうに考えております。

今後自宅待機者についてはそういった見直しが進みますと保健所からのそういった連絡等は一切無いということになりますので、そういった点では自治体の支援が必要になるのではというふうに考えます。その点をどうするのかということについては是非検討いただきたいというふうに考えております。

また、外出や自宅待機期間も短縮や緩和をされているようですけれども、症状やいろんなケースで外出できないという場合も考えられます。早く本当に収束してほしいと考えますけれども、コロナはご存知の通り変異を続けながら減少拡大を繰り返しております。第7波が来るとも限りません。是非感染された方々は何を求めていられるのか、町民の暮らしや健康に向き合った検討を求めたいと考えます。町長の答弁をお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほど課長から言った通り町の方には情報が誰が感染したとかそういう情報は今全く入ってきません。それから県においても先ほど現状維持というような答弁をしましたがけれども、今月の26日からは全数把握からそれを簡略化する方向に今変更されることとなっております。それで蒲島知事もその中で申し上げられておられる通り、やはり県とされても自宅療養者の症状把握に影響を考慮してフォローアップ体制をきちんと構築するということが述べられております。その中で具体的には健康観察を担当する県の療養支援センターの人員を増やして、それから容態の悪化した患者がスムーズに医療機関を受診できるようにするということが述べられておりますので、町としてはそういう風なことで県の考え方を支持して、やはり県の方で対応していただくというようなことが筋じゃないかと思えます。誰がどうなっているか状況も把握できないままやろうとしても、それは現実的に無駄なことでありますので、私としてはそういうようなことで県の方での対応を見守りたいというふうに思っております。以上です

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） ホームページを見ますとやはり町の支援策の中に事細かく説明があつているんですね。そういったことでやはり保健所からの資料をもらわないとわからないということではなくて、感染者の方がやはり町のそういった情報を見ながら色んな支援を求めるといふことで、町もそういったことに対応して支援をしていくというようなことなんですよ。

そしてフォローアップ体制についてなんですけれども、これがどういう風に人員体制を強化をしてということなんですけれども、数万に渡る自宅療養者に県に1つしかないフォ

ローアップセンターが対応できるかということについては県がするといえばそうなんですけれども、非常にそういった点ではどうかという風に思うんですけれども。

よその県ではこれがもうフォローアップセンターは自宅感染者の症状については LINEでのやり取りが中心になると、それが原則だということも書いてあったのでそこら付近についてはどうなるのかなという風に注視をしているところなんですけれども。本当にそういった数万の自宅療養者がきちんとそういう風に今まで保健所がやってきたような症状の観察等ができればいいというように思いますけれども、そこら付近のことについてはまた途中だろうというふうに思いますのでそこら辺については経過を見たいというふうに考えております。

それから検査体制についてなんですけれども、郡内での検査場なんですけれども自治体に私は1か所は是非設置をして欲しいということで何度か訴えているんですけれども。これは結構誰もが思うことじゃないのかなという風に思っています。今は感染者も減ってきたとは言え、これだけ感染者が発生しますと近所でもそれから身近な人でも感染するという状況にあるというふうに考えます。感染防止という点から社会活動を守っていくためにも無料の検査場の設置を県に対して要望すべきだというふうに思うんですけれども、この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。現在行われておりますPCR検査及び抗原検査は検査を受けた時点での新型コロナウイルス感染の有無について診断できる検査で、感染症法に基づき医師が診断上必要と認める場合に検査を実施し、患者を把握することを目的として公的負担で実施されております。県内でも感染者の拡大を受け検査体制の強化が図られている状況です。最近ではかかりつけ医等の身近な医療機関でPCR検査及び抗原検査ができるようにもなっています。

町内の医療機関でも発熱外来を開設等、発熱時等の検査を行う体制は整っており検査が必要な方については検査ができる状況になっております。また、無症状者につきましても県の無料検査事業が継続となっており必要時検査が受検できます。町独自の検査補助がなければ検査ができず感染を防げない状況ではないと判断しております。以上となります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 検査場は言われた通り全県にあるわけなんですけれども、甲佐町からすれば熊本市内等にも無料検査場はありますけれども、やはり感染者や感染したかなという人は社会活動する上でいろんなことを考えられますけれども、やはり身近にあるということが非常に私は大事なんだろうという風に思います。そういった点では是非この点については検討をお願いしたいという風に考えております。

次に気候変動に向けた脱炭素の問題についてお尋ねいたします。

異常な豪雨、干ばつ、猛暑、森林火災、海面上昇など世界や日本で起こるこうした地球温暖化による気候変動の影響は深刻になっているわけなんですけれども。この地球の温暖化を食い止めるため国連IPCC「1.5℃特別調査報告書」で2030年までに大気中の温室効果ガ

スその大半はCO₂ですけれども、その排出を2010年度比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと世界の平均気温の上昇を産業革命前より1.5℃にまでに抑えることが出来ないとしています。この1.5℃は気候危機を回避するための最低の目標です。すでに地球の温度は産業革命前に比べて1.1℃上昇していると言われ、7月にはイギリスでは40.3℃を記録し、熱波のために840人が死亡したとしております。ポルトガルでは高温が原因で1,000人が死亡したと報道されております。

1.1℃上昇しただけでも甚大な被害を受けております。1.5℃に抑えましてもそれを抑えられないとするとその打撃は計り知れません。人類が安心して地球で暮らせなくなります。世界でも日本でも地域でもCO₂削減に取り組むことが待ったなしの先送りできない課題となっております。

2020年度菅首相は2030年までに2013年度比でCO₂排出を46%削減し、2050年までにCO₂排出実質ゼロを宣言しました。熊本県は2019年にまた、甲佐町は熊本連携中枢都市圏の一員として都市圏が2050年までにCO₂排出実質ゼロを目指すとしております。まずこのCO₂排出実質ゼロと言いますけれども排出吸収などの測定ですけれども、これはどのように行われているのかその点をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 排出量の測定についてということですのでその辺について説明させていただきます。

数値の算出につきましては、熊本連携中枢都市圏において委託によりましてデータの分析が行われております。分析につきましてはエネルギー消費統計や自動車燃料消費量調査、自動車保有台数などの数値をもとに市町村ごとの温室効果ガスの排出量が算出されております。なお、平成25年度で算出された数値を基準値としてそこから排出量ゼロを目指すとされております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） では都市圏が2050年までにCO₂排出実質ゼロを目標とするという宣言をしましてからこの間議論はどのように進んでいるのか。そしてどのように達成する目標なのか、町の計画も併せてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） それではお答えします。まず温室効果ガスの排出を減らすためにどういった取り組みをしているかということですが、家庭では使用電力を減らすとか電化製品買い替えの際に省エネ性能の高い製品を選ぶといったこと、それから民間事業所では太陽光を活用した環境整備や省エネ商品の開発、行政では太陽光発電、風力発電などの発電機蓄電池施設の整備などが考えられます。石油や石炭、天然ガスといった化石燃料によります発電がCO₂排出に大きく影響していると考えられますので、これを抑えるために化石燃料に頼らない、できるだけ使わないといった取り組みが必要で効果的であるというふうに考えておまして、町での取り組みとしましてですけれども先ほどお話がありました通り熊本中枢都市圏19市町村の都市圏で共同で地球温暖化対策に向けた計画

を策定しておりまして、2050年温室効果ガス排出ゼロということで取り組みを検討しているところです。この中で公共施設による率先した省エネ・蓄エネ・再エネを重点取り組みの一つとして行なっているところであります。

本町におきましても庁舎などの公共施設13カ所に置きまして太陽光発電の施設、それから蓄電池施設の設置を行っております。

また、昼休みの消灯やエアコンを適温に保つ、グリーンカーテンを設置するなどの取り組みを実施しているところであります。温室効果ガス排出実質ゼロの目標のためには広範囲において実施することがより効果的であると期待されることから、熊本連携中枢都市圏が相互に補いながら一体となって対策に取り組めるような有効な対策について十分な検討を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この気候変動の問題は先ほど言いました通り猶予のならない期間なわけですけれども、先ほど述べていただきました省エネの家庭のそういった問題ですけれどもこういった問題も多分周知をされていないという風に思うんですね。そういった点でやはりそういった周知を一刻も早くしていくというようなことは大事なんだろうというふうに思います。

国は脱炭素社会に向けた自治体などへの交付金事業を設けて先行地域の選定を行っております。2030年度には全国展開し2050年を待たずして脱炭素社会の実現を目指しています。CO₂排出実質ゼロと言いましても、これは2、3年で出来る事ではありません。国は地方の脱炭素実現会議の中で今後5年間は集中期間として施策を総動員するとしております。CO₂削減に向けて確実に減らしていく計画と確実な実行が今求められているという風に思います。簡単ではないという風に思うんですけれども、町としてもできるところから検討を早めるべきだという風に思います。

1つエネルギーについても化石燃料に頼らない代替エネルギーが必要になるわけですけれども、再エネ・省エネについてどのような見解を持っておられるのでしょうか。具体的な支援など検討されておられるのでしょうか。庁舎と町の公共施設についてはそういう風に様々な取り組みがなされているようですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 再エネ・省エネの導入支援という形での答えでよろしいですか。それではお答えしたいと思います。再エネ・省エネの導入の支援につきましては本町では平成28年度から令和元年度までの8年間で個人住宅の太陽光発電設置に対して補助を行っております。8年間で171基が設置されておまして補助の総額が2,114万円となっております。

しかし技術の向上に伴いまして設置費用が下がってきたということや令和元年度11月以降電力会社による固定買取期間が終了、そういったところもありまして太陽光発電設置に関しての国、県の補助が終わったということもありまして令和2年度から町の補助も行っておりません。

今後は先ほども議員言われましたけれども再エネ・省エネに関する支援につきましては必要になると思います。国、県や近隣実自治体の動向を見ながら検討を行なっていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今後もちろん国や県も検討を進めていくということになると思いますけれども、それに合わせて町も歩調を合わせてということでしょうけれども、できるところは是非進めてきていただきたいというふうに思います。そういった点で太陽光パネル設置については今補助が終わったということですが、単価が下がったといえ、なかなか4,50万でできるものではありません。非常にそういった点では高額になるわけですのでそういった点でも設置についての助成等も検討いただきたいという風に思うんですけれども。そういったことと併せ太陽熱を利用した給湯器、それから断熱材などを使った住宅リフォームの助成、それからごみの減量、リサイクルの推進、交通量を減らすための公共交通の整備など色々あるという風に思うんですけれども、こういった点では先進事例も多くあると思います。そういった点でできることところから実行していくと、それを加速させていくということが非常に大事だという風に思いますので、そういった点を検討を宜しくお願ひしたいと思います。その点については町長いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） CO2削減の問題については町の公共施設についてはできる限り太陽光発電の設置だったりそういうこともやっておりますし、それと町民の皆さん方に対しては補助の助成制度もこれまでとってきたということでもあります。それと今大きなところで申し上げるならばゴミの広域化ということで民間委託の方向で進んでおります。仮にそういう状況になればCO2削減については環境基準等についてはこれまで以上に厳しい制限がかけられますので、その点は大きくCO2削減については効果があるというふうな判断をしているところです。答えになったかどうか分かりませんが、以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 再エネ・省エネの取組ですけれども先ほど1点付け加えて申し述べたいんですけれども、施設だけではなくて例えば町営住宅等についてもそういったところでは太陽光パネルの設置については普及をしていくべきじゃないかなという風に思います。それから再エネ・省エネの取り組みは非常に多岐に渡るわけですが、今回は先ほどの様々な点から2点だけお尋ねをしたいという風に思うんですけれども。町との議論の中で非常に車の排気ガスによるCO2の排出が高いということを知りました。町の自動車、公用車ですねそれについて買い替えというのもし出てくるんだろうと思いますけれども、そういった点で電気自動車に切り替えるというようなことも検討すべきだというふうに思うんですけれども。それと先ほど言いました公共施設町営住宅等の太陽光パネルの設置などにも促進をしていただきたいという風に思いますけれど、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは町の公用車を電気自動車に変える予定はないのかというようなご質問だと思いますけれども、町の公用車につきましては各課が所有している町内を主に巡視する公用車については軽にほぼ切り替えております。長距離を出張等で乗ります公用車については総務課が持っておりますけれども、町長車を始めパトカーとかエステマってワンボックスがありますけれども、ハイブリッド車ということで切り替えております。電気自動車に切り替える予定は今のところはございませんけれども、各排気ガス基準に適合した車に更新しておりますし、排出ガス規制には一応気をつけて公用車の更新をしているところでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） もう一点町営住宅等の設置という話がありましたけれども、現在公共施設の方では先ほども申しました通り13施設で設置しております。住宅等の設置等も考えられますけれども構造的に太陽光パネルを設置するというのはかなり難しいところもありますので、太陽光パネル設置できるような公共施設に関しては13箇所を設置しておりますので、今後そういったことが可能であれば設置していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 是非そういった点では進めていただくようお願いを申し上げます。電気自動車については今後そういった点では促進をしていく方向に舵を切られていくんだろうという風に思います。電気自動車については非常に高額な点からなかなか各世帯の普及というまでには困難の状況もありますけれども、そういった点ではやはり自治体での普及なんかも全く化石燃料を使わないというようなことではそういったことでCO2削減につながるものなので、是非進めていくべきではないかという風に思います。

そして次にCO2の吸収源としての森林の整備もこれは排出と吸収ということで、そういった点では森林整備も必要になるわけですがけれども、森林は他にも人が生きる上で色々な役割があるわけですがけれども、またCO2抑制のために様々な活用もあります。そのためにも森林の計画的な整備とか木材活用について町はどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） CO2削減に向けた森林の整備ということでございますけれども、現在の森林についてかなり手入れがされていない荒廃した部分がございます。荒廃した森林になると森林の適切な育成であったりとかそういう部分に支障が来て、適正なCO2の吸収効果というのが薄れてくるという所で、現在のところ県の補助事業を使った間伐の推進、それと森林環境譲与税を使って本年度から町の方でも間伐の方を進めるようにしておりますので適切に準じ間伐について進めて適正な森林の育成というものを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） それと合わせて木材の活用についてもいろいろ検討をいただき

たいという風に合わせて申し上げたいという風に思います。

次に町民の健康や暮らしを守る支援について2点おうかがいをいたします。

1点目は特別障害者手当についてです。まずこの特別障害者手当とはどういう制度なのか。またその周知について町はどのように行っているのか。そしてまた受給者数についてもお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 特別障害者手当についてお答えします。まず特別障害者手当の概要と甲佐町の受給者数について先にお答えします。特別障害者手当は国の制度で身体又は精神に著しく重度な障害があり日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の二十歳以上の方に対して支給されます。月額は2万3,000円、失礼いたしました2万7,300円となっておりますが、申請するには障害者手帳等の提示の他に医師の診断書が必要な場合もあり、受給資格者及び配偶者又は扶養義務者の所得制限があります。

また施設や病院に継続して3か月を超えて入院又は入所している方などは支給対象となりません。今年の8月末現在で甲佐町の受給者は11名、現在新規の申請中の方が1名となっております。

また、この特別障害者手当の周知の方法ですけれどもホームページや広報誌でお知らせはしております。広報誌については平成30年に掲載をし、以後住民の方へのお知らせができておりませんでしたので11月号に掲載できるように現在準備対応中のところですので、以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今答弁をいただいた中で障害者手帳の提示ということがありましたけれども、実際はこれは必ずしも障害者手帳の所持というのは条件になっていないということだそうです。実はこの制度は答弁いただいたように国の制度ですけれども、国の制度の中でも受給者漏れが非常に多い一つと言われております。理解や認知度が低いということが挙げられますけれども、日本共産党は国会で要介護4、5の高齢者でも該当するケースもあるとして周知不足で自治体によっては受給できないという例もあるとして、自治体の障害者福祉や介護保険の窓口、ケアマネージャーを通じて徹底するよう求めました。国はそれに対して周知は重要であると、障害者手帳がないともらえないと勘違いしている人も多い。実際は国が示す障害者認定基準に従い医師の診断で判断するという風に答弁をしております。これからも周知するという風に答えているわけですけれども、各地のホームページを私も見させていただきましたが非常に詳しいところを簡単どころ諸々あるわけですけれども、甲佐町においては非常にそういった点では少ないかなという風に感じます。

その中でも福祉施設に入所している人は対象外というような記述がありますけれどもこの点については修正すべきだというふうに思います。今さっき説明にもありましたように在宅というのが条件になっているわけですけれども、施設によっては在宅扱いで支給の対象になります。在宅での介護が条件ですけれども、グループホームやサービス付き高齢

者住宅は在宅扱いになっております。また3ヶ月未満のショートステイ、それから入院は認められております。ここは詳しくする必要があるという風に思います。11月にそういったことで載せられるということですが、その点なんかももう少し様々検討いただいて本当に必要な人が受けられるように周知をお願いをしたいというふうに思っております。

是非今社会保障制度の負担というのはご存知のように非常に増えております。介護の負担もますます重くなり介護を受けている家族も厳しい状況に置かれているという風に思います。この制度が活用できれば助かる方もおられるという風に思います。町においてはこの周知を見直して介護施設、それからケアマネージャーなど関係機関は認識を共有して町民への周知を徹底していただくように求めたいという風に思います。そういった点については再度答弁お願いいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 先ほど手当の申請について議員もおっしゃられました通り障害者手帳の交付を受けなくても受給手当を受けられる場合があるという風におっしゃいましたけれども、在宅で常時特別な介護が必要と認められれば支給対象となります。

また在宅とみなされる施設ですね。例えばグループホームや有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所されている方でも特別な介護が必要と認められれば支給対象となるため今後障害福祉や介護保険の窓口においてもまた、障害者相談支援専門員やケアマネさんなどを通じた周知も行いたいと考えております。手当を受けられる事によって住民の方の経済的負担軽減に繋がるように国の規定をもとに周知の際にはできるだけ住民の方にわかりやすいようにホームページ等の掲載を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） ありがとうございます。是非そういった方向での周知の徹底を宜しくお願い申し上げます。

次に、带状疱疹ワクチン接種補助についてお尋ねをいたします。この带状疱疹についてとワクチン接種補助について県内の状況についてまずお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えいたします。まず带状疱疹について説明いたします。带状疱疹は過去に水痘、水疱瘡に罹患した際に神経に潜伏したウイルスがストレスなどで免疫力が下がったことをきっかけに再活性化し皮膚に強い痛みを発生させる病気となっております。

現在本町では助成制度はあっておりません。個別に医療機関にご相談をお願いしている状況です。予防接種につきましては50歳以上の方に対する带状疱疹予防のワクチンが2種類薬事承認されております。しかしながら带状疱疹予防として予防接種法に基づく予防接種に指定されておりません。熊本県も確認いたしました。8月31日現在、助成を行っている県内の市町村は把握していないという報告を受けております。以上となります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 県内については補助しているという自治体はないということでは

すけれども、この補助一般的ではそういった点ではないと思いますけれども、徐々に広がりを見せているのではないかというふうにネットを見ても思います。ネットを見ますと9月1日付けで貝塚市では50歳以上の市民を対象にワクチン接種の半額を補助するための条例を9月議会に提出すると出ておりました。このワクチン接種、50歳から答弁いただきましたように受けられるわけですけれども、発症そのものを高い確率で予防するものとして後遺症を残さない唯一の方法という風に言われております。今コロナのストレス等で带状疱疹も急増しているというふうに聞いております。厄介なのは発疹が治まった後でも2割の方が痛みが続く带状疱疹後神経痛に苦しんでおられるということです。とりわけ高齢者の方の带状疱疹は非常に辛いという風に思います。带状疱疹そのものも大変辛いものですがけれども高齢者にとっては非常に体に与えるダメージというのは非常に大きいかというふうに考えます。

しかしワクチン接種の費用等はそういった点では調べますと高いとは言えないと思います。是非高齢者の健康を支えるためにも、この補助を検討をすべきだというふうに考えますけれども、最後にこの点について答弁をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。厚生労働省では法定接種の対応とすべきか検討する状況となっております。そのため本町としましては带状疱疹ワクチンの導入につきましては国の動向を見守っている状況となっております。以上となります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 是非そういった点で全国の様々な情報等も見ながら突っ込んでご検討をよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで10番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

昼食のためしばらく休憩します。

午後は1時より再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に5番、森田精子議員の質問を許します。

5番、森田精子議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田でございます。

一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

今回の質問事項としまして、大きく1つ目に林業振興について、2つ目に安津橋健康広場周辺整備について、順次質問をさせていただきます。

まず一つ目の林業振興について質問させていただきます。

現在林業を取り巻く環境は担い手の減少と高齢化が進展をしており林業従事者は減少し、全国的にも非常に厳しい状況にあります。町の基本計画には林業の振興として林業基盤の整備、組織の強化と担い手の育成、森林の有効活用、森林整備の保全等を主要事業として計画が示されております。そのような中、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が創設されておりますけれども、森林環境税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策も財源に当てることができるものです。町では森林環境税を活用し森林整備を進めるためどのような検討、計画をされているのかまた、現状はどうかをお聞きいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。まず森林環境税及び森林環境譲与税について説明させていただきます。パリ協定の枠組みの下、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を目的とし近年荒廃が進んでいる森林を効果的に整備するための地方財源を確保するため全国民で負担をしていこうと創設されましたのが森林環境税でございます。森林環境税は東日本大震災の復興税が終了します令和6年度から復興税と同額の1,000円を個人住民税に上乗せする形で課税されます。ただ荒廃森林の間伐等の整備は緊急性があるため森林環境税の課税を待たず国が先行して自治体に対し森林環境譲与税という形で令和元年度から交付されております。本町の交付額は令和元年度が281万2,000円、令和2年度と令和3年度が597万6,000円、令和4年度と令和5年度は771万2,000円、そして令和6年度以降は満額の978万1,000円が交付されることとなっております。

次にどのような検討、計画をしているのか、現状はどうかということですが、譲与税の交付が始まりました令和元年度から令和3年度迄の3か年間で森林所有者の方に対し意向調査を行っております。その結果をもとに自分で管理ができる方は県の補助事業による間伐を推進し、自己管理ができないと回答された方に対して町と委託契約を締結し、町が森林環境譲与税を活用し間伐を実施していくこととしております。

ただし自己管理ができないと回答された全ての森林に対し町が間伐等の管理を行うことは不可能ですので緊急性、重要性を勘案し優先度の高い森林から実施することとしております。現状としましては本年度から本格的に事業を実施することとしており、今回補正予算に計上しておりますが、本年度は間伐が14.18ヘクタール、間伐に伴う作業道の整備を2路線予定しております。来年度以降につきましても間伐を中心に間伐に必要な簡易的な作業道の開設、既存の作業道の整備を順次行っております。以上となります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 譲与税の交付が始まった令和元年度から令和3年度までの3か年間、森林所有者の方に対して意向調査は行っているということですが、何名の所有者に実施されているのかまた、その意向調査内容の結果を踏まえどう評価され本年度事業の間伐や、間伐に伴う2路線の作業道整備を計画されているかについてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。まず意向調査につきましては0.1ヘクタール以上の人工林所有者の方382名に対して行っており、内容としましては森林の所在地、境界は把握できているか、森林の巡視はできているか、過去10年以内に手入れは実施されたか、今後の経営や管理が自分で出来るかなどの項目となっております。回収率は58%でございました。

次に、意向調査の結果をどう評価し今年度の計画を立てたのかというところでございますけれども、意向調査で自分で管理できないため町との協議を希望すると回答された方の森林を対象とし熊本地震での被害状況であったり、災害発生の未然防止の観点から総合的に検討しまして本年度の計画箇所を決定しております。以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 本年度事業についてはただいまの説明で熊本地震での被災状況や災害発生の未然防止の観点から総合的に判断をしたということでしたが、防災対策上からも森林の管理をどう進めていくのかについてお尋ねいたします。

近年では毎年のように全国各地で豪雨災害が発生し山地災害が多発しており、令和2年7月には球磨人吉で洪水土砂災害が発生し65名の方が亡くなられておられます。

このような頻繁に発生する甚大な自然災害を少しでも減災出来るように、森林の持つ土砂災害防止機能を発揮できるようにすることが必要ではないのかと思います。

そこで森林は水源涵養機能、災害防止機能や環境形成機能を通して安心安全な社会を実現するための機能を持っていると認識しておりますが、土砂災害防止機能を発揮できる森林のあり方についてまた、災害に強い森林づくりを目指すために森林の管理を今後に向けてどう進めていくのかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。議員おっしゃいます通り近年大規模な自然災害が多発しており、荒廃森林を発生源とする土砂災害も発生している状況です。これらの土砂災害を防止するためには適切な管理、特に間伐が重要であると考えます。森林が荒廃すれば森林が持つ水源涵養機能が失われ、土砂災害の発生危険度が上がります。これらの土砂災害を未然に防止するために今後どのように森林管理を進めていくかでございますが、まず個人所有の私有林につきましては森林環境譲与税を活用し間伐を進めていきたいと考えております。特に、土砂災害危険区域に属する森林について優先順位をあげ実施する計画としております。

また公有林につきましては現在森林経営計画を作成されているところでございますので、その計画策定後、補助事業による間伐を推進していきたいと考えております。

私有林、公有林とも適切な間伐を計画的に実施し土砂災害の未然防止を図ってまいります。以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 現在森林経営計画も作成されておられるということで適正な間伐

を計画的に実施され、土砂災害防止機能を十分発揮できる災害に強い森林づくりを目指していただきたいというふうに思います。

次に高齢化や担い手不足などにより林道や作業道の管理が荒れてしまっている現状をどう管理していくのかについてお聞きいたします。

林道区分には一般的な公道としても利用される林道、林業規定に基づく特定の人が森林作業のために利用する林業専用道、また林業規定によらないで森林作業のための特定の林業従事者が使用する道路の森林作業道があります。

平成28年の熊本地震によりまた、6月の豪雨により被災した林道及び作業道につきましては地区区長様より報告がされていると思いますけれども、林道については災害復旧により被災した箇所について工事も完了されております。

ただ作業道については当時被災した箇所について現在までそのままの状況になっているところが多々あります。そのことを踏まえ作業道台帳はあるのか、また作業道として現在通れない本数とどこがどういう状況なのか把握してあるのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。平成28年の熊本地震及び豪雨災害により林道作業道とも多大な被害を受けております。議員おっしゃいます通り、林道については熊本地震豪雨災害の部分については災害復旧が完了しておりますが、作業道については現在も通行できない箇所がございます。作業道については主伐、除伐、間伐用に開設された道路となりますので開設後5年間は町管理として維持管理をしておりますが、その後は道路としての位置付けから除外されるためそのまま道路として利用される場合は山林所有者や受益者で管理していただくこととなります。

町で開設した作業道は7路線でございますが、いずれも開設後5年以上経過しているため町の管理ではなくなっておりますので、ご質問の作業道台帳はございません。

また、現在通れない本数とその状況でございますが、地元からの報告であったり現地確認をしまして作業道7本中4本が通行不能の状態であり、法面崩壊による崩土堆積や路肩の崩壊により通行できない状態となっております。以上となります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 現在作業道の4本が通行不能の状況であるということですが、林道を活性化するためには森林を健康な状態で維持していくことが前提で、そのためには定期的な森林の手入れや間伐などを適時実施しなければなりません。

しかし森林に入るにしても間伐した山から木を運び出すにしても道の整備がしっかりしていなければ作業も道も通る事も困難になります。

現在林道については草刈りや土砂の除去など年に数回作業を実施されていると思いますが、作業道の施設管理については森林組合や森林所有者など地元の受益者ですが組織もなく区の方で管理ということでもありますが、ほとんど手付かずの状態であるのが現状です。高齢化や担い手不足によりそのままの状況でほったらかしということでは有害鳥獣の住処ともなり、また水源涵養機能、災害防止機能の低下にも繋がりますので

今後町としてどのような管理方法が考えられるのか。森林環境税を使ってできないのかについてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。今後の管理方法と譲与税の活用というところでございますが、管理につきましては先程答弁しました通り山林所有者や受益者で管理していただくことが基本となりますが、今までも地元からの要望により緊急性や重要性を考慮し一部町として支援した経緯もございます。

森林環境譲与税の活用についても土砂災害を未然に防ぐ観点から間伐等に必要な作業道の復旧等については積極的に活用していきたいと考えており、本年度も被災した2路線の復旧整備を予定しております。以上となります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 被災しそのままの状態であった作業道の復旧など本年度2路線の復旧整備を予定されているということで、今後も積極的に現地調査をされ森林環境譲与税の活用を計画的に進めていただきたいというふうに思います。

次に、林業業者の育成、発展、林業労働者の後継者対策などの施策の考えについてお尋ねをいたします。今までの答弁から林業に携わる状況が大変厳しいものも十分わかりますが、度々繰り返しますが森林譲与税や森林経営管理法に基づき森林整備を積極的に推進し、防災機能をはじめとする公益的機能の強化を目指すためにどのように後継者対策などの施策を考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。現在専業で林業をされている方は本町にはいらっしゃいません。但し議員おっしゃいます通り、森林の公益的機能の強化を目指すためには後継者の育成が課題となって参りますが、技術的な部分などかなり専門性を有する部分もございますので町単独で後継者対策を進めるのは難しい状況でございます。そのため緑川森林組合で行われております林業者の技術研修や林業への新規参入者研修など町としましても森林組合と連携を図り共に進めてまいりたいと考えております。以上となります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 森林は土砂災害防止機能も含めた多様な機能を有することから早急に機能を高度に発揮できるようにすることが山間地域の減災に寄与していくために必要であると思いますし、熊本県防災減災景観保全森林整備事業、又森林環境税などを活用したしながら是非実態を把握し進むべき道を探り森林組合とも連携を図りながら森林の持つ機能を十分発揮できるよう今後も林業振興を図っていただきたいというふうに思います。

これで林業振興については終わります。次に2つ目の安津橋健康広場周辺整備についてお尋ねをいたします。

現在熊本甲佐総合運動公園と安津橋健康広場の駐車場を利用されている方々はほとんどが自家用車で大型バスやマイクロバスも時々利用されております。車の利用台数につい

て調査又は管理者の報告はあっているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 車の利用台数についての調査ということですが調査については行なっておりません。また、管理者からの報告につきましては学童が参加する規模の大きな大会が開催されました時にソフトボール場側の駐車場、サッカー場側の駐車場が満車となりましてヘリポートの駐車場への駐車を促したとご報告を聞いているところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 管理していく上でなぜ利用者の状況や施設の管理状況などを日頃から調査しないのか私の方には理解できませんが、貸し出しを行う場合に予想される車の台数や駐車場が足りるのか足りないのか、問題はないのか、ただ指定管理者からの報告を受けるだけでは安全性の高い施設の利用には繋がらないと思いますので状況把握はしておくべきではないのかと考えます。

現在運動広場の各コートとも全面的に供用を開始されテニス大会やサッカー大会、野球大会とそれにグランドゴルフ大会と色々な大会が開催され賑わいを見せていることはご承知のことと思えますけれども、先月27日から28日にかけてサッカー大会のシャイニングリーグ戦、テニスの大会も開催されて安津橋健康広場へのヘリポートまで駐車場がいっぱいになり車が止められず堤防や橋の下に止められている方も多くおられました。大きな大会時の対応はどう考えておられるのか、また車の通行に支障があったのか、せっかく今まで成長した桜の枝や楠の枝も大きく枝落としされております。桜や楠などは施設を利用する人や散歩する人々の安らぎにもなっております。なぜ枝を切り落とす必要があったのか併せてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 議員おっしゃいます通り休日の大会の開催日には運動公園全体の駐車場及び駐車スペースが全てに多く車両が駐車をしている状況にあります。大きな大会の対応ということですが多くの利用者が予想される大会の日等につきましては予約の申請時に熊本甲佐運動公園公園利用者駐車場のお知らせというチラシを作っております。そちらのチラシをお渡ししまして団体への乗り合わせ、各競技の選手スタッフ応援車両との各駐車場所を住み分けをし、渋滞緩和に協力をいただいているところです。

また当日に満車などで管理棟に駐車スペースの問い合わせがありました時にはグランドゴルフ場の管理棟の横にスペースがありますので、そちらを伝えるようにしております。

また、グランドゴルフ場前の道路の樹木の伐採の件につきましては総合運動公園サッカー場の供用開始当初からグランドゴルフ場から侵入します利用者から車の屋根に枝が当たる、枝が低くて通行しにくいなどの枝打ちをしてほしいとの要望がございました。今回の伐採につきましては通行車両の妨げにならないような伐採をしておりますが、伐採範囲に関しましてはグランドゴルフ場利用者などの休憩の場としての木陰をできるだけ無くさないような形で伐採をしたところではございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 大きな大会での予約申請時にはチラシを配布し選手、スタッフ、応援車両と駐車場の場所を住み分けして渋滞緩和に協力いただいているということですが、実際チラシだけでどれだけの効果があっているのか、利用される方のマナーにもよりますけれども大会時に駐車場がどうなっているのか、状況はどうかというのは担当としても把握をする必要があるのではないのでしょうか。

また、樹木の伐採につきましては総合運動公園のサッカー場の供用開始当初からグラウンドゴルフ場からの侵入する利用者から要望があったと答弁をされましたけれども、安津橋健康広場の樹木植栽に関しましては平成12年頃だったと思いますが、私の在職中に国交省と協議を重ね植樹したのもあり桜の木や楠も長年かけ成長し、利用者や散策をされる方々からも木陰があり桜を眺め花見もでき非常に良い環境であると好評でもありました。伐採された理由につきましては、侵入車両の屋根に枝が当たるなどの理由で理解できる場所もありますが、伐採や剪定をする時期というのは10月中旬から11月中旬が通常であると認識をしております。今回太い幹が伐採され片面が露わになって見える場所もあり夏場は部分的に枯れ込む場合もありますので各部位の劣化状況や損傷の状況などを正確に把握し、今後また枝切りなど必要な状態がないような管理を行い、また枝を切られた近くの道路には1メートル以上のセンダンの木が3箇所あります。

しかし今回その部分は残されており、このセンダンの木というのは非常に成長が早いものでこちらの方は今のうちに枝切りを行う必要があると思います。ただ言われたからするというのではなくて、現場の環境や利用者の利便性などを十分把握した管理を行う必要があったのではないかと思います。

グラウンドゴルフ場に侵入する道路沿線の星の川団地の方々から車の往来について団地からの出入りがスムーズにできず、スピードもかなり出していくなどの苦情もあっております。町の方にも苦情があっていると思いますけれども、大きな大会時の交通網対策また、貸出の条件など安心安全な利用を図るためにどういう対応をされているのか、また管理棟周辺の堤防の草が生い茂り、歩くのも注意が必要で井戸があるところからですけれども道路を県外の方が上がって来られ、団地の方々もあまりにも生い茂っており通行に支障があるため一部分については団地の方が草刈りをされております。このような状況であるのにも関わらず指定管理者との協議はされているのか、またされているということであればどうされているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今回の伐採につきましては今年9月から学校のサッカー場側防波堤工事などに伴い安津橋からの侵入を禁止するために星の川団地を通りヘリポート側からの通行がメインとなりますので、今まで以上に通行量が多くなることから着工前の伐採を実施したものでございます。今後車の通行などで伐採が必要な場合には時期や樹木の状態、グラウンドゴルフ場利用者に配慮したところの適切な管理を行っていきたく考えております。

また道路上にセンダンの木があるということですので、すいませんこちらにつきましては現場を確認いたしまして早急に対応したいと考えております。

また、大きな大会などの安心安全な対応という点につきましては、特に苦情などは直接はうかがっておりませんが、また貸出の条件についても条例上に使用の制限というところがあります。これ以外には定めはしておりません。

また車の流れの対策という点につきましては、運動公園を利用される方々が園内をスムーズに通行できますようにまた、通行車両緩和できますように誘導看板を設置するなど一方向に車が流れないように通行車両を分散できますように、例えば下流側のグランドゴルフ場から鋭角に入ってくる場所がありますが、出口側に熊本方面だったり美里方面などという誘導看板を設置するなどしまして緑川下流への進行を促す策を検討していきたいと考えております。

また団地の方が草刈りをされているということですが、そちらにつきましては実態の把握に努めまして指定管理者に適切な管理を行うように指導していきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 星の川団地周辺の道路網の安全対策はということもお聞きされたと思いましたが、こちらについては町道津志田船津線の事ですが、熊本甲佐総合運動公園が完成し公園利用者が周辺の町道を利用されることが多くなることが予測されます。当該路線は舗装付近が7メートルと広いですが白線などがひいてないことや、幅員が一定でないために走行しにくい区間や舗装の劣化の酷い箇所などがあります。緊急的な対策を行いながら運動公園周辺の道路についても安全に通行できるような必要な対策を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 先ほど社会教育課長の説明では苦情の連絡はあっていないということですが、枝が当たるというのも1つの苦情ではないかと思えます。

先ほども申し上げましたが星の川団地周辺の道路は大会がある度に車の渋滞が、途切れたとしてもスピードの出し過ぎなど危険と隣り合わせな時が多々あります。

先日も団地の方が散歩の途中事故に遭遇しそうだった、道路には一旦雨が降ると水が溜まり草が生い茂っていて避けようにも隅まで避けられず泥水を被ってしまった、と実際にお聞きをしております。

また安津橋から健康広場へ入る町有道にはグランドゴルフ場と矢印付きの看板が設置してありますが、団地の子供達が学校へ行く時集合されている場所でもあり、急に車が入ってきたり、入り口にチェーンをしてある時などは車はその場所でUターンをし非常に危険で、町有道の道路面は舗装が荒れてしまっている、何とかならないのかとも言われました。こういった危険と思わせた想いをどう捉えているのか、現状を踏まえ駐車場の整備また、星の川団地周辺の町有道、先ほど建設課長の方から町道津志田船津線に係る道路網については説明がありましたけれども、その道路対策をどう考えているのかについてお

尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 安津橋から入る道路につきましては安津橋を渡り野中商店の手前から入る道路かと思います。そこでUターンして危険という点に関しましてはそこから入ってきますとグランドゴルフ場の管理棟へのぼり上がるところに営業時間外ではありますがチェーンにて入口も封鎖しているところがございます。封鎖している間に車が入ってUターンをして戻られるのかと思います。こちらにつきましては防犯面もありますのでチェーンを外し常時侵入が可能かどうかを指定管理者と協議しながら対応については考えたいと思っております。

また子供たちがその道路周辺に朝から集合されるという件につきましては、通行車両また、運転手に注意喚起を促すことも必要と考えますが、まずは道路付近を集合場所としていることが危険かとも思いますので通行車両の危険を伴わない場所への集合場所の変更をしていただけるように学校を通してお願いをしたいと考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） ただいまチェーンの方は時間外に封鎖をしているということでしたけれども、大会に参加される方々というのは時間も結構早く来られるので今安津橋先にある看板が健康広場入口という風に矢印もしてあって目に入るところでもありますので、そこら辺の整備もしっかりとお願いしたいというふうに思います。

今まで述べました道路網対策、駐車場利用のあり方などについて周辺住民また施設利用者からの理解が得られるよう、事故がないよう早急に事態を把握しながら改善すべきところはないのか検証し、先ほども言いましたけれども指定管理者任せにせず施設の適正な維持管理に取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして次に町民が望んでいる公園整備の考えはないのかということでお尋ねをいたします。この熊本甲佐総合運動公園と安津橋健康広場は一体的なものとして捉えられ、町の代表的な施設でもあります。今まで子ども議会でも数回に渡り公園整備について質問があっておりまた、子育て世帯の方々からも近隣の美里町や御船町などにあるような大型遊具などがある公園があればいいのに、子供達を遊ばせるところがないとよくお聞きをいたします。町は公園整備の計画は現在のところありませんと子ども議会で答弁をされております。総合運動公園のソフトボール場の上流側に芝を張ってあるところも公園として位置付けられておりますけれども、私は先ほど駐車場問題と公園整備を合わせヘリポートの下流の農地がありますけれども、その場所に整備ができればと思っております。そうすることによって総合計画の将来像に少しでも近づけるものではないかと考えますが、町のお考えをお聞きします。

また関連してですが、現在トイレが健康広場の管理棟に1箇所、グランドゴルフ場のテント側に仮設1箇所、総合運動公園管理棟に1箇所、野球場山側に仮設が1箇所設置されております。特に週末いろんな大会が実施され大人から子供まで多くの人がトイレを利用されておりますけれども、現在あるトイレまで行くのが遠すぎる、仮設トイレが少ない、

野球場付近の山側と管理棟とどちらもソフトボール場エリアからは中間くらいの距離で低学年が利用するには不便である、と野球大会に出場されたチームの方々が言われております。先日もこのトイレ問題については鳴瀬議員をはじめ今までの他の議員からも質問があつておりますが、なぜ仮設トイレの設置ができないのかを併せてお聞きいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） それではまず駐車場と公園整備計画についてお答えします。森田議員がおっしゃる通り公園整備については子供議会でも度々質問もあつており、先の6月議会でも鳴瀬議員から一般質問もあつております。その中で公園整備の計画についてはありませんとの答弁をしているところです。しかし中学生を初め子育ての親世代からも大型遊具のある公園が欲しいという声が多くあることは認識をしているところでございます。先ほど森田議員がおっしゃいました安津橋健康広場の下流にあります農地を熊本甲佐総合運動公園と一体的な範囲として不足する駐車場整備や公園ができれば景観も良くなり、より一層注目を集めることになるかと思っております。

しかし公園整備につきましては河川区域内の整備にもなりますので固定した大型遊具を設置できるかは現段階では難しいものと考えています。

駐車場整備につきましては先程社会教育課長からも答弁がありました通り、今ある駐車場で対応をされているところでございますが、現在管理棟西側に国土交通省において防災ステーションの整備が進められており、こちらの駐車場が閉業時には一般開放されているとお聞きしております。また、イベントの際には現在も使われておりますけれどもヘリポートを駐車場として利用することで対応していきながら駐車場不足の解消には努めていきたいというふうに考えているところでございます。

また総合運動公園の整備事業も令和4年度で終了する事から公園整備等につきましては新たに整備計画を立てなければなりませんし、国土交通省や関係機関との協議をしなければなりません。そういう観点からも長期的な検討になるのではと考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） トイレの件につきましては昨年令和3年度第2回定例会議において鳴瀬議員の方から管理棟のトイレまで距離があるのでソフトボール場と野球場の間ぐらいにトイレを1つぐらい作れないかという旨の質問があつておりました。その際に設置を検討している、使用者が利便性の良いような配置を考えています、ということで答弁しております。その後現地を確認いたしまして供用開始に合わせて6月に現在のところに簡易トイレを設置したところでございます。

先日の決算認定時に鳴瀬議員の質問にお答えしました通り、担当課といたしましては安津橋上流エリアにおけるトイレに関しましては、管理棟内のトイレと仮設トイレの設置にて許容できると考えておりました。ただソフトボール場と野球場の供用から3ヶ月経ちまして週末の利用が増えますと議員がおっしゃいました通りソフトボール場付近にもトイレの設置をしてほしいという声を聞きますので、担当課といたしまして設置の検討を進め

ているところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 公園整備につきましては執行部の方も子供たちを初め子育ての親世代からも大型遊具のある公園が欲しいという要望があっていることは認識されていますので、河川区域内の整備については確かに大型遊具などに関し制限されるものがありますが、条件をクリアできる方法もあるとは思いますので再度検討していただきたいと思えます。

また令和3年第2回定例会一般質問で鳴瀬議員からトイレ設置についての質問もあっておりますけれども、1年以上も経過している中で利用者も増え管理棟内のトイレ及び野球場側トイレ1基の設置で許容できると判断されているのは大会がある時の利用者人数からして許容できるものではないと私は状況を判断し、早急に対応が必要と考えますがいつ頃までに検討結果が出るのかをおうかがいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今いつ頃までとありましたが設置には予算も必要になってきますので、今後ソフトボール場の大会等の利用状況を把握をしながら設置の時期につきましてもしっかりと検討をしていきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 9月3日には嘉島町の方で嘉島町総合運動公園東側エリアに日本サッカー協会公認の人工芝グラウンドや保育園やカフェ、コワーキングスペースなどが地域交流拠点としてオープンいたしました。

ここ熊本甲佐総合運動公園と安津橋健康広場を一体化した近隣の町にないような利便性の高い特色のある交流施設として町の発展につながるよう子供達の希望を踏まえながら新たな整備計画の再構築を希望します。

またトイレ設置についてはソフトボール場の大会の有無に関わらず全体的な施設利用者のトイレ問題解消に向けてのことを考えるべきではないのかと思います。ここで町長に将来的なことも踏まえ新たな公園の整備計画についてお尋ねをいたします。どのようなお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 安津橋健康広場周辺整備に関連して新たな公園整備の必要性ということでのご質問をいただきました。子供達が遊べる遊び場としての公園整備という風に認識しますけれども、これまでも私が申し上げているとおり都市部の場合はなかなか田舎のように遊べるような環境も少なく、そういったことから出来上がった遊具等を整備しながら子供達が遊べる、そういう公園を整備されているというふうに思っております。ただそれと比較した場合田舎の方では自然にも大変恵まれておりますし、出来上がったものの中での遊ばせるというよりも子どもたちの豊かな発想で自分たちの知恵、あるいは工夫で考え出した遊びというものが我々の頃は多かったように思います。そういったことがいい意味で経験値となって物の考え方があったり独創性であったりそういう風なことにも繋

がる部分も少なくはないというふうに思っております。

ただそういった考えが最近ちょっと変わってきて、やはり親御さんからしたらあまり危険じゃなくて自分の目の届く範囲であまり料金もかからずゆっくりした中で子供達を遊ばせる、遊ばせたいというような考え方も出てきているように思います。アンケート調査を見てもそういう風な状況でありますし、また子ども議会でも子供達自身がやはりそういったことを考えているような風にも見受けられますので、時代が変わってきたかなという私の考えが古いのかなという思いも最近少し感じるようになりました。最終的にそういった考え方にマッチしないことが原因となって、今町が進めるそういう住宅政策、定住政策の方に影響が出てくるとしたらこれはやはり少し考えなくちゃならんという風にも思いますので、ただまだ総合運動公園の方が整備が全て済んでおりませんし、その周辺にということであればまた関係機関との協議であったりまた、その財源とする裏付けであったり、やはりその辺をきちんと精査した上でないとなかなか判断ができないんじゃないかという風に思います。

駐車場の台数等については今国交省の方で防災ステーションの方も整備されておりますので、台数的にはほぼ大丈夫かなという思いもありますけれど、大きな大会となりますとまだそれでも足りない部分がありますので公園ではありますけれどもそういったことも含めながら、整備するにはそれだけの裏付けをちゃんとやって考えなくちゃならん問題だというふうに思っております。そういったことで今後さらに考えていきたいという風に思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） ただいま将来的な町長のお考えをお聞きし、少しでも前に進むことを願いまして私の一般質問をここで終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで5番、森田精子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。2時より再開いたします。

休憩 午後1時51分

再開 午後2時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に4番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

4番、鳴瀬美善議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番、鳴瀬でございます。

一般質問通告書により質問をさせていただきます。

今回私は3項目について質問を行います。

それでは、質問事項1番の県道三本松甲佐線の改修進捗とバイパス化について。

質問の1番といたしまして県道三本松甲佐線の改修進捗状況についてでございます。

本質問につきましては令和元年12月議会での私の一般質問から3年を迎えようとする

中に現在の2町、美里町、甲佐町における改修率はどのくらい進んだのか、担当課の方から資料の提供をいただいておりますので資料に沿った形で結構ですので説明をお願いいたしますものですが、私なりに資料を見てまいりましたが美里町については改修が進んでいるように見受けられました。ただ甲佐町の方での進捗の方がちょっとよく分かりませんでしたので甲佐町の方での進捗等についても併せて説明を求めたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは県道三本松甲佐線の進捗率の状況についてご説明をいたします。令和元年12月議会の答弁では路線全体の整備率は甲佐町地内の整備率が45.9%、美里町地内が41.8%で路線全体は43.8%の整備率でありました。今回提出していません資料では3か年が経過し現在は全体の整備率が46.4%、全体で2.6%の伸びとなっております。甲佐地内の整備率は45.8%とこれは0.1%3年前と違いますが、これは橋梁などの完成に伴い道路台帳の延長が短くなったということが原因であります。

美里町は整備率が47%であり伸び率は5.2%となっております。これは現在改良されております改良工事の一部が完了したことによるものです。甲佐町の整備率に伸びはありませんが、令和4年度から上揚住宅付近から下流へ約330メートルの区間での改良工事の用地交渉が行われ、用地契約後には工事に着手される予定となっております。両町において整備状況にさほどの差はないという風に思っております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今説明でもありました通り甲佐町の方がこの資料を見る限りでは全然進んでいないのかなという思いもありました。ただ今用地交渉をされてその用地交渉が終わって県の方からも工事にとりかかれば美里町と甲佐町も変わらないような進捗になるということが確認できましたのでそれで了解とさせていただきます。

続きまして2番目といたしまして、中山間総合整備事業、上揚地内の圃場整備工事の施行時期と、県道三本松甲佐線の街路灯の整備ということで質問をいたします。

最初に中山間総合整備事業、上揚地内の圃場整備工事の予定施行時期と現在の状況について説明を求めるものでございますけれども、この件につきましても令和元年の12月議会において農政課長の方から上揚地区では令和2年度の採択に向けて計画を行っているというような答弁をいただいております。その時から考えますと令和元年だったので2年、今はもう令和4年でございますので、この状況についてどのようになっているのかということと、この事業につきましても圃場整備をされる隣と言いますか堤防側の方には国土交通省の緑川の堤防、その改修あるいは兼用道路である県道三本松甲佐線と隣接をいたしますので、その辺についても採択がされたのか、もしくは採択がされてその後にそういった県とか国との協議が進められていっているのかが私の方では分かりませんので、その辺も併せて説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。まず中山間総合整備事業、上揚地区圃場整備工事における予定施行時期でございますけれども、これにつきましては本年

度本地区の実績計を現在行っております。国の補助金の状況もございますけれども、早ければ来年の稲刈り後から工事に着工する予定となっております。

そして現在の県道との状況ということでございますけれども、甲佐神社から上流側につきましては県道三本松甲佐線の改良工事の設計が終わりまして、用地買収の区域が決定しております。そのためそれを踏まえたところで用地買収の区域を除いた部分での換地設計を現在行っているところでございます。

また鵜の瀬堰付近の下流側の部分については県道改良についてはまだ不明の状況でございます。用地買収区域も不透明な状況のため先ほど申しました工事の着工につきましては、まずは上流側の方から行いまして上流側の工事が完了後、下流側の着工を予定しております。その間に鵜の瀬堰付近の県道改良が決定して用地買収区域が確定した場合には、用地買収の区域を除いた部分での換地計画の変更を行うこととしております。下流側の工事着工までに県道改良計画が間に合わない場合には、下流側の補助整備の工事を計画通り進めることとしております。つまり県道の改良計画が換地に間に合わない場合には県道の用地買収につきましては換地後ということになります。いずれにせよ現在も県の関係機関及び役場の関係各課と連携を図りながら情報共有をしながら行なっておりますけれども、今後においても更なる連携を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。以上となります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今下流の鵜の瀬堰の方ですね、説明がありましたけれども、じゃあ地元の地権者の方等については今のような農政課長の説明をされて、そういった形で納得をされているということで認識してよろしいですかね。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） まず上流部分についてはもちろん用地買収も始まっておりますので換地の計画もそこを除いた部分でということで換地委員さん達も全部納得しておられます。ただ下流部分につきましてはまだ買収計画についてもそこがどうなるのかというのをまだ全然わからない状況ですので、ただ今事業を県の方でされている土木の方と今度は圃場整備の農地整備課、そちらの方とは情報共有しながら今のところ進めております。換地委員会の中でもそういう話はしておりますが、ただそれが確定したというような話は今のところまだしておりません。以上です。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ただいまの農政課長の方から説明にありました下流側の圃場整備区間の県道三本松甲佐線の道路整備計画につきましては、先ほどから美里町と県道三本松甲佐線道路整備促進期成会を立ち上げておりまして、期成会の中でその要望を行っております。碎石場付近から上揚集落入口までの堤防兼用道路の区間につきましては、今年度令和4年度に調査、測量を熊本県の方で行うというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 分かりました。

それでは次の質問に移らせていただきます。圃場整備の箇所に近いところなんですけれども一緒の場所なんですけれども、同じ県道三本松甲佐線の街路灯の整備ということで質問をさせていただきます。

碎石場の気先から上揚集落までの兼用道路の県道の部分については、まだ改良が未整備区間があります。部分的には広いところもあって車が待機することもできるんですけど、集落までの一部分の直線の部分についてはまだ非常に狭いところがあります。そういったところに地元から特に夜なんか暗いので街路灯の整備等について地元区からの街路灯をつけてくださいというような要望は合っているのかいないのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（永井恒一君） それでは議員の質問に答えていきたいと思います。この質問の道路はやな場の先から甲佐神社の手前の所の狭い道路でよろしいですね。はい。この通りの防犯街路灯の設置は先般、佐野議員から質問がありました。設置予定はないと結論だけ申し上げております。本日結論の理由と今後の方針等について説明をさせていただきます。

まず質問内容につきましては令和2年度と3年度に上揚行政区からやな場から宮内方面の県道への防犯灯設置要望は出されております。その際、行政区に対しましては両面とも道路幅が狭く歩道が整備されていないため、設置が出来ない旨の回答をしているところでございます。

防犯灯整備の考え方につきましては、令和2年度に定めました防犯灯整備方針に基づき整備を進めておりますけれども、方針の中で地域の実情や町の財政状況、設置の進捗状況等を総合的に判断し、適切な時期に随時見直しすることとすると定めております。

しかし現時点、今回質問の県道三本松甲佐線のやな場先から甲佐神社手前の狭い道路ですけれども、これは理由は同じく道路幅が狭く歩道が整備されていないために防犯灯の設置は非常に困難とされます。よって今後当該道路の改修工事等が決まればその時期に建設課や県と調整しながら防犯灯設置に前向きに取り組んでいきたい、そのように考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） では要望はあっていたということですね。ただ今室長がおっしゃる通り道路がまだ整備されておらずに歩道もないから付けられないというようなことでございますけれども、実際地域の実情、室長も現地を見られたので分かると思うんですけれども、普段からそこで生活される人達が、お昼ならよっぽどいいんですよ、対向車が来ても地元の人たちは待っておられますので、ただ町の方でも整備をされましたけれども井戸江峡キャンプ場とか川平キャンプ場、甲佐町以外の方達、地域以外の方達が来られて、やはり私はしいて言うならば軽自動車を運転しますけれども乗用車同士があんな狭いところで離合する場合、昼間でも非常に怖い思いもします。ましてや夜間にあそこを通る人達、

特に地元の方たちが冬場になると暗い時期に帰ったり朝早くからお仕事に行かれる方達が地元同士の人達ならよっぽど離合する時に待っていますけれども、片方が入ってきてこっちもまた侵入して、暗い所にあそこで両方堤防に2メートル位ある高さのところですれ違えと言うなら非常に私は危険じゃないかとずっと以前からそういう思いを持っていたんですよ。そういったこともあってあそこの堤防が改修されれば一番いいんですけど、改修されなくても歩道がなくても、堤外でも堤内でも堤防の方でもいいですので簡易的でも暫定的でも結構ですので街路灯ぐらい付けてその道路の視認性を確保できないかなという思いで今回は質問をさせていただいたところだったんですよ。今のところ計画が改良された後のような感じが思いましたけれども、思いとしては地域の実情、そういったところで生活をされていく方達がおられるということを確認していただきたいと思うところです。

それでは次の質問に移らせていただきます。

3番目の質問といたしまして町道上揚井戸江線を利用した県道のバイパス化の考えについてでございます。現道の三本松甲佐線の小鹿入口から宮内地区社会教育センター、これは旧宮内小学校までの区間でございますけれども、ここの地形的には非常に急峻、山が切り立っているようなところに道ができておりますので急峻な地形でおそらく技術的にも非常に現道の三本松甲佐線を改良することは可能性として非常に厳しいところがあるんじゃないかと思うところがございます。

県道町道上揚井戸江線を利用して町道の上揚井戸江線、ここには井戸江峡の新しい橋が架かっておりますので、その町道を県道のバイパスとして改修されていったらいかかなということで質問をするんですけど、これについても令和元年度の一般質問で建設課長からの答弁で課長の方が言われたのは、井戸江峡からの先の地形が急峻で、拡幅工事が困難な区間があるため井戸江峡キャンプ場から緑川左岸を経由して県道バイパス道路と橋梁の架設の要望を行っているということで、これは県の方に要望活動を行っているというような答えをいただいております。

現地の方この前また私も通ってみましたけれども、井戸江峡新しい橋からキャンプ場まで道路の方もキャンプ場までは整備が今されております。そのキャンプ場から井戸江の集落の方へ入ったんですけど、そちらの方はまだ改良はされておらずに測量杭かなと思うんですけども、杭は打ってありましたのでその辺が町の方で改良を検討されているのか、県道としてあそこはバイパスとして県の方にお願いできるかという思いがありますので、今回バイパス化ということで質問をさせていただきました。そのことについて町の方ではどうお考えを持っておられるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町道上揚井戸江線を利用した県道のバイパス的な考えはということで、こちら先ほど鳴瀬議員がおっしゃられた通り、令和元年の答弁で現道は非常に急峻な地形で拡幅は非常に困難なものがあるということと、上扬井戸江線については道路整備5カ年計画の中で、平成22年度に現在の井戸江峡橋から緑川左岸のルートを経由しまして小鹿集落までの計画を立てております。

現在は第1期工事としまして、井戸江峡キャンプ場までの整備が進んでおります。井戸江峡の集落までを町の方で整備を行う計画としておりまして、その後緑川に架かる第2峡の2つ目の橋梁の架設を熊本県に整備のお願いをしたいしていただくよう要望を行っているところでございます。こちらの要望につきましては、熊本地震発生後の29年度から先ほど申しました県道三本松甲佐線の道路整備期成会の中で、それとまた町単独で県の方へお願いを続けております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今町道で改良しながらその先については県道の方でお願いをするというような考えを持っておられるようで、町としてもやはり一つの地域に対する大きなプロジェクトの一つかなと私は思っております。人口的には過疎が進んでいく地域ではございますけれども、やはり一つの県道ということで重要な路線であるという思いには変わりはありませんので、今後も引き続き改良については進めていっていただきたいと思えます。

それでは質問事項の2番に移らせていただきます。

2番、町道小鹿線の改良計画についてでございます。これはただいま質問をいたしました県道三本松交差線とこれとリンクするところがございまして、その辺も含めたところでの質問だということを確認していただきたいと思えます。

それでは始めにこの小鹿線の改良計画について地元区からの要望は出ているのか、もし出ているのであれば町としてはどのような回答を地元の方にはされているのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町道小鹿線の全体的な道路改良について行政区からの要望はあったのかということですが、全体的な小鹿線の改良要望はこれまでは出ておりませんのでそのことについての町からの回答は現在行っておりません。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 全体的じゃなくてもいいですので、どういった要望が出ているのか教えていただけますか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町道小鹿線に関する要望は小鹿線上り口辺りの落石の防護柵の設置ですとか、舗装補修の劣化したところの補修ですね。それと局部的な部分改良をやってくれというような要望はこれまでにあっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 地元からの要望もやはりそういった地形的なものも配慮された要望の内容じゃないかと私も思います。先般集落の方にも上がって行きましたけれども、小鹿に入り口の直線の部分で落石の防止ネットですかね、あの辺についても数カ所に土砂が溜まっているような状況、それと右カーブから左に曲がる急なカーブのところについては、

集落から下りてくると落石注意の看板も立ててありますのを見ました。そう言ったのを見るとやはり地元の人たちも非常にちょっと危険性を感じて日々通られているんだなという思いがございましたので、その辺の要望についての有無について質問をさせていただきました。

2番目の質問についてですけれども、先ほど言いました県道三本松甲佐線のバイパス化ということと併せた改良計画はできないかということで質問をさせていただきますけれども、建設課長もご存知の通り現道の町道小鹿線は県道の三本松交差線と同じような地形の中で出来ておりますので、町道の現道の改良についても非常に厳しいところがあるかと思っております。建設課長も同じような思いじゃないかと思うんですけれども、そういったところを踏まえて先の質問で県道のバイパス化を言いましたけれども、やはり県道については地域の幹線道路としてですよ。そしてまた、町道小鹿線については集落の生活道路ということでそれぞれが重要な機能を持った道路としてやはり捉えていかなきゃならんと私は思っております。そういった中でやはり片方の県道だけに特化するか、町道だけに特化して改良するというよりもできればこの2つが連携と言いますか、連絡し合えるような道路改良、そういった新しいルートの模索というかですね、検討へんができる余地がありはしないかという思いを持っておりますけれども、その辺については現地についても建設課長も長く携わっておられるので地形的にもわかると思うので、その辺はどうか別のルートへんも何か検討されることのできるかなということでこの質問をさせていただきました。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町道小鹿線の改良工事と県道三本松交差線の改良工事を並行して合わせて改良できないかということにつきましては、議員おっしゃる通り急峻な地形のため現道の拡幅工事は難しいものと考えております。改良以外の方法といたしましては、先ほど説明をいたしました町道上揚井戸江線の計画ルートが小鹿集落への新たなルート路線に変わる路線になると考えており、色んなところの計画ルートを模索しましたけれども勾配との関係で今現状計画にある上扬井戸江線から小鹿集落へ上るルートが一番ベストな考えではないかというふうに考えております。ルートの的にはですね。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 私も以前町の方で建設課にも居りましたがけれども、旧宮内小学校跡地ですね、今宮内社会教育センターになっておりますけれども、以前打出から旧宮内小学校と言いますけれども、そこまでは道路改良が出来ております。今度新しく三本松甲佐線を先ほど井戸江峡の方から結んだ時に、私が居った時に里道ですかね、小学校の横に民家が2軒あって、片方が宮内旧小学校、以前は学校敷地ということですのでなかなか学校の方の用地をいただいて学校敷地を狭くするという事はなかなか難しいところもあったという思いもっております。ただ現在は学校ということで利用はされておられません。私も先般踏査をいたしましたけれども、どうにか勾配的にも栗畑とか畑が今の里道の横に

ちょっとありますので、そういったのとちょっと旧学校跡地辺も少し利用すれば、今の技術で行くならばどうか可能性も若干あるんじゃないかという思いも持っておりましたのでそういったところも含めて質問をさせていただいたところでございました。

今後財政的、または地元の方達の協力とかが必要になりますので、この辺については地元区とも現道だけではなくてそういった新しいルートについても更に検討を進めていただきたいという思いで質問をさせていただきました。

それでは質問事項の3番目に移らせていただきます。これが最後の質問となります。

3番、緑川の環境と鮎についてでございます。今回環境と鮎についてうかがいますけれども、水質基準の指標の1つとして鮎の生息がその河川の水質の良し悪しにも繋がるものと聞いておりますことから、その内容についての質問をさせていただくことということにいたしております。

1番の質問といたしまして緑川の水質の変化について。同じく令和元年12月議会で私が一般質問をし回答を受けてから3年を迎えようとしておりますが、その間における緑川の水質はどのように変化したのか。この件につきましても担当課の方から資料の提供をいただいておりますので、まず最初に資料の説明をいただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） それではお答えいたします。前回ご質問いただいてから3年経った緑川の水質の状況ということですので、それについて説明をしたいと思っております。お配りしております資料の中でBODというのがありますけれども、その数値が代表的な数値になりますのでその数値を見ていただければという風に思います。熊本地震その後、豪雨によりましてしばらくの間は濁った状態となっております。現在は地震前の災害前の濁りが取れた状態に戻っていると考えられます。記載しておりますけれどもBODの数値ですが、溪流と静水域に生息しておりますイワナとかヤマメですね。こちらが生息するためには2ミリグラム/リットル、鮭、鮎などは3ミリグラム/リットルが環境基準値として示されておまして緑川の数値がどうなっているかと言いますと、3段目にBODの数値が書いておりますけれども、令和4年2月にやな場の上流付近で採取した水質の結果が1.2ミリグラム/リットル、これは3年前から現在も大きな変化はございません。というところで魚の住みやすい環境にあると考えられます。以上です

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 資料についても目を通させていただきましたけれども、4項目ございますけれども全てにおいて数値的には良い安全な数値が出ているということが私も確認をしたところでございます。そういった中におきまして、やはり水質というのはほっといてもなかなか良くなるはなっていないような気がします。だからこれまでも町としては色んな対策を講じてこられたと思っておりますけれども、現在実施しておられる水質改善に対する町の対策内容について何かされていることがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 水質の改善対策についてということで答弁させていただきます

ます。水質汚染の原因につきましては様々な問題原因があるかと思えますけれども、家庭雑排水の影響がその大きな原因の一つであると考えております。本町の生活排水処理施設の普及率ですけれども、平成23年度末では約43%と県下でも低い状況でありました。このため水質改善の対策としまして、合併処理浄化槽の普及を推進しておりまして、補助の内容や加算金の見直しを行いながら令和3年度末では69.4%までに普及率も向上しているところであります。令和4年度末には普及率75%を目標に、令和5年度末までには普及率75%を目標に今後も継続して推進をしまっているところであります。また、緑川の水質改善については本町だけでは解決できない部分もありますので関係機関と連携しながら広域的な対処や取り組みも図っていきたくと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 町の対策については合併処理浄化槽を推進しているということでも分かりました。

先程手元にいただきました資料の中で2番目の項目で浮遊物の質量に対する濁りですね、についての数値もございますけれども、指標がございましてこれについても問題になるような数字ではございません。ただ今回ちょっとご質問をいたしますのは、やはり緑川が一回雨が降ると非常に長く濁りが澄まないと、濁っている時間日数が長いと常々思っております。こういった事については当然雨が降れば水が溜まりますので、ダムの方に水が溜まりますのでダムの方で放流をされますが、ただその放流をされることによって濁りが長期化するということが生態系にとってはあまり良くないと私は思っております。そういったことでこれまでも町を通じて国、国については緑川ダムですけれども、県、これは船津ダムの企業局と思えますけれども、こちらの方におそらくずっと要望はされていっていると思うんですけれども、その要望状況とそれに対する国や県の回答とかがあっているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） お答えいたします。国県に対する要望活動としてこれまで緑川河川環境懇談会ですとか緑川濁水対策連絡会等を通じまして、河川環境の改善について要望を行ってきたところです。要望の中身ですけれども、河川環境の実態調査、現地調査を行いながら水生生物が生息できる水質環境の確保のためにダムの堆積土砂の放流、それから放流水の浄化等を要望してきたところであります。先ほど言われましたように、町としては国、県、先ほど言いました緑川ダム、船津ダム辺りに要望してきたところです。

これに対しまして国、県の対応としましては、選択取水による濁水対策、それから堆積した土砂の浚渫、放流によりまして河川環境の改善を続けられてきたところです。現在も取り組まれているところです。

今後も国、県に対して要望活動や連携市町村、緑川漁協など関係機関と連携を図りながら緑川の再生を図っていきたくと、それに向けた取り組みを実施していきたくと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今課長がもうされました通り、私もダムができて相当な年月が経っておりますけれども、やはり相当な量の土砂がダムには堆積しているんじゃないかなという思いがあります。そういった土砂について全部とは言いませんけれども、浚渫をしていただくということ。それとダムの方も選択取水と言いますかね、特に緑川ダムで1回お尋ねした時に、やはりある程度澄んだ水の層を放流します、というようなことで担当の方からの説明を受けた経緯がございます。

そういった放水の仕方について下の船津ダムの方も同じような考え方を持っていて、なるべく濁りが長期化しないような対策を今後もまた要望して行っていただきたい、と町にはそう思うところでございます。

続きまして3番目の質問でございます。鮎の生息状況とカワウ対策の効果ということでございます。直近の5年間における稚鮎の放流量の推移について、これについては資料提供をいただいておりますので、説明するところがあればちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 稚魚の放流の生息につきましては資料を配布させていただいております、資料を見ておいただければと思います。ただ数につきましてははいませんが、稚魚一匹あたり3.5グラムで計算をしておりますので、おおよその数ということでご理解いただければと思っています。

また、緑川漁協では町が予算をつける分と以外にですね、令和4年度に緑川を始め緑川水系の支流6河川に町の方も併せまして、令和4年度につきましては1,598キロの約45万6,600匹の稚鮎を放流されております、ということでお聞きしております。補足させていただきます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今担当課長からもありました通り、先ほど言われました時私も割り算したんですけれども1匹あたり3.5グラム。大きさとしますと4センチから5センチぐらいの大きさの鮎を放流されておるということであります。

今初めてお聞きしましたけれども、令和4年度については漁協の方で非常に努力をされて相当な匹数ですね、1598キログラムということなので相当な量の稚鮎を放流していただいたということは初めてお聞きいたしました。関連しまして次に、カワウ対策ということで、これについては稚鮎を放流された時点からその前かもしれませんけれど、私が思うには稚鮎を放流した時からカワウ対策を実施されていると思いますけれども、その効果についての検証については町の方でされたのか、また今後もそういった対策を継続されていられるのか、その2点についてお聞かせいただきます。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。まずカワウ対策につきまして町で行なっておりますのがロケット花火による追い払いでございます。稚鮎が放流されます4月から鮎漁の解禁日までの5月末までにシルバー人材センターに委託し実施しております。

効果の検証ということでございますけれども、なかなか数値的には検証が難しくそこまではできていない状況ですけれども、シルバー人材センターの追い払いをされている方のお話によりますとカワウの数は年々少なくなっているということでございました。町による追い払いの効果もあると思いますけれども、緑川漁協が実施されております駆除事業による効果の大きいものと考えており、令和元年度では133羽捕獲されていたものが、昨年は594羽と大幅に増えておりまして、今年も7月末現在で約250羽の捕獲をされており、このペースで行くと昨年を上回る捕獲数になるものと予想しております。今後も追い払い事業を継続していくかということでございますけれども、鮎をカワウによる食害から守るため来年度以降につきましても継続的に実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） これが私の最後の質問になります。

今年6月1日の鮎の解禁日から連日多くの釣り客が緑川を訪れておられます。その要因としては何が考えられるのかということでお尋ねするんですけれども、私なりに私見ではございますけれども主にこれまで続けて来られた緑川漁協による稚鮎の放流活動、これをはじめとしてやはり町あるいは地域の方々がやはり緑川の清掃活動やEM菌、こういった水質浄化への取組、こういったことが多くの方たちの努力によって緑川の環境の向上につながった結果であると思っております。

町のキャッチフリーズにもあります花と緑と鮎の町、特に鮎の町にふさわしい今回多くの釣り人が訪れるというのは非常に良い事案ではないかと考えるところでございます。

先ほどうぞっとこれまで質問をしてきましたけれども、緑川の濁りの問題、町の合併浄化槽の働きかけ、水質の検査、いろんな皆さんの努力こういったものがやはり一番の問題は自然条件による濁りの長期化かもしれませんけれども、やはりそれに負けないような皆の努力があって今年は連日解禁日から多くのお客さんが緑川を訪れているというような思いを持っております。こういった思いは私の思いでございますので、町としてこのような今の状況、良い状況になった今年に対してどのようなことがこういった好条件を生んだのか町として少し考えておられるのであればそれをお聞きして最後とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。議員おっしゃいます通りだと私も考えております。地域住民の方々の清掃活動はもとより、町による追い払い活動と緑川漁協による駆除活動のこの継続した活動の実施、これによりアユの食害が減少している、それも要因の1つと考えております。そしてまた先程言われました通り自然現象、例年は稚鮎放流後の大雨その影響により稚鮎が育つ前に下流に流れていたことなどが考えられますけれども、今年には稚鮎の放流後に大雨等の自然的災害がなかったことでその間稚鮎が大きく育ち、その後大雨等の影響があっても流されなかったことによるものが要因ではないかという風に考えております。

ただ先程おっしゃいました通り、町だけではなく全ての地域住民の方も含めた継続した取り組みというのが一番効果が表れているものと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今課長が申されました通り、私の私見で申しましたこととほとんど同じようなお答えをいただきました。こういった良い取り組みが今後も続いていて甲佐町に多くの方等が訪れていろんな施設を利用されて、甲佐町はいいなと思えるような町を作っていきたいと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで4番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

本日の日程は終了いたしました。

明日13日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後2時47分

9月13日（火曜日）

令和4年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第3号）

1. 招集年月日 令和4年9月9日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 9月13日 午前10時00分 議長宣告
1. 延会 9月13日 午後3時2分 議長宣告

1. 出席議員

2番 甲 斐 高 士	3番 田 中 孝 義	4番 鳴 瀬 美 善
5番 森 田 精 子	6番 佐 野 安 春	7番 荒 田 博
8番 宮 本 修 治	9番 福 田 謙 二	10番 井 芹 しま子
11番 宮 川 安 明	12番 本 田 新	

1. 欠席議員

1番 甲 斐 良 二

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 畑 公 孝 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	奥 名 克 美	副 町 長	師 富 省 三
会 計 管 理 者	渡 邊 友 美	総 務 課 長	北 野 太
企 画 課 長	古 閑 敦	地 域 振 興 課 長	荒 田 慎 一
くらし安全推進室長	永 井 恒 一	税 務 課 長	奥 名 雄 吉
環 境 衛 生 課 長	白 石 亨	住 民 生 活 課 長	橋 本 良 一
健 康 推 進 課 長	上 古 閑 一 徳	福 祉 課 長	宮 崎 貴美代
農 政 課 長	井 上 幸 介	建 設 課 長	志 戸 岡 弘
会 計 課 長	渡 邊 友 美	町 民 セ ン タ ー 所 長	中 林 健 次
教 育 課 長	蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長	吉 岡 英 二
社 会 教 育 課 長	後 藤 喜 治		
農 業 委 員 会 事 務 局 長	井 上 幸 介	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	北 野 太
代 表 監 査 委 員	豊 永 康 法		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 森 田 精 子

6番 佐 野 安 春

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 承認第8号 専決処分の報告及び承認について
(専第9号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第2 承認第9号 専決処分の報告及び承認について
(専第10号 令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
- 日程第3 報告第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第4 議案第44号 甲佐町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第45号 甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第46号 甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第47号 財産の取得について(小型ポンプ付積載車 2台)
- 日程第8 議案第48号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第49号 令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第50号 令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第51号 令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第52号 令和4年度甲佐町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第39号 権利の放棄について(委員会審査報告)
- 日程第14 陳情第5号 多面的機能支払事業交付金返還に関する陳情について
(委員会審査報告)
- 日程第15 議会活性化に関する調査特別委員会からの中間報告の申し出について
- 追加日程第1 発議第2号 甲佐町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第2 発議第3号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議員派遣について
- 日程第17 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第18 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第19 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第20 議会活性化に関する調査特別委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

皆様にお知らせいたします。1番、甲斐良二議員から本日の会議の欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することとしております。

また、傍聴者におかれましてもマスク着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりですので、朗読を省略します。

日程第1 承認第8号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第1、承認第8号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは承認第8号について説明申し上げます。承認第8号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和4年9月9日提出、町長名でございます。

次のページをお願いします。

専第9号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和4年6月15日、町長名です。

記、1、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）。

次の次のページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,046万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,858万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月15日、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款15、国庫支出金に3,046万6,000円を追加し、12億9,420万4,000円としております。
2の国庫補助金です。

歳入合計、補正前の額71億5,812万1,000円に、3,046万6,000円を追加し、71億8,858万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款3、民生費に3,046万6,000円を追加し、19億4,501万円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

歳出合計、補正前の額71億5,812万1,000円に3,046万6,000円を追加し、71億8,858万7,000円としております。

本補正予算は、国が進めます住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業を早急に実施する必要性がありましたので、6月議会直後ではございましたけれども、専決処分を行わせていただいております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

何か質疑ありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。7ページです。一番下になります。子育て世帯生活支援特別給付金ですね、この750万の内訳を教えてくださいなと思っておりますけれども。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 子育て世帯に対する生活支援特別給付金でございますが、こちらはひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯が対象となっております、0歳から18歳までのお子さんがいらっしゃる世帯が対象です。給付対象の予定としましては子供さん150人を見込んでおります。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

承認第8号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、ただいま課長

から説明がありましたように子育て世帯生活支援特別給付金事業また、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業を早急にすると、しなければならないということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから承認第8号、専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

日程第2 承認第9号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第2、承認第9号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 承認第9号、専決処分の報告及び承認について説明させていただきます。承認第9号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらるものでございます。

令和4年9月9日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

専第10号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和4年7月11日、町長名です。

記、1、令和4年度甲佐町期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

次の次のページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,945万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和4年7月11日、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料に2万7,000円を追加し、1億1,244万円としております。
項1、後期高齢者医療保険料です。

款 6、諸収入に36万1,000円を追加し、689万3,000円としております。項 2、償還金及び還付加算金です。

歳入合計、補正前の額 1 億 7,906 万 3,000 円に38万8,000円を追加し、1 億 7,945 万 1,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款 4、諸支出金に38万8,000円を追加し、48万9,000円としております。項 1、償還金及び還付加算金です。

歳出合計、補正前の額 1 億 7,906 万 3,000 円に38万8,000円を追加し、1 億 7,945 万 1,000円としております。

今回の補正でございますが、被保険者の 1 人が令和 2 年分所得税の申告の修正を行われまして、これに伴い令和 3 年度分後期高齢者医療保険料約46万円の還付が発生し、予算の補正が必要となったものでございます。還付加算金の関係もあり速やかに還付を行う必要がありましたので、予算の専決処分をさせていただきました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についての質疑をお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

承認第 9 号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、ただいま担当課長の説明により、一名の方の修正申告による還付加算金の変更による補正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから承認第 9 号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 報告第 6 号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第3、報告第6号「財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは報告第6号についてご説明いたします。

報告第6号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

令和4年9月9日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

令和3年度の決算に基づき、財政健全化法第3条第1項の規定による4つの指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、下段の表の財政健全化法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の状況を記載しております。

まず上段の表の網掛け部分をご覧いただきたいと思えます。

実質赤字比率は一般会計の状況を、連結実質赤字比率は特別会計及び水道事業会計を含む会計の状況を示すものです。いずれも赤字ではございませんので比率は出ておりません。

次に、実質公債費比率に関しましては、標準財政規模に対する地方債の返還額の大きさを3カ年の平均値で表したもので、令和3年度は前年度と同様に6.3%となっております。早期健全化基準の25%を下回る値となっております。

次に、将来負担比率は水道事業会計も含めた町の借入金の残高や、仮に役場職員が一度に退職した場合に支払うべき退職手当総額などの負債の額の標準財政規模というものを基本とした額に対する割合を示したものでございます。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえるものでございます。

令和3年度は32%となっており、早期健全化基準の350%を下回る値となっております。前年度の53.1%から21.1ポイント減少した要因としましては、全国的な地方交付税の増額やふるさと応援寄附金の収入の増加が大きな要因となるものでございます。

ただいまご説明いたしました各比率が、その下の段の早期健全化基準を越えますと、黄色信号になり財政健全化計画の策定が義務付けられることとなります。さらに、その下の財政再生基準を越えますと赤信号となり財政再生計画の策定が必要となり、地方債の発行が制限され、最小限の期間内に早期健全化基準未滿にすることなどの計画を定めなければなりません。

次に、水道事業会計の資金不足比率の状況においても、資金不足比率の欄には数値が出てきておりません。一番下の表の網掛け部分であります資金不足額に三角がついてマイナスの1億6,600万5,000円となっておりますので、資金不足は生じていない状況でございます。このように本町では令和3年度決算におけるいずれの指標においても基準を下回っております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） この財政の中で特に監査委員さんの意見書の中に最後のページに安定した財源確保に努めて欲しいという意見書になっております。ここ数年を見てみますと、財政的には数字的には良好な数字を出しております。

また、経常収支比率あたりも80.1%と、ここは甲佐町始まって以来の良好な数字が出ていることは私も認めておりますけれども、監査委員さんの指摘される良好な安定した財源の確保に努めて欲しいというこの指摘に対して、行政の方ではどのようなことを考えておられるのか、どう答えていこうと思っておられるのかその点についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） ただいまのご質問でございますけれども、現在ふるさと納税とか色んな形で寄附金等の収入があっておりますけれども、安定して持続可能な収入源となりますと、今自主財源比率が3割程度でずっと推移しておりますけれども、それを上げていくというのが課題だろうと思います。今後も色んな企業誘致とかそういった形で安定してずっと持続可能な収入源を増やしていく、増加させていくことが課題であろうと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告第6号「財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を終わります。

日程第4 議案第44号 甲佐町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の制定 について

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第44号「甲佐町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） 議案第44号について説明申し上げます。

甲佐町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の制定について。

甲佐町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例を次のように制定することとする。

令和4年9月9日提出、町長名です。

提案理由、安心して安全な町作りを推進するため公共の場所における防犯カメラの適正な設置及び運用に関し本条例を制定したいので、この議案を提出するものです。

それでは説明をしていきます。まず制定理由について詳しく申し上げます。

近年、犯罪手口の多様化や凶悪化等が大きな社会問題となっており、これらの犯罪から町民等の生命や財産を守る上で防犯設備は必要不可欠であり、中でも防犯カメラは高い犯罪抑止効果だけではなく、捜査への活用も有効であることからその重要性が認識されております。

こうした社会的な背景もあり、他の自治体での設置も進みまた、町民の関心も高まり、本年度甲佐町においても防犯カメラを設置する予定にしております。

しかし、防犯カメラの設置はカメラが捉えた不特定多数の町民等の画像データ、いわゆる個人のプライバシーに配慮した適正な設置、運用を行う必要があります。よって甲佐町では防犯カメラの設置、運用に必要な基準を設け、町民等の権利利益の保護を図り、安全で安心して生活することの出来る地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものです。

それでは条文を読み上げていきます。場所によっては簡略いたしますがご了承ください。

条文、第1条、目的。防犯カメラの適正な設置と運用に関して、防犯カメラの設置者が遵守すべき義務を定めることで町民等の権利利益の保護を図り、町民等が安全で安心して生活できる地域社会の実現に寄与すること。

第2条、定義。第1号から第6号までになります。

1号、防犯カメラ。2号、画像。3号、画像データ。4号、防犯カメラ設置者。5号、公共の場所。6号、町民等。

5号の公共の場所については道路、公園、広場、河川等で公共の用に供する場所。6号の町民等につきましては、町内に居住、勤務、在学、滞在し、または町内を通過するものと規定しております。

第3条、基本原則。防犯カメラ設置者（以下設置者という）は町民等がその要望、主体、または生活をむやみに撮影されない自由、いわゆる肖像権を有することに鑑みて、その目的達成に必要な範囲内で防犯カメラの設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

第4条、防犯カメラ設置運用基準の届出等。これについては第1項、第1号から第5号、それから第2項になります。第1項で町、指定管理者、自治会、その他地域的な共同活動を行う団体、その他犯罪の予防等に関し自主的な活動を行う個人団体等、その他町長が必要と認めた者が公共の場所に防犯カメラを設置しようとする時は、防犯カメラの設置目的、撮影対象区域等の事項を記した防犯カメラ設置運用基準を定め町長に届けなければならない。2項、届出をした設置者は届出の内容や防犯カメラを撤廃する時はその旨を町長に届けなければならないと規定しています。

第5条、設置者の責務。第1号から第5号です。設置者は公共の場所に防犯カメラを設置する際は設置目的を明確にすること。撮影対象区域を明確にし、私的空間が映り込まないよう角度を調整する等、必要最小限の範囲とすること。この場合において、特定の住宅が映る場合は事前に当該住宅の所有者、または居住者等から承諾を得ること。3号、撮

影対象区域の見やすい場所に設置者名の名称を表示すること。4号、撮影対象区域に防犯カメラの管理及び運用に関する責任者（以下管理責任者という）を置かなければならない。但し自らが管理責任者となる事が出来るものとする。5号、複数の撮影対象区域に防犯カメラを設置する場合は、同一の管理責任者を置くことができる等の措置を講じなければならない、とされておりす。

第6条、委託する場合の措置。第三者に委託する時は受託者に対し、個人情報の保護及び本条例に規定する事項を遵守するよう求めるものとする、としておりす。

第7条、適用除外。防犯カメラ設置者のうち、国及び熊本県の機関、捜査機関を含む、に自宅に設置する個人及び事業所に設置する事業者については、第4条、第5条の規定を適用しない、としておりす。

第8条、画像等の適正な管理。第1項、第1号から第7号、第2項、第3項になります。設置者及び管理責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。1号、防犯カメラ設置運用基準を遵守し、防犯カメラの適正な管理運用を行うこと。2号、画像及び画像データ（以下画像等という）から知り得た町民等の情報を他に漏らし、または不当の目的の為に利用もしくは取得してはならない。その職を退いた後も同様とする。3号、次に掲げる場合を除き、画像等を防犯カメラの設置目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。ア、画像から識別される特定の個人の同意がある場合。イ、法令に基づき国又は地方公共団体が設置した捜査機関から犯罪捜査目的により文書により要請を受けた場合。ウ、犯罪の疑いのある画像等を発見した場合で、捜査機関に通報する必要があると判断した場合。エ、町民等の生命、身体又は財産に対する危険な事態が発生し、又は発生しようとしている場合でそれを避けるため緊急やむを得ないと認められる場合。4号、規則で定める画像の保存期間を経過した画像データは速やかに消去、上書きにより確実に復元することができないようにすること。5号、画像データを保存する場合は不必要な複写を行わず併せて画像を加工してはならない。6号、画像データの漏洩、滅失、棄損、流出、改ざんの防止、その他設置者及び管理責任者以外の持ち出しを禁止する等適正な管理のために必要な措置を講じること。7号、防犯カメラの設置及び運用並びに画像の取り扱いに関する苦情があった時は、それを適切かつ迅速に処理するように努め、経緯を記録しておくこと。第2項、前項第3号の規定に関わらず、町が防犯カメラ設置者となる場合における画像等の利用、又は提供については甲佐町個人情報保護条例（以下個人情報条例という）の定めるところによる。第3項、設置者及び管理責任者は第1項第3号の規定により第三者へ画像データを提供した時は、規則で定めるところによりその旨を町長に届け出なければならない。

第9条、画像データの開示。第1項、第2項になります。町民等から自己が識別できる画像データの開示を求められた時は、必要と認める範囲内で、当該画像データを開示するよう配慮するものとする。第2項、町が防犯カメラ設置者となる場合における画像データの開示については、個人情報条例の定めるところによる。

第10条、報告または勧告。第1項、第2項です。町長は設置者及び管理責任者に対し

防犯カメラの設置、又は運用状況について報告させることができる。第2項、町長は前項規定による報告において、第4条、第5条、第8条の規定に違反する行為があると認める時は違反した者（以下違反者という）に対し当該違反行為の中止、その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告を行うことができる。

第11条、公表。町長は違反者が正当な理由なく前条に規定する勧告に係る措置をとらなかった時は、違反者に意見を述べる機会を与えた上でその事実を公表することができる。

第12条、質問等。町長は第10条に規定する報告又は勧告もしくは違反事実の公表を行う時は、職員から関係人に質問を行ったり、関係人から報告を徴することができる。

第13条、苦情等の申出。町民等は設置者が設置した防犯カメラの設置及び運用並びに画像の取り扱いに関し、意見、要望又は苦情（以下苦情等という）がある時はその旨を町長に申し出ることができる。第2項、町長は苦情等の申出を受けた時は防犯カメラの設置者及び管理責任者に対して速やかに対応を促し、苦情等について適切な措置を講じさせるものとする。

第14条、運用状況の公表。町長は毎年1回以上、第4条の規定による届出の状況、第9条に規定する勧告の状況、第13条第1項の規定による苦情等の申出の状況の各事項を公表するものとする。

この条例は、令和4年10月1日から施行する。経過措置につきましては、施行日以前に本条例に該当する防犯カメラを設置している場合の本条文該当箇所の読み替えになります。以上説明になります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。この防犯カメラですけれども、本年度令和4年度の一一般質問の中でも質問をいたしましたけれども、今年予算として町の方では8カ所ですか、幹線道路を中心として防犯カメラを設置されるということになっておると思います。

その中で今回の条例につきましては、個人の方で公共の場所に向けて防犯カメラを設置されている方についてもこの条例によって運用をしていただきたいというような内容だったかと思います。それで考えてみますと公共の場所と言うことで今説明いただきましたけれども、特に道路、公園、広場、河川とかありますけれども、防犯カメラはおそらく道路の方に向いているカメラも多々あると私は認識いたしますけれども、そういった個人の方で防犯カメラが道路辺に向いている方、相当な数の方がおられるんじゃないかと思うんですけれども、そういった方達へこの条例の制定の周知、どのような形で周知していかれるのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（永井恒一君） 今の質問ですけれども、個人宅にある防犯カメラについても規制をかけるという話ですか。

この条例については個人宅は含まないという風にしております。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時41分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） すみません、質問が少し分かりにくかったかと思いますが、第4条の第4号の中で、その他犯罪の予防等に関し自主的な活動を行う個人とか団体等も対象になるということであれば、言う個人じゃなくて、個人の中でも自主的に活動を行うとかうたってありますので、どういった方達がそれに該当するのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） 大変失礼しました。この個人につきましては、個人で防犯活動を目的として設置をしている人。それから団体についてはNPOとかそういう感じで団体を立ち上げて防犯活動を行う方。防犯目的で設置をしているというところがこの該当する人になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 公共に準ずるような形で協力される方達、そういった方達が甲佐町にもおられると思いますので、そういった方達が付けられている防犯カメラがこういった対象になってきますよと言うような考えでよろしいですかね。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） はい、防犯目的というところです。個人の家であれば、個人の自宅を守るためであって、また事業者であるならば、当然万引きとかそういうのをを守るため。これは町の町民の防犯を守るための設置とは違うので、そこに線を引いております。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。条例策定の関連ではありますけれども、8カ所ということで現にさっき室長の方から個人のプライバシーということで、その場所と全体で言うと国交省とかなんか付けられていますよね、監視カメラとか。全体で言うと何基あるのか。8カ所に関しては、おそらく町長の方が設置箇所を決められるのかなと思いますけれども、協議会かなんかあって付けられるのか、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） それでは質問に答えてまいります。国交省につきましてはすみませんが何件あるか確認は正確にはしておりません。ただ、河川沿いについているのは間違いありません。

ただ今国交省は国の機関ですので、その場所は外れます。それはうちの方には該当し

ませんので。今役場の方で把握している台数、これにつきましては総務課の方で駐車場、それから庁舎内、それで4基。それから社会教育課の方でグリーンパル甲佐管理棟で2基。総合運動公園の管理等にはまだ付いておりません。それから甲佐中学校に5基。それから建設課の方でヴェルデ甲佐子育て支援住宅、それから大井手川水位監視カメラ、そこで合わせて6基。全てで17基、役場の方で持っていることになります。以上です。

すみません。後8基付けるという質問ですけれども、現在8基の内の4基を先に付けるというところで今調整をしております。その4カ所につきましては、肥後早川交差点、トンネルからこちらの方にくぐってきたところ。それから役場前の交差点。そして甲佐小学校近くの交差点。そして乙女小学校から少し下ったところの五差路。その4カ所にまず付けるように調整をしているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 第11条の違反者については意見を述べる機会を与えた上でということで、違反者について事実を公表することができるという風にありますけれども、どんな方法で公表されるのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（永井恒一君） 公表の方法ですけれども、町のホームページに載せて公表をいたします。以上です。

○議長（宮川安明君） 2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番甲斐です。この防犯灯の設置につきましては、現代社会において非常に重要性があると私も認識しているところでございますが、今回防犯灯カメラの設置に関する条例ですね、半年あげられておられますけれども、私が考えますにこの条例が制定した場合は、その条例に基づいて今後町の方で防犯灯設置計画と言うのを作られる必要があるんじゃないかと思えます。おそらく先ほど宮本議員もそのような意味だったと思うんですけれど。そういった中で、今現在8カ所とか防犯灯の予算が8カ所分とかありますけれど、将来的に町の方でこの条例に基づいて町が設置する防犯灯が。

○議長（宮川安明君） すみません、防犯カメラです。

○2番（甲斐高士君） すみません、失礼しました。防犯カメラが大体何基ぐらいになるのかとか、そういった想定があればお尋ねしたいと思います。現在の8カ所で当面の間賄うのか、もっと防犯カメラの設置計画と言うのを作って町内にだいたい何カ所ぐらい設置するというような想定があるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（永井恒一君） 現在議員が言いますように8カ所の予算を取って4カ所はもう設置の話をだいたい進めているところ。後4カ所場所を選定してちゃんと設置を進める予定ですが、先般祭りのあととかご存じだと思いますが事件とかあっております。そういう時にどうしてもやはり防犯カメラというのは必要になってくる。捜査の過程です。警察よりの話じゃなくて、町の住民を守るためにも必要であると思えます。そういうことから考慮すれば、やはり今後も設置して行く必要があるとは思ってお

りますが、ただ具体的に何台設置するというのは現時点では明確にはお答えできません。以上です。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番田中です。防犯カメラの8基でもう4カ所は選定済み。今後4カ所は選定して行くということで、その選定の方法として協議会かどこかの意見を聞かれるとか、選定の仕方について教えて頂けませんでしょうか。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） 質問に答えます。選定の方法ですけれども、私の以前の室長からこちらの方に説明があっているかと思えます。町内の入り、それから町内の出、その部分を主体に考えてあったと思えます。

ただ、高額窃盗事件とか暴行傷害事件とかそういうのが町中もしくはちょっと離れたところ、そういうところでもあっておりますので、先に話しております4台については小学校付近とか町の入りと出のところで考えておりますが、残りの4台についてはまた選定を私の方で変えまして、そういう犯罪が起きやすいところ、そういうところを中心に設置を考えているところであります。以上です。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 今後の4台についてはくらし安全室長の方で選定をされるということですね。そういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） お待たせいたしました。本年度の8基の内の4つはだいたい決めていて、後4つについてはいろいろな諸般の事情で場所を変更して付けたというふうにお答えしておりますけれども、今後設置する場合は私の方で勝手に決めるわけにもいきませんので各協議会とか防犯協会とかそういうところの意見を集約して、それを反映して、そして設置を進めてまいりたいと思えます。以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 森田です。先ほど2番甲斐議員が申し上げましたけれども、これについての防犯灯の整備計画は、すみません防犯カメラの設置予定はないのでしょうか。これは設置すべきではないのかなと思うんですが。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この防犯カメラの設置については具体化したところのごく最近と申すことでもありますし、全体的に防犯灯の設置計画を考えた時のように必要な設置数、そ

れからどういう箇所はどういうのが必要かということをしちんとした計画を立てて年度計画を立てた中での予算化をしてやってきました。

この防犯カメラについてもやはりそういった考え方というのは必要だと思いますので、今日の室長のお話の通り、まずは必要なところから設置しているところでもありますので、今後安全・安心な町作りの協議会であるとか、それから青少年健全育成のそれぞれの部会のお話であるとか、あるいは防犯協会、いろんなご意見をうかがって集約したところでの計画を立てて、それに則ったところでの整備を進めたいと言う風な思いを今持っているところではあります。

室長も本年度から入られたばかりで、まだその辺の詳しい詳細についての引き継ぎはちゃんとしてありますけれども、考え方等の整理も必要だと思いますので、あえて私の方から回答させていただきました。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんね。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。この条例案については、私もしっかり読み解いて無いところもありますが、第5条の2、防犯カメラの撮影場所で特定の住宅が写る場合は、事前に当該住宅の所有者又は居住者等から承諾を得るということが上げてありますが、これ承諾が得られない場合とかなんかの想定というのはあるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） 質問にお答えいたします。一応説得お願いいたしますけれども、承諾が得られない場合は、そういうところに継続的に長期にわたってカメラを画像を撮るということは監視とかそういうのになり得ると思いますので、そちらの方には向けないということで考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第44号、甲佐町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の制定についてでございますけれども、先程室長の方から説明がありました通り、公共の場所における防犯カメラの適正な設置及び運用に関し本条例を制定するというところで、何ら異議なく賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第44号「甲佐町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の制定に

ついて」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号「甲佐町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第45号 甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第45号「甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第45号について説明申し上げます。

議案第45号、甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年9月9日提出、町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。

次からが改正文でございますけれども、別紙の説明資料に基づいて説明させていただいてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは説明資料をお願いいたします。

まずは1の改正理由でございます。国家公務員にかかる妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置について、人事院規則の一部改正により措置が講じられることに伴い、地方公務員についても地方公務員法第24条第4項の均衡の原則に基づき、国家公務員と同様に改正を行うものでございます。

改正内容については2点ございます。

まず、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和するものというところで、現行が子が1歳6カ月に達する日までというところを、改正後が子の出生日から57日目より6月を経過する日までに、その任期が満了すること及び引き続いて任命権

者を同じくする職に採用されないことが明らかではない場合というところの改正でございます。ここは出生後8週間以内というのは、女性の出産をされた方については産後休暇と言うところの8週間以内ということになりますけれど、主にここで言う非常勤職員というのは、男性の方を指しているんだろうと言うことでございます。

次の第2号ですけれども、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業取得の柔軟化に関するものということでございますけれども、非常勤職員の子が1歳以降に取得できる育児休業について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得が可能となるものということでございますけれども、現行については1歳又は1歳6カ月の到達日の翌日に限定されて、その1歳到達日の翌日か1歳6カ月の到達の翌日に夫婦どちらかがその日限定で交代できるというような規定でございましたけれども、改正後については本人と配偶者の育児休業に切れ目がなければ1歳又は1歳6カ月に限らず、その途中でも夫婦交代できると言うようなことで緩和がされていると言うことでございます。

その他の文言等の改正を行っております。

それとすみません、一番最後のページをお願いいたします。改正文のところです。

附則、施行期日、第1項、この条例は令和4年10月1日から施行する。経過措置として第2項、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用についてはなお従前の例によることとさせていただきます。以上で説明終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。本条例は育児休業の取得要件を緩和するもので提出されておりますけれども、男性職員で育児休業を本町職員がここ2年間ぐらいで結構ですけれども、取られている事例があるかどうかわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 男性職員で育児休業の取得が過去に取得があるかということですが、男性の取得は今のところ残念ながらございません。付け加えますと昨年度、育児休業ではございませんけれども、育児に伴う特別休暇というのがございます。その取得についてが出産の立会いのために2日以内の範囲内で取得した男性職員が4名、それと妻の産前産後期間中に子育てのために特別休暇を取得した、これは5日以内の範囲内となっておりますけれども、その取得した男性職員が2名、昨年度は実績としてあったと言うこととさせていただきます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第45号、甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま課長の答弁にあった通り、取得要件が緩和されたということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第45号「甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号「甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第46号 甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の

公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第6、議案第46号「甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは、議案第46号についてご説明申し上げます。

議案第46号、甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することといたします。

令和4年9月9日提出、町長名でございます。

甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条、第2号ア中、「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。
附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

内容については別紙で少し簡単に説明させていただきます。説明資料をご覧ください。
改正理由につきましては、先程提案理由で説明した通りでございます。

改正内容については公費負担の単価改正ということで、現在原油や物価高で物価が上昇しております。その関連でこの公費負担の部分の上限額も改正となるというところでございます。

まず、選挙運動自動車については一日の上限額が自動車借入契約が現行が1万5,800円のところが1万6,100円となります。燃料供給契約が7,560円が7,700円となります。

次(2)の選挙運動用ビラについてが、1枚当たりの上限額が7.51円が7.73円という風になります。

(3)選挙運動用ポスターにつきましては、現行の上限額が印刷費1枚当たり525.06円が改正後が印刷費1枚当たり541.31円に、企画費が31万500円が31万6,250円と改正されます。ちなみに1枚当たりの上限額を計算しますと現在のポスターの掲示場の箇所数が59箇所でございますので1枚当たりの上限額が5,788円のところが5,902円という風になります。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番(宮本修治君) 8番。

議案第46号、甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、ただいまの総務課長から提案理由がありました通り、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い条例の一部を改正する必要性が生じたということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第46号「甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号「甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第7 議案第47号 財産の取得について

○議長（宮川安明君） 日程第7、議案第47号「財産の取得について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第47号についてご説明申し上げます。

議案第47号、財産の取得について。

小型ポンプ付積載車の購入について、下記の通り財産を取得することとします。

令和4年9月9日提出、町長名でございます。

記、1、取得する財産及び数量、小型ポンプ付積載車2台。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、取得金額、1,217万787円。

4、契約の相手方、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘生治。

提案理由については、省略させていただきます。

本財産の取得につきましては、取得後27年を経過する早川地区の小型ポンプ付積載車、これは普通自動車でございます。及び取得後24年を経過する役場分団の小型ポンプ付積載車、これは軽自動車でございます。の2台を更新するため取得するものでございます。

なお、資料としまして次のページ説明資料1として仮契約書を5ページつけております。その次に説明資料2としまして更新します小型ポンプ付積載車のイメージ写真をつけております。最後のページに説明資料3ということで、入札結果等の情報をつけております。以上で説明終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。資料の一番最後、説明資料3番がございますけれども、入札結果等の情報と言うことでありますが、予定価格が1,116万9,530円。それに対して4社が入札をされて1社が辞退、後3社が応札をされて一番安かったところが1,107万円ということで、落札率が99.11%ですね。引き算しますと9万9,530円ほど予定価格よりも安くなってございますけれども、率で言っても99.1という率が落札率としては妥当なのか、高いのか低いのか、過去の経緯がわからないのでこの辺位でいつも落札がなっているのか、その辺が分かりますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 落札率は予定価格に対して入札額の率ということになりますけれども、この予定価格については毎年同じような積載車を購入しておりますので、予定価

格についての精度を上げているというか、これ以上はかからないというような予定価格の設定が実際の購入価格に近いというような数字をあげている結果であるというふうに判断しております。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。2台で1,217万787円とありますけれど、普通車と軽の金額のできるならば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 普通車についてが総額で692万2,336円です。軽自動車の方が524万8,451円となります。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 2番甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番甲斐です。今回の更新で役場分団の消防車について軽自動車の方を導入されていますけれど。軽自動車を選定された理由を教えてくださいたいと思います。単純に私が考えますに役場分団と言いますと役場職員で構成されておりまして、普段役場で仕事されている職員さんが火事の通報を受けた時にすぐ消防車に乗って出動されますので、人数はよその消防団よりも揃うんじゃないかと思っておりますので、普通自動車の方がそれだけ人員が乗っていいのかなと単純に思ったので、何か理由があればと思ってお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 軽自動車につきましては、これまで軽自動車を利用していたところで、集落内に入っていくための機動力がまず第一に考えられます。初期消火に第一に役場分団が行くという目標でございます。人数については他に公用車もございまして、公用車に皆同乗して一緒に乗って行くような形で役場の方はやっておりますので、そういったことで比較的安価な軽自動車ということに選定させていただいております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。計画的に更新されているかと思っておりますけれども、役場分団と早川が27年と24年ということですのでけれども、今後あと何台ぐらいを交換、結局交換している事に古くなっていくのでずっと循環というか、永遠と更新して行くような形になるかとは思いますが、そのあたりの計画的を教えてくださいたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 消防施設設備の計画的な整備につきましては、昨年度消防施設等整備計画と言うのを策定しております。その中で約20年以上経過する消防車については計画的に更新して行くこととしております。

内容につきましては、昨年度が浅井と下横田だったんですけど、今回が早川と役場、来年が岩下と芝原。その後、だいたい20年経過するということで計画的に整備するよう

な計画書で計画を立てているというような状況でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 予定価格の1,116万9,530円ですけれども、この予定価格については担当課が見積もられたのかおうかがいをいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 総務課の方で見積もりをしております。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 予定価格の何10%か80%とか90%とか、そういったことはあるんですか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 予定価格はまず設計価格を出しまして、設計価格の何%ということで予定価格を設定しております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第47号、財産の取得についてでございますけれども、ただいま総務課長から説明がありました通り、1台が27年、もう1台が24年の消防車の更新時期にあたり、早川地区の消防車、又役場の軽自動車の消防自動車の更新ということで、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第47号「財産の取得について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号「財産の取得について」は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第48号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）

○議長（宮川安明君） 日程第8、議案第48号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。議案第48号について説明させていただきます。

議案第48号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）です。

次のページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,713万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4,571万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月9日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款15、国庫支出金に1億2,763万1,000円を追加し、14億2,183万5,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款16、県支出金に680万8,000円を追加し、5億136万1,000円としております。2の県補助金です。

款18、寄附金に5億2,000万円を追加し、10億1,000円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金から1,202万2,000円を減額し、5億773万円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款20、繰越金に1億1,583万4,000円を追加し、1億6,583万4,000円としております。1の繰越金です。

款21、諸収入に8万円を追加し、5,483万円としております。5の雑入です。

款22、町債から120万円を減額し、5億2,500万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額71億8,858万7,000円に7億5,713万1,000円を追加し、79億4,571万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2、総務費に2億8,739万円を追加し、14億6,509万1,000円としております。1の総務管理費から3の戸籍住民登録費までです。

款3、民生費に905万2,000円を追加し、19億5,406万2,000円としております。1の社

会福祉費です。

款4、衛生費に4,742万5,000円を追加し、6億2,776万8,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5、農林水産業費に1,975万7,000円を追加し、2億9,515万5,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6、商工費に3億6,283万円を追加し、7億4,914万8,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費に98万円を追加し、7億1,719万2,000円としております。1の土木管理費です。

款8、消防費に165万2,000円を追加し、3億4,447万4,000円としております。1の消防費です。

款9、教育費に2,578万2,000円を追加し、5億4,002万8,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10、災害復旧費に226万3,000円を追加し、226万8,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費です。

次のページをお願いいたします。

歳出合計、補正前の額71億8,858万7,000円に7億5,713万1,000円を追加し、79億4,571万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、1の追加です。

説明は事項、期間、限度額の順で行います。

人事評価運用業務委託料、令和5年度187万円。人事評価システム使用料、令和5年度129万4,000円。健康管理システム使用料、令和5年度から令和7年度まで1,145万7,000円。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正、1の変更です。

起債の目的、補正額、補正後の限度額を説明いたします。

起債の目的、過疎対策事業債から5,740万円を減額し、3億7,110万円としております。

緊急防災減災事業債に5,620万円を追加し、6,720万円としております。

起債の方法、利率、償還の方法についてはいずれも変更はございません。

本補正予算は、主にふるさと甲佐応援寄付金の増加、地方創生臨時交付金、オミクロン株対応コロナワクチン接種対策、その他人件費や決算に伴う調整を行っております。

資料としまして、地方創生臨時交付金事業一覧表を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部についての質疑をお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。資料の中の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の中から質問いたします。10番の原油価格・物価高騰緊急経済対策事業補助金4万円の220経営体とありますが、この経営体についてご説明いただけますか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは原油価格・物価高騰緊急経済対策事業補助金についてご説明申し上げます。議員おっしゃいました220経営体と言いますが、今回この補助金の対象として想定しておりますのが経営所得安定対策、その事業の参加者ということにしております。一応販売農家ということで昨年の実績で約220農家、経営体、本年度の申請をされた所に対して対象とすることで考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今の佐野議員の質問のところでありますけれども、220経営体に4万円を支給されるとありますけれども、農家によっては認定農業者又は法人あと辺りかなり今回の原油価格等で影響を受けているところと、通称販売農家に近いような経営体に等しく4万円を支給するというところについて多少なりとも私は不満を感じております。多少じゃなく物凄く不満を感じているんですけど。やはり影響を受けているとは私は違うと思います。それに対して同じ金額を同じようにされる。コロナのことを見てみますと大きな飲食店とか小さなお店でも同じようなことを国はやっておられるということはそれに対して非常に反論というか、そういうような意見が多数私は出ていると、テレビとか新聞を見ますと。今回このようにされるということでありまして、そういったことに対してはそういった不公平感と言いは、そこまでは申し上げませんが、その影響を多く受けているところ、それほど受けていないところに等しくされることに対してどのような考えを持ってこのような事業を実施されたのかお考えをお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。まず資材、肥料等の高騰対策については今国の方から支援策の方が出されております。それに関しましてはJAであったり、販売店を通して申請するというところで、これは実際の購入価格での物価高騰の補填額というところでされております。

それと燃油に関してはセーフティーネットがあるということで、実際影響が大きい部分についてはその分でカバーできるのかなど。今回同一の金額でしたということに関してましては甲佐町、それと御船町、益城町、そこのところで話し合いを行いまして一律申請、それと交付に対してスムーズに行くような形で、まずは販売農家であればどの農家に対してももちろん販売額、肥料の購入量に差はございますけれども、早急にそれを補填していきたい、出していきたいということでその価格に関する販売価格の上限、それに関しては国辺りの助成の方で対応していただいて、まずはその平坦の町村で合わせたところで速やかに出して行こうということで、今回このようにところで決定したところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） わかりました。まずはということですね。それと今おっしゃられたけど、石油原油のセーフティーネット。このセーフティーネットと言ったって今120・130円だったガソリン代が今160円になって、それに対してセーフティネットで高止まりしているんです。非常に軽油にしたってそうですよ。そういうところで大変厳しい状況があるというふうに思いますし、肥料に対してその補助金が出るとおっしゃられるけれど、高くなった分の3割位を補填をするということで、されるだろうというような声が聞こえてきております。実際、どうなのかは分かりませんが、非常に厳しいということでもあります。今の答弁の中で、次があるという風に考えてもよろしいんですか。どうなんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 今回の分については地方創生臨時交付金について、まずはコロナそれと燃油肥料の対策ということで、早急に出すような形でこれを企画してまいりましたけれども、単独でそれ以上について出すという考えは今のところではございません。

また次、国の方でいろんな経済対策等が発動された時には、その時にまた新たに検討して行きたいとは考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） それでは次を検討される時には緊急性もあるだろうし色々な考え方があろうかと思えますけれど、やはりその効果を余計受けているところと、そうでないところを充分考慮されて検討されることを願います。それを申しておきます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 同じく交付金事業についてお尋ねします。5番の高齢者福祉施設空調機器超過事業ということなんですけれど、これで600万支出予定をされているんですけれど、エアコンは設置をされているというふうに思うんですけれど。その整備又は内部洗浄、又空調機器整備工事というふうにありますけれど、どういった工事なのか、どういったエアコンなのか、内部洗浄とはどういった洗浄なのかちょっと600万の予算の内訳をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 高齢者福祉施設の空調設備についてお答えします。600万の予算ですけれども、白旗ふれあいセンターの空調設備を更新することを計画しております。白旗ふれあいセンターの方が最初の設備から19年経過しております。最近不具合がエアコンの効きが悪いとか、そういうところが出てきておまして、全体としましては4カ所ですね。多目的室、研修室等4カ所のエアコンの吐き出し口と言いますか、が設置されております。そのうち故障が3カ所、効きが悪かったり、効かないと言うか、悪いところが出てきておりますので、全体的なところで更新をするところで計画をしております。

近年の物価高騰等がありまして予算的にも少し高くなってきている状況ですけれど、見積もりを取ったところ600万と6,000円というところでなっております。

その他、乙女ふれあいセンターのエアコンのクリーニングを年度当初計画しておりましてけれど、その分がコロナの地方創生臨時交付金が活用できるということでしたので、その分もこの中に含めております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 5番森田です。補正予算の16ページ、環境衛生費の水源地施設環境整備事業補助金についてお尋ねします。コロナ対策の方の説明資料を見ますと水源地域等の安全管理や周辺景観に支障を来さぬよう、周辺の環境整備、景観や通行を妨げる樹木の伐採、フェンスの設置等を行ない、観光客の安全安心の受け入れ態勢を整えるということで、500万の水源地域環境整備事業費補助金となっておりますけれど、この補助金というのが、普通工事費しか担当課としては周辺整備されるのであれば整備工事になるんじゃないかと思うんですけれど、この補助金となっていることはどういうことで補助金となっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） はい、お答えいたします。水源地施設環境整備事業につきましては、施設自体が水道事業の施設になりますので、水道事業の方に補助を出しまして、水道事業で工事を行うという形に考えております。それにつきましてはまた、水道の補正予算で上げております。以上です

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。交付金事業から質問いたします。19番の物価高騰に伴う学校給食費等負担軽減対応事業ということで給食会計の補助というのがあがっておりますが、これに対する補助は一時的なものなのか継続的なものと考えられるのか、そういう点での説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これはコロナ等に関するものでございまして、この影響であがっている、一時的にあがっているということでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 給食費の関係する事なので、これまでも佐野議員から質問を随分いただきました。その時、私が申し上げていたのは給食費の無償化についてはこれは考えていないと。これは当然親御さんのきちんと払っていくべきものだろうというような考えでありました。

今回補正させていただいたのは、要するに食材の値上げ分に伴う所の差額を町の方で負担をして保護者の方々に対する軽減と言いますか、本来の給食費の分として払っていただくということでありまして。ですから当然これは一時的というか原油高騰等に伴う所の町としての対処方針ということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。説明がありましたけれど、物価高騰が継続するとか、続くということであればこの補助というのは継続されるのか、一時的なもので今

回だけで終わるのか、そういったところはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今回予算の方に計上させていただいたばかりでありますので、今後の件についてはその状況に鑑みたところで、やはり判断すべき問題だろうと言うふうに認識しております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。補正予算書のページ22ページ、臨時交付金事業の説明資料につきましては14番になりますけれども、文化財保護費ということで陣ノ内城跡の除草作業の委託料ということで22万5,000円金額が上がっております。草刈りの委託だと思んですけど、この説明資料を読みますと令和3年に国の指定を受けた陣ノ内城跡を新型コロナウイルス感染症終息後を見据えた町の観光振興又は景観整備を持って交流人口の拡大を図るということで除草作業を行われようとしておりますけれども、実際コロナが収束してこの補助金がなくなったときにでも雑草、草はずっと生え続けますので、補助金がなくなったとしても町としては除草作業は続けていかなければならないと思んですけども、この辺についてはどのぐらいの、まず面積が管理する面積があつて、今後補助金がなくなったとしても町としてはどのような管理の仕方をされていこうと思っておられるのか、そこについてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 維持管理は当然やっていかなければならない話でありまして、今回はその交付金を活用させていただいたということでもあります。ですから補助金がある様になかろうがきちんとした形でやっていく、維持管理して行くべき案件だというふうに思っています。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 補正予算の21ページなんですけれども、いきいき芸術体験教室の講演委託料ということで、今後の体験の為の委託料だと思んですけど、先だって芸術体験の充実を求めたばかりなんですけれども、どういった芸術体験を検討されているのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これは乙女小学校が県のほうに要望して、それが採択になったということで、劇団きららを呼びまして子供達の情操教育を行うというようなことを予定しております。以上です

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番森田です。予算書は19ページ、説明資料の方については11ページです。11番です。ふるさと応援チケット事業ですけれども、地域応援チケット発行というふうにしてありますが、この事業の内容ともう1つが予算書の23ページ、資料

番号の18番ですね。総合運動公園の整備事業の中で、敷地内看板整備事業というのがあがっていると思うんですけど、この計画等を教えて欲しいと思います。その2点についてお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） お答えいたします。ふるさと応援チケット事業につきましては各1人当たり商品券を3,000円配布をしたいというふうに考えております。それに伴いまして消費喚起の活性化を図りたいと考えているところです。

運動公園の敷地内看板整備につきましては、総合案内看板を1つと運動公園の入り口にモニュメント的な看板の設置、合わせて2カ所の看板の設置を考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。交付金事業の説明資料の中からですが、17番に宮内地区防災センターに避難用備品を設置するというふうにあります。避難用備品とはどんなものを設置されたいのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） こちらにつきましては宮内防災センターへの消耗品と備品の購入の方になります。内容が備品とございますが、こちらは感染症防止のための消耗品備品等の購入になります。内容につきましては消耗品についてはそちらの方にまだ色々揃っておりませんので、掃除に必要な掃除ホウキ、モップ、ゴミ箱、ハンドソープなどの消耗品を考えております。

また、備品につきましては、折りたたみの机椅子、また掃除機等の購入を考えているところがございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。予算書の14ページで総務費の中の熊本地震関連費ということで地籍調査事業の委託料ということで、補正前の額が2万3,000円、補正額で293万7,000円ほど増額になっております。これは歳入の方を見ますと、国庫補助金のような形で地籍調査関係の補助金が入ってきておりますので、国からの熊本地震関係の補助金を利用した委託事業ということで理解はしますけれども、以前も質問したかと思うんですけども、被害が大きかった田口とか白旗、ここについての増額になっておりますので何か地籍調査についてももう終結を迎えるのかなというような思いもありますけれども、この増額になった金額の理由についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 地籍調査事業の委託料について増額についてご回答したいと思います。今年度から来年度までにかけて田口地区の一筆地調査をしているところですが、今回の増額の分は一筆地調査と一筆地調査が終わったところで、法務局に地図を

最終的に地図を地籍調査の成果として送り込むようになるんですけど、現地調査をしなければならなかった以外の箇所ですね。その分の一部について町の方で座標補正ということで計算上で座標の地図の補正を済ませる部分があるんですけど、その部分の地図も町の方で作らなければならないという部分が出てきております。その中で一部について今回県の方でもっている予算で余りが出ておりましたので、それを先行して町がもらってするというようなところで、地図の補正ですね、今回地図の補正をする作業になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。担当課長が一生懸命説明をしてくれようとしていますので、自分なりに解釈をいたします。来年まで今の話で行くと現地の方は来年度ぐらいまでは残るのかなという思いではありますけれど、あの地震から相当の月日が経って非常に被害が多かったところ、そこについて座標のずれが発生したことによって現地調査をしなければならなかった場所、今課長が言ったように机上で修正できるような箇所もあるというようなことで、その分についても国の方から補助金をいただいて追加で委託をすることができるようになったと言うようなことをおっしゃろうとしたんだろうと思います。そうであれば、なるべく早く地元の方たちがその土地の座標の新しい登録ができて売買だったり、色々宅地造成だったり、いろんな先に進んでいけるような形で一日も早い登記が終わるようなことを希望して質問を終わります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 先ほどの宮内地区の防災センターに対する79万の予算ですけど、担当課からの答弁では消耗品でそれぞれが単価的には高くないというふうに思うんですけど、80万のその備品を担当課がぼんと買うのか、それとも79万をどこかに委託して買っていただくのかとか、そこら付近の流れはどうなるのかなというふうに小さいことなんですけども、他のことに通じるとお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） こちらにつきましては、担当課の方で購入を予定しております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。新型コロナウイルス感染地方創生臨時交付金につきましては、各議員さんの方が聞かれておりますので、どなたも聞かれないので質問したいなと思っております。

今回補正の主なものがふるさと応援寄付金が5億2,000万追加されております。以前ですとここにはもうおられませんけれど、よくふるさと納税について返礼品を頑張った方がいいんじゃないかという中で、年間5,000万とかそのぐらいの時代もありましたけれど、昨年が5億のふるさと応援寄付金。今年は追加して10億と、まず10億が大丈夫なのか、それと増えてきた要因、なぜそう増えてきているのか、そのあたりをご質問いたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） お答えいたします。まず10億円は大丈夫なのかという

ことですが、それを目標に今頑張っているところになりますので、後はそれに向かって委託をしておりますので、委託業者と連携を図りながら進めて行きたいと思っております。

後ふるさと納税の寄付金が増額になった理由につきましては、委託業者の努力もありますけれど、返礼品の充実、地元産だったり、いろんなどころの返礼品の充実ができたというところで、後ポータルサイトですね。増やしてきたという部分で多く皆さんに周知ができていたるところから増額になったと言うふうに考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。そういうことで聞いておりますと5億円程はある程度今のところ来ているというような状況もお聞きしておりますのでそのあたりで追加されたとお聞きしておりますが、その点はどうですか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 今現在2億円を超えているところになります。今から年末に向けてふるさと納税の寄付額が増えてきますので、そこを見越したところで順調に昨年同様に伸びていければ10億は見えるのかなというふうに考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。森田議員。

○5番（森田精子君） 5番森田です。予算書の18ページ農業水産業費の林業費の中の委託料、森林整備推進事業委託料ですけれども、路面整備を進めるための委託料だと思うんですが、その内容と23ページの災害復旧費の中の林業施設災害復旧費の工事請負費。その工事請負費ですけれども、件数と場所について教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 林業振興費委託料でございますけれども、これにつきましては、一般質問で森田議員も質問されました間伐の14.18ヘクタール分、それとそれに伴う作業道の二路線。作業道田代線と山の神線になりますけれども、その2本の復旧費になります。

それと災害復旧費のところでございますけれども、これについては今現在繰越明許等事故繰越しの方で行っております林道山の神線。その増額部分について、事故繰越し明許繰越ではもう補正ができませんので、現年のところで増額を補正しているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 5回目ですので、佐野さん。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第48号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）でありますけれども、7億5,000万ばかりの追加補正ということで主だったものが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業また、ふるさと応援寄付金事業ということでもろもろありますけれど、7億5,000万ばかりの補正ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第48号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）」は、原案どおり可決されました。

昼食のためしばらく休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

休憩 午前12時13分

再開 午後1時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第49号 令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮川安明君） 日程第9、議案第49号「令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第49号、令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,164万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億1,919万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和4年9月9日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款3、県支出金に16万5,000円を追加し、11億940万4,000円としております。項1、県補助金です。

款6、繰入金に210万円を追加し、1億3,700万2,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

款7、繰越金に1,937万7,000円を追加し、2,937万7,000円としております。項1、繰越金です。

歳入合計、補正前の額14億9,755万6,000円に2,164万2,000円を追加し、15億1,919万8,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費に226万5,000円を追加し、3,521万8,000円としております。項1、総務管理費です。

款7、諸支出金に13万7,000円を追加し、114万1,000円としております。項2、繰出金です。

款8、予備費に1,924万円を追加し、2,197万6,000円としております。項1、予備費です。

歳出合計、補正前の額14億9,755万6,000円に2,164万2,000円を追加し、15億1,919万8,000円としております。

今回の補正でございますが、歳入につきましてはシステム改修分の特別調整交付金の増額、人事異動に伴う一般会計からの繰入金の増額、令和3年度決算に基づく繰越金の増額でございます。

歳出につきましては、職員給与費等の増額、システム改修委託料の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。本予算全部についての質疑をお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第49号、令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございま

すが、ただいま担当課長の説明により令和3年度の決算による繰越金の増額及びそれに伴い予備費の増額ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第49号「令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号「令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第50号 令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮川安明君） 日程第10、議案第50号「令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 議案第50号、令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします

令和4年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,067万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億3,887万5,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分每ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和4年9月9日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入です。

款4、支払基金交付金に247万円を追加し、4億424万6,000円としております。項1、支払基金交付金です。

款5、国庫支出金に141万7,000円を追加し、4億1,993万4,000円としております。項1、国庫負担金です。

款8、繰入金に28万9,000円を追加し、2億7,819万8,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

款9、繰越金に5,649万9,000円を追加し、5,650万円としております。項1、繰越金です。

歳入合計、補正前の額15億7,820万円に6,067万5,000円を追加し、16億3,887万5,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 5、基金積立金に2,000万円を追加し、2,001万2,000円としております。項 1、基金積立金です。

款 7、諸支出金に1,123万6,000円を追加し、1,123万9,000円としております。項 1、償還金及び還付加算金、項 2、繰出金です。

款 8、予備費に2,943万9,000円を追加し、3,646万6,000円としております。項 1、予備費です。

歳出合計、補正前の額、15億7,820万円に6,067万5,000円を追加し、16億3,887万5,000円としております。

今回の補正の主なものは、令和3年度の決算の確定に伴い、歳入においては繰越金の増額及び保険給付費交付金等の追加交付、歳出においては基金積立金及び国、県等への返還金並びに町の一般会計の繰出金等になります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑につきましては本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願いします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。議案第50号、令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてでございますけれども、補正額で6,067万5,000円の増額ということでございます。補正内容につきましては、令和3年度の決算に伴う繰越金の確定或いは支払基金交付金の補正等でございます。また、歳出につきましても決算に伴う基金積立金や予備費等であることから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第50号「令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号「令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第51号 令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮川安明君） 日程第11、議案第51号「令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第51号、令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億8,052万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和4年9月9日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款4、繰入金に11万9,000円を追加し、6,023万4,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

款5、繰越金に95万4,000円を追加し、95万5,000円としております。項1、繰越金です。

歳入合計、補正前の額、1億7,945万1,000円に107万3,000円を追加し、1億8,052万4,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費に11万3,000円を追加し、256万6,000円としております。項1、総務管理費です。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金に44万5,000円を追加し、1億7,134万2,000円としております。項1、後期高齢者医療広域連合納付金です。

款4、諸支出金に5万3,000円を追加し、54万2,000円としております。項1、償還金及び還付加算金です。

款5、予備費に46万2,000円を追加し、47万円としております。項1、予備費です。

歳出合計、補正前の額、1億7,945万1,000円に107万3,000円を追加し、1億8,052万4,000円としております。

今回の補正でございますが、歳入につきましては、主に令和3年度決算に基づく繰越

金の増額、歳出につきましては、主に令和3年度負担金の確定に伴い追加負担が生じたことによる納付金の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑につきましては本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願いします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第51号、令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、ただいま担当課長の説明にありました通り、令和3年度の決算認定による繰越金の増額。歳出の主なものは広域連合納付金確定に伴う増額の補正予算になっておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第51号「令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号「令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第52号 令和4年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宮川安明君） 日程第12、議案第52号「令和4年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 議案第52号、令和4年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

1ページ目をお願いします。

総則第1条、令和4年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

資本的支出第2条、令和4年度甲佐町水道事業会計予算（以下、予算という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,609万9,000円は、当年度分消費税、資本的収支調整額794万4,000円と過年度分損益勘定留保資金8,815万5,000円で補填するものであります。

以下、科目、節予定額、補正予定額、計の順で説明させていただきます。

収入です。

第1款、第4項、町補助金0円に500万円を追加し、500万円としております。

歳出です。

第1款、第1項、建設改良費、8,810万円に500万円を追加し、9,310万円としております。

次のページをお願いします。

条項の追加。

第3条、予算第8条の次に次の1条を加える。

他会計からの補助金。

第9条、水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は500万円であります。

令和4年9月9日提出、町長名です。

なお、3ページから8ページまでに予算説明資料を添付しております。

歳入につきましては一般会計からの補助金で、歳出につきましては、水源地環境整備事業として、やな場に隣接する第一水源地の施設に生い茂っております生垣、これがせり出しておりました車両の離合や観光客の通行に支障をきたしておりますので安全上また、景観上悪いため撤去するもので工事を行うために増額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑につきましては本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願いします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 12番。

議案第52号、令和4年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）であります。今回500万の町の補助金を使い、やな場周辺の水源環境整備事業を行ったという補正でありますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第52号「令和4年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号「令和4年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第39号 権利の放棄について（委員会審査報告）

○議長（宮川安明君） 日程第13、議案第39号「権利の放棄について」を議題とします。

本案について権利の放棄に関する審査特別委員会委員長の報告を求めます。

荒田委員長。

○7番（荒田 博君） 7番。

委員会報告をいたします。本委員会は令和4年第2回定例会において付託された議案第39号、権利の放棄について、陳情第5号、多面的機能支払事業交付金返還に関する陳情についてを審査するため設置されたものであり、審査の経過と結果の報告をいたします。

まず、第1回の委員会を6月14日に開催し、出席委員11名に正副委員長の互選を行い、委員長に私、荒田博が、副委員長に本田新議員を選任いたしました。以降、執行部から農政課長、農政課経営係長の出席を求め議案第39号、権利の放棄について、陳情第5号、多面的機能支払事業交付金返還に関する陳情についてを一括議題として審査を行っております。

第2回の委員会を7月13日に開催し、出席委員9名で執行部から上豊内資源保全会に対する補助金返還に関する経緯、返還金に係る内容の説明の後、提出された資料に基づき質疑を行いました。

第3回の委員会を8月1日に開催し、出席委員11名、執行部から上豊内資源保全が多面的機能支払事業交付金事業を活用し実施した事業について説明の後、提出された資料に基づき質疑を行いました。

また、執行部から議案第39号、権利の放棄についての議案提出の根拠理由について説明がありました。

第4回の委員会を8月26日に開催し、出席委員10名、執行部から第3回委員会開催時に説明があった議案第39号、権利の放棄についての議案提出の根拠理由について質疑を

行いました。

また、討論、表決を行っております。

主な質疑につきましては、返還された金額について令和3年5月19日に返還された157万1,021円は補助金の一部を上豊内地区の会計に入金していた154万9,938円と資源保全会通帳の残高2万1,083円である。上豊内地区から資源保全会に返還され、資源保全会から町へ返還された154万9,938円と同額を上豊内地区は資源保全会の役員からの寄附金として受け入れている。

令和3年12月14日に返還された31万8,000円については、寄附を募り町へ返還されたものの。

令和4年5月19日に返還された23万7,667円については、使途不明金と同額であり資源保全会の役員の責任として町へ返還されていると執行部から答弁がっております。

使途不明金について、資源保全会から上豊内地区へ入金する際に、区の事業の支払いを行ったいわゆる相殺によるものと確認されている他、帳票等の紛失により確認が取れていないものがある。私的流用や横領については確認されていない。との執行部からの答弁がっております。

交付金事業について、交付金事業の趣旨に沿った事業が行われていると執行部からの答弁がっております。

次に、討論の要旨になります。

反対討論では、各委員から意見を聞き判断が難しい面も十分にある。債権放棄することが町の損失、町民の損失の捉え方をしているが未返還金全額を放棄するのではなく、長寿命化いわゆるハード事業を実施された工事費分を差し引いた残りを放棄するという考え方もある。このまま放棄することには反対である。住民の理解が得られるとは考えにくい。

賛成討論では、債権放棄をするということは貴重な町の財源を使わなければならない。回収見込みのない債権を持ち続けることが町にとってプラスなのか利益なのか考え判断すべきである。上豊内地区が資源保全会の活動再開に関し、債権を放棄することによって新たな一歩が踏み出され、また進んでいくよう議会も執行部も取り組んでいただきたい。

また、上豊内地区の方達にもそういった思いを持って、これからの行政区運営また、資源保全会に対する認識を新たに持っていただいで活動していただきたいと思う、との討論がありました。

表決になります。議案第39号、権利の放棄について表決権がある出席委員9人で賛成6、反対3人で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、陳情第5号、多面的機能支払事業交付金返還に関する陳情については同一趣旨の議案第39号、権利の放棄についてが原案可決とされておりますので、みなし採択としました。

以上、簡単ではございますが審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宮川安明君） これより委員長の報告に対する質疑を行います。委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果に対する質疑になります。議案に対する執行部への質疑は

出来ませんのでお知らせしておきます。

何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。今荒田委員長からの審査報告をお聞きしましたが、討論の要旨の中で反対討論の中で、この審査報告書については本日いただきましたので今内容をお聞きしながら文書も見ながら確認したんですけれども、反対討論の中で長寿命化いわゆるハード事業を実施された工事費分を差し引いた残りを放棄するという考え方もあるというようなことが書かれておりますが、この差し引いた残りを放棄ではなくて返済するという風に発言したのではないかという風に思います。そういった点で、その点だけは違うんじゃないかなということで質問をいたします。

○議長（宮川安明君） 荒田委員長。

○7番（荒田 博君） ただいま佐野議員からご指摘がありました反対討論の中でこのまま放棄するという事じゃなくて、返済に充てるということの答弁でございましたので、ここは書き換えを変更したいと思います。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

討論は議案に対する討論であり、委員長報告に対する討論ではありません。議案に対する討論であります。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。議案というのは元々の議案第39号でよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） はい、それでよろしいでございます。

○6番（佐野安春君） はい、では討論をさせていただきます。

議案第39号、権利の放棄については反対です。反対の理由を述べさせていただきます。

債権放棄の理由は、債務者に支払い能力がなく今後の徴収が見込めないとありますが、返済が始められたのは令和3年からとおよそ1年余りしか経過しておらず、この間で返済された金額は212万6,683円で債権総額の43.5%となっております。債権徴収の権利を放棄することは、町に対して275万6,072円プラス遅延滞金の損失を与えることとなります。

債権を回収するためのあらゆる方法を実行されたのでしょうか。まだ1年余りしか経過していないのに債権放棄することはあまりにも早すぎる決定であると考えます。

説明資料には返済責任として組織、資源保全会と構成員を上げてありますが、組織とは実態としては資源会役員会とするべきであると考えます。理由はこれまでの組織運営は総会は開かず、もちろん構成員の意見を聞くこともせず役員のみによって行われてきたか

らです。交付金返還の原因となった不適切事項を発生させたのも全て役員によるものです。

また、この間の返還金についての町の請求は上豊内資源保全会役員に対して行われてきたもので、これまでの返還金請求とこれからの返還金と遅延延滞金を放棄することは対応として一貫性に欠けるものとなります。

多面的機能支払事業補助金返還に係る債権の権利を放棄することは、この事業に携わる皆さんや町民の皆さんの理解と納得を得ることは難しいと考えます。

県内においても南阿蘇村また、南関町で不正受給問題が発生しましたが、補助金は返還されていると報道されております。

特別委員会の中で、特別委員会のことは話さない方がいいですかね。

わかりました。この件に関する権利の放棄は中止されるよう求めて反対理由とさせていただきます。以上です。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番田中です。議案第39号、権利の放棄についてでございますが、上豊内の今までの流れ、今後の上豊内の再建に向けての新たな一步になることと思えます。なので私は賛成いたします。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番

議案第39号、権利の放棄について賛成討論側として意見を述べさせていただきます。

反対討論があるようですけれども、なかなか今まで幾度となく審議をしてまいりましたけれども、我々は執行部側の意見を基に信憑性があるということで賛成の側に回っておりますけれども、逐一事業的にはされておると、中身的には色々内部では上豊内の内部ではあるようですけれども、今後上豊内だけでなく下豊内も一緒に豊内が生活道路、いろんな地域振興になるために早めに再スタートしていただいて、この問題から皆一斉になって協力して新たに資源保全会を守っていくという形をお願い申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番甲斐です。私の方からも議案第39号、権利の放棄についての賛成討論をさせていただきます。私の思いといたしましては、上豊内資源保全会におかれましては早期に事業再開をしていただきたいというふうに願っております。事業再開をしていただいて、例えば水路の補修だったり、そういったことに着手されますと水路の場合は上豊内のみならず下流域にも影響を及ぼしますので、そうなった場合に上豊内だけではなく甲佐町全体としての公益性があるというふうに考えます。

そういったことでこの回収の見込みがない債権について持ち続けるよりかは放棄もいたしかたないと思いますし、早くまた上豊内資源保全会には事業再開していただきたいという思いで賛成討論とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時53分

再開 午後 2 時15分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本案に対する反対者の発言を許します。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この事案につきましては国や県が数々の処理におきまして適正に行われなかった、行われていなかったことに対して過年度分も含めて全額の厳しい返還命令を出したものです。この会計処理につきましては、町からの説明等もあっておるといふふうに聞いておりますし、国や県の要領に反して行われてきたことにつきましては納得がいかないものがございます。

ただ私は返還された残りについては返還能力がないということで権利の放棄を町は提案をしているわけですが、数々の部落の中でもご意見があるようですけれども、実際行われた工事費を差し引いた残りを返還をしていただくということが町民に対しても納得のいく方法だと考えます。残り全額の債権放棄については、これについてはやはりそういう点で反対せざるを得ません。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。議案第39号、権利の放棄についてでございます。私も町民の方に何人かの方にこういう保全会、いろんなそういう関係の方にも今甲佐町でこういう問題がっております、どう思いますかということ聞いて周りました。そういう中でそれはおかしいだろう、こういう前例作ったらどうなるんだ、とかいう話があって、これはそう簡単に決めるもんじゃないよということで、私が思うにはまだまだこれは議論すべきじゃないかということで反対をいたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

これで討論を終結します。

これから議案第39号「権利の放棄について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決です。

議案第39号「権利の放棄について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。

よって、議案第39号「権利の放棄について」は委員長の報告どおりに可決されました。

日程第14 陳情第5号 多面的機能支払事業交付金返還に関する陳情について（委員

会審査報告)

○議長（宮川安明君） 日程第14、陳情第5号「多面的機能支払事業交付金返還に関する陳情について（委員会審査報告）」を議題とします。

既に同一趣旨の議案第39号「権利の放棄について」が原案可決となっておりますので、陳情第5号、多面的機能支払事業交付金返還に関する陳情は採択されたものとみなします。

日程第15 議会活性化に関する調査特別委員会からの中間報告の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第15「議会活性化に関する調査特別委員会からの中間報告の申し出について」を議題とします。

議会活性化に関する調査特別委員会から中間報告の申し出がっております。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

従って、議会活性化に関する調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

福田委員長の発言を許します。

福田委員長。

○9番（福田謙二君） 9番。

議会活性化に関する調査特別委員会中間報告をいたします。

本委員会は令和4年2月定例会において議会活性化に関する調査研究を行うため設置されたものであります。

まず、第1回の委員会を6月14日に開催し、正副委員長の互選を行い、委員長に私、福田謙二、副委員長に荒田博議員を選任いたしました。

以下、本委員会が設置されて以来取り組んでまいりました調査の経過につきましてご報告申し上げます。

第2回の委員会を7月13日に、第3回の委員会を8月1日に、第4回の委員会を8月26日に開催し、議会活性化に関する検討項目の洗い出し及び議員定数に関し調査研究を行っております。

議員定数に関しては、町民の様々な声を議員が議会を通じて執行部に伝えるものであり、人口当たりの定数ではなく、適正な議員定数の規模について調査研究、議論が未だ必要という意見や、本町の人口減少が続く中、持続可能な自治体を目指すため議員削減を行い、削減により出来る財源を町作りに活かしていくこと。議員定数が減っても、元の議員数以上に議会の役割を果たすため必要なものは何なのか、本委員会で調査研究を進める等の意見がありました。

本委員会では議員定数を1人削減の11人と賛成多数で結論を出しております。

その他、議会活性化に関する検討項目について引き続き調査研究を進めていくこととし

ております。

以上、中間報告といたします。

○議長（宮川安明君） これで議会活性化に関する調査特別委員会からの中間報告は終了しました。しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時23分

再開 午後 2 時24分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま本田新議員の他 2 名から発議第 2 号、甲佐町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって発議第 2 号、甲佐町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。

資料配布のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時25分

再開 午後 2 時26分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1 発議第 2 号 甲佐町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 追加日程第 1、発議第 2 号「甲佐町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（北畑公孝君） 発議第 2 号、令和 4 年 9 月13日、甲佐町議会議長宮川安明様。提出者、甲佐町議会議員本田新、同じく宮本修治、同じく荒田博。

甲佐町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

甲佐町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

甲佐町議会議員定数条例の一部を次のように改正する。

本則中「12人」を「11人」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以降はじめてその期日を告示される一般選挙から適用する。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 次に、提出者の説明を求めます。

12番、本田議員。

○12番（本田 新君） それでは提案理由の説明をさせていただきます。

先程、議会活性化委員会の中間報告の中にありました通り、議員定数の削減について人口当たりの定数じゃなく適正な議員の定数の規模についてだとか、また調査研究の必要があるという意見がありましたけれども、議員定数を一つ削減するという意見で賛成多数で削減するという結論が達しました。

また、過去において16名から12名に議員削減を本議会で行われましたけれども、当時の議事録を読みますと、人口あたり1,000人に対して一人当たりの定数ではという意見で定数削減が行われました。

今日我が町の人口を考えます時に、議員定数を1名削減するという事で発議を行いました。どうか皆様方におかれましては1名削減について真剣に考えていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 提出者の名前はありますけれども、提出者とまた、執行部に対してお尋ねさせていただければと思いますけれども、この議員定数の削減1人につき年間どのくらい議会費が削減できるのか、その辺りも分かるのであれば教えていただきたいです。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） この議員定数削減におきましては3年前の平成31年の3月議会で私が質問をいたしました。その当時の総務課長の答弁の中に平成16年の16名から12名に削減した時は、4名削減することにより年間1,800万、単純に計算しますと議員一人当たり450万円ぐらいの削減が見込まれたと考えられる、という答弁がっておりますので、今日においても400万円から500万円程度の削減になるのではないかと考えられます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 甲佐町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定につい

て反対の立場から討論をさせていただきます。

議会での定数削減問題につきましては、一般質問の中での発言をきっかけに特別委員会が設置されまして、これまで議論が進められてきました。人口減少の中で議員は1,000人に1人が適当ではないかという趣旨の発言から始まっておりましてけれども、しかし他の自治体を見ましても人口1万人前後の町村では12名かそれより多い町村も多くあります。

財政的にも今回の監査報告であります通り、令和3年度は収支7億1,500万円の残であり、5億5,000万の基金を積み増しをしております。財政的には顕著な財政運営が行われております。

今答弁いただきましたけれども、議員一人につきましては400万から500万、ちょっと数字に差がありますけれども、そういった点では歳出から見ますと、全体から見ますとこの数字と言いますのは0.1%にも満たない金額であるという風に思います。そういった点で財政的な問題からこの削減を議論する論拠はないという風に考えます。

定数問題は議会の根幹に関わることでありまして、住民の暮らしが厳しい状況の中にあつて住民の利益を守るべき議員の果たす役割は大きくなっているという風に考えます。定数削減はこの重要な役割を縮めるもので住民の利益に反するものだという風に思います。そしてそのために町政をチェックするという重要な役割におきましても、その機能を縮めるものだという風に考えます。

今の議席はそのためのギリギリの議席になっているのではないかという風に思います。定数削減はややもすると少数意見が削られるということに繋がりはしないかという風に考えます。議会におきましては少数派の意見や多様な意見の場があつてこそ町民のための議会であると考えます。

職員も減っているからという意見も討論の中にもありましたけれども、職員定数と議員定数を同率で議論すべきではないという風に考えました。

また、町民の削減に対する意見が多いという声も議論の中ではありました。これにつきましては、町民全体の意見を集約したものではありません。これにつきましては町民全体からのアンケートなどを集約して実施すべきだという風に思います。

また、議員削減は議会活性化にも反するものだというふうに考えます。定数削減は町民が望む議会活性の議論と切り離すことはできないという風に思います。

よって定数問題を切り離しての採決につきましては甲佐町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については反対をいたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

甲佐町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議員定数の問題につきましては議会活性化に関する調査特別委員会の中におきましても現在の定数を維持するのか、あるいは削減するのか、様々な意見が出る中、本町の人口

の減少や将来にわたっての財政面での町負担の軽減など議会が率先して改革を行うことで、町民の皆様の負担を少しでも軽減できるものであると確信し、合わせて町民の付託に十分に応えられるよう議員個々が研鑽を重ね、町政発展に寄与される事を切に願い、本条例の制定について異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） 次に反対者の発言を許します。

これで討論を終結します。

これから発議第2号「甲佐町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします

この採決は起立によって行います。

本案に対し賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。

よって、本案は原案どおり決定しました。

お諮りします。

ただいま本田新議員の他2名から発議第3号、甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって発議第3号、甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

資料配布のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時40分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2 発議第3号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 追加日程第2、発議第3号「甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

北畑事務局長。

○議会事務局長（北畑公孝君） 発議第3号、令和4年9月13日、甲佐町議会議長宮川安明様。提出者、甲佐町議会議員本田新、同じく宮本修治、同じく荒田博。

甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例。

甲佐町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条、第2号中「6人」を「5人」に改める。

新旧対照表をお願いいたします。

現在、総務文教常任委員会6人、産業厚生常任委員会6人。

総務文教常任委員会はそのまま6人で、今回の改正で産業厚生常任委員会を5人と改めるものでございます。

以上で終わります。

○議長（宮川安明君） 次に、提出者の説明を求めます。

12番、本田議員。

○12番（本田 新君） それでは提案理由の説明をさせていただきます。

先程、甲佐町議会議員定数条例が賛成多数で可決されました。それに伴いまして議員数が11名になりましたので、2つの常任委員会の内、産業厚生常任委員会を6人から5人に1人少なくするという提案です。

そしてこの条例は令和5年3月1日から来年2月に行われるであろう町議会議員選挙の後の新しい議会の議員である3月1日から施行するということになります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。改正について常任委員の定数を変えらるご提案がありましたが、総務文教の方は今までの6名で、産業厚生の方が5名ということですが、この産業厚生を減らすという理由は何なのでしょう。

○12番（本田 新君） どちらかを少なくしなくちゃならないという話で1つの考え方として総務文教の方に所管してあります総務課辺りが財源や予算の内訳を持つ総務課を有していることが主に起因していると思います。産業厚生で色んな予算を確保しましてもやはり、そういった第三権というんですかね、執行権にしなくて予算を決めるとか、そういった所管が総務にあるということ。それと色んな個々に例規集を見ていただきますとわかります通り、総務文教は12の所管を持っております。産業厚生は7つであります。ということも合わせて産業厚生を1つ減らすという理由であります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。今所轄の数の違いで総務文教はそのままで産業厚生の方を少なくするというご説明がありましたが、今までは6と6じゃなかったですか。だから所轄の違いはあっても今の説明から行くと、今は定数12ですけれども、7

と5でも良かったということになるじゃないですか。私はそういう風に受け止めました。そういった意味では産業厚生を減らされるという説明についてはしっかり納得は行かないんですけども。

○12番（本田 新君） 12名を7と5にするよりもその場合は6と6にした方が考え方としてはいいのではないかと、7と5よりは6と6の方がいいのではないかと私は提案者としてはそういう思いがあります。それが正しいのか正しくないのかは議論の余地があるかと思うんですけども。

○6番（佐野安春君） いいですか。議員の定数を減らすというようなところから常任委員の定数も変更になってくるということにあると思うんですけども、やはりご提案される以上もう少し明確に、そうだなというところが私は必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○12番（本田 新君） 議員定数を1つ削減するという事は先程もありました通り、公共財源を確保するということが1つあったと思います。また、議員定数を削減することにより1つは行財政改革を推進したということ、これは何も議会だけじゃなく行政側にもそのことを求められるということもあるかと私は思います。また、議員定数が12人から11人に減りましたけれども、先程賛成4番鳴瀬議員が答弁にありました通り、11名でも12名分の議員のカバーをする、そうすることによって甲佐町議会が町民の付託にしっかりと答え何とかそういうことの原因で1名の削減が行われたと思いますし、委員会条例につきましても11人になりましたから2つの委員会の内どちらかを少なくするとなった場合、産業厚生を1つ減らしたと、それは先程も申しました通り、所管が12と7つの違いがあったから、それに7と5でも良かったのではという考えには、私はそういう考えはないと否定をします。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 採決に入ると思うんですけども、その前にしばし休憩をお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時51分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

もう1回だけ許します。佐野議員

○6番（佐野安春君） 改めてこの常任委員会の役割というのが問題意識されてきたと思うんですよ、今少しの議論の中ではありますけれども。やはり町議会がこの常任委員会の不活発化というか、やはり本来あるべき常任委員会としての活動がはっきり言いまして皆無に近い状態だと思うんですよ。そういった意味では常任委員会を本当に活動のある委員

会にこういった機会も契機としてやっていかなければならないと思うんですよ。

そういうことでは今本田議員から提案された問題についても、こちらを減らすということももう少し明確な理由というのを指し示していただく必要があると思って私はお尋ねをしたところですよ。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 先程申しました通り所管が12と7つの違いがある。これは物凄い産業厚生を1つ減らしたという大きな理由であります。更に今佐野議員のご意見の中でありました通り、正しく議員がおっしゃられた通り常任委員会をもっと活発にするというようなことは正しく議会活性化委員会の中で大いに議論していただいて、これからのそういった議会の在り様については議会活性化委員会の中で大いに議論していただきたいと私はそういう思いで活性化委員会の中で発言したことがあると思いますので、どうぞ活性化委員会の中で大いに議論していただきたい、常任委員会の在り様についても大いに議論していただきたいという思いで答弁させていただきます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。

甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

常任委員会の定数については今ご意見もいただきましたけれども、やはりそれぞれ与えられた常任委員会の役割の中で一人一人の議員さんが町の発展のために色んな調査だったり研究だったり、ひいては勉強だったりしていただいて、やはり町の住民の代表ということを中心に秘めて益々励んでいていただきたいと思います。そういったことも含め、提案理由の中にもあります通り、議会議員の定数条例が改正をされたことに伴う条例の一部改正でございますので、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから発議第3号「甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決定いたしました。

日程16 議員派遣について

○議長（宮川安明君） 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣すること、日程等の変更については議長に一任することに決定しました。

日程第17 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第18 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第17「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第18「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題とします。

お手元に配付のとおり、総務文教・産業厚生の中の二つの常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の二つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第19 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第19「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第20 議会活性化に関する調査特別委員会からの閉会中の継続調査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程20「議会活性化に関する調査特別委員会からの閉会中の継続調査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会活性化に関する調査特別委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

申し出のとおり閉会中の継続調査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議会活性化に関する調査特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

閉会前に当たり、奥名町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、9月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月9日から本日までの5日間にわたり、提案をいたしました案件等につきまして精力的にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決をいただきました一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り、町民の皆様の福祉の向上に努めてまいりる覚悟であります。

なお、今議会でご指摘をいただきました各事項につきましては、今後の町政運営に生かしていきたいと考えております。

今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9日に開会し、本日13日までの5日間にわたり重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。

また、議員各位におかれましては、終始精力的なご審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。今後とも町民の付託と期待に応えるべく、更なるご尽力を賜りますようお願い

を申し上げる次第でございます。

最後に、皆様にはくれぐれもご健康にご留意いただきますようお願い申し上げ、令和4年第3回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時2分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
令 和 4 年 第 3 回 定 例 会

令 和 4 年 9 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 川 安 明

編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 北 畑 公 孝

作 成 オ フ ィ ス エ ム ワ ン 電 話 (096) 234-2208

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198